

# 社会福祉法人の運営に関する法律等の解釈と運用

(令和5年6月全部改定版)

島根県健康福祉部地域福祉課

【根拠法令等】

法令等の名称	略称
社会福祉法（昭和26法律第45号）	法
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18.6.2法律第48号）	一般法人法
社会福祉法施行令（昭和33.6.27政令第185号）	政令
社会福祉法施行規則（昭和26.6.21厚生省令第28号）	規則
社会福祉法人会計基準（平成28.3.31厚生労働省令第79号）	会計基準
社会福祉法人の認可について別紙1社会福祉法人審査基準（平成12.12.1厚生労働省 障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号）【局長等通知】	法人審査基準
社会福祉法人の認可について別紙2社会福祉法人定款例（平成12.12.1厚生労働省 障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号）【局長等通知】	定款例
社会福祉法人の認可について（平成12.12.1厚生労働省 障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号）【課長通知】	法人審査要領
社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について（昭和46.7.16厚生省社庶第121号）【局長通知】	事業団等設立運営基準
国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（平成12.9.8厚生省障第670号・社援第2029号・老発第628号）【局長通知】	通所施設要件緩和通知
地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて（平成16.12.13厚生労働省社援第1213003号・老発第12130001号）【局長通知】	サテライト型居住施設等要件緩和通知
居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（平成12.9.8厚生省障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号）【局長通知】	居宅介護事業等要件緩和通知
共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（平成14.8.30厚生労働省社援第0830007号・老発第0830006号）【局長通知】	共同生活援助事業等要件緩和通知
介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（平成15.5.8厚生労働省社援第0508002号）【局長通知】	介助犬訓練事業等要件緩和通知
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（平成24.3.30厚生労働省社援発0330第5号）【局長通知】	地域活動支援センター要件緩和通知
社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について（平成28.6.1厚生労働省 社援基発0601第1号）【課長通知】	地域における公益的な取組通知
社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について（平成29.3.29厚生労働省 雇児発0329第6号、社援発0329第48号、老発0329第30号）【局長通知】	届出様式通知
指導監査ガイドライン（平成29.4.27厚生労働省 雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号）【局長通知】	ガイドライン
社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13.7.23厚生労働省 雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号）【局長通知】	許認可等の適正化等通知
社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運営及び指導について（平成16.3.12厚生労働省 雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号）【局長通知】	社会福祉施設運営費指導通知

法令等の名称	略称
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて（平成 28. 3. 31 厚生労働省 雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号）【局長通知】	会計基準運用取扱
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（平成 28. 3. 31 厚生労働省 雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号）【課長通知】	会計基準留意事項
社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成 29. 1. 24 厚生労働省 雇児発 0124 第 1 号・社援発 0124 第 1 号・老発 0124 第 1 号）【局長通知】	充実計画事務処理基準
社会福祉法人による海外事業の実施等について（平成 30. 7. 2 厚生労働省 社援基発 0702 第 1 号）	介護職種等技能実習生受入通知

## 目 次

1	評議員について	4
2	評議員会について	9
3	理事について	15
4	業務を執行する理事について	20
5	理事会について	23
6	監事について	27
7	会計監査人について	33
8	監査報告の作成等について	36
9	社会福祉法人に対する役員等並びに評議員の損害賠償責任等について	39
10	役員等並びに評議員の報酬等について	44
11	内部管理体制の整備について	47
12	社会福祉法人が営む事業について	48
13	資産の管理について	60
14	会計処理について	69
15	計算書類等の作成等について	79
16	社会福祉充実計画の作成等について	86
17	社会福祉法人の情報開示等について	88
18	罰則等について	92
19	その他特記事項について	95
	<b>【別紙1】</b> 理事会及び評議員会の議題項目一覧	96
	<b>【別紙2】</b> 計算書類及び計算書類附属明細書一覧	98
	<b>【参考1】</b> 社会福祉法人が定める規程等一覧表	99
	<b>【参考2】</b> 会計帳簿の作成に係る補助簿一覧表	101
	<b>【参考3】</b> 社会福祉法人が作成する書類の保存年限等一覧	104
	<b>【参考4】</b> 社会福祉事業の内容一覧	106

本文	根拠
<p>1 評議員について</p> <p>(1) 評議員の定数及び任期</p> <p>評議員の員数は、社会福祉法人の定款に定める理事の員数を超えていなければならない。</p> <p>※定款で定めた評議員の員数が定款で定めた理事の員数を超えていけばよいということではなく、現任の員数において超えていなければならないものとする。(例：現任の理事が6人の場合、現任の評議員は7人以上)</p> <p>評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであるが、定款に定めることにより4年以内を6年以内に伸ばすこともできる。</p> <p>※選任された評議員の任期の起算日は、定款に定めた方法により選任した日となり、任期の始期は就任を承諾した日となるものとする。</p> <p>※任期満了の場合には、定時評議員会までに後任となる者を、定款に定めた方法により選任する必要があるが、その場合の評議員への就任承諾は、前任者との任期の重複を避けるために、定時評議員会の終結の時からとすることが適当である。</p> <p>なお、欠員補充として選任された評議員の任期については、定款に定めることにより、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。</p> <p>(2) 評議員の選任</p> <p>評議員の選任は、定款に定めた方法により行わなければならない。</p> <p>※社会福祉法人内に評議員の選任及び解任を行うための専門の機関（以下「選任・解任委員会」という。）を設けて行うことが考えられる。</p> <p>※再任については、これを妨げないものとする。</p> <p><b>【評議員の選任手続き〈例示〉】</b></p> <p>①評議員候補者の調整及び候補者名簿（案）の作成</p> <p>※事前に、社会福祉法人事務局において以下の書類を候補者から徴し、評議員への就任の意思、資格要件や欠格事由などについて確認を行うものとする。</p> <p>ア 就任承諾書（選任されたなら就任する等の条件が付された場合のみ）</p> <p>イ 欠格事由等に該当しない旨の確認書又は誓約書</p> <p>ウ 履歴書</p> <p>エ 特殊関係人等に関するチェックリスト</p> <p>オ その他資格要件等の確認に必要な資料</p> <p>②理事会の招集通知（開催する1週間前までに）</p> <p>③理事会の開催</p> <p>ア 選任・解任委員会の招集に関する事項の決議</p> <p>※選任・解任委員会の委員（以下「委員」という。）の任期満了後の開催となるのであれば、新たに委員を選任する必要がある。</p> <p>※新たに選任した委員に委嘱状を交付するか否かについては、評議員や役員の場合に準じて、当該社会福祉法人において判断して差し支えない。</p> <p>イ 評議員候補者（案）の決定</p> <p>④委員に対する選任・解任委員会の招集通知</p> <p>⑤選任・解任委員会での審議決定</p> <p>ア 評議員候補者の就任の意思、資格要件や欠格事由の確認結果を説明</p> <p>イ 評議員を個別に選任（外部委員が同意しなかった場合は、選任の決議</p>	<p>法第40条第3項</p> <p>厚生労働省見解①</p> <p>法第41条第1項</p> <p>厚生労働省見解②</p> <p>所轄庁助言①</p> <p>法第41条第2項</p> <p>法第39条</p> <p>厚生労働省助言①</p> <p>所轄庁見解①</p> <p>所轄庁見解②</p> <p>所轄庁見解③</p> <p>所轄庁見解④</p> <p>(定款例第6条第5項但し書)</p>

本文	根拠
<p>は成立しないことになる。)</p> <p>※選任・解任委員会において審議した事項について議事録を作成し、出席した委員又は委員長が署名又は記名押印した上で、決議を行った日から10年間保存しておくことが適当と考える。</p> <p>⑥就任依頼の通知</p> <p>⑦就任承諾書の徴取（条件付きで事前に徴した場合は除く。）</p> <p>⑧委嘱状の交付</p> <p>※委嘱状の交付については、改正後の法令に定めがないことから、交付するか否かについては、当該社会福祉法人において判断しても差し支えないものとする。</p> <p>(3) 評議員の資格要件</p> <p>評議員に選任するためには、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」に該当することが、その資格要件となる。</p> <p>定款に定めるところにより評議員の選任を行うときは、評議員候補者がこの資格要件に該当することを、具体的に説明した上で行うことを要する。</p> <p>※この説明の経過については、記録し保存しておく必要があり、一般的には、選任・解任委員会の議事録に記載することになる。</p> <p>※この資格要件に該当する者であれば、居住地制限はないので、法人の所在する地域以外の住民であっても、評議員に就任することができるものとする。</p> <p>(4) 評議員の欠格事由等</p> <p>①欠格事由</p> <p>以下のア～カに該当する者は、評議員となることはできない。</p> <p>ア 法人（社会福祉法人を含む。）</p> <p>イ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「生活保護法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「老人福祉法」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身体障害者福祉法」という。）又は社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「社会福祉法」という。）の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>エ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>オ 解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員</p> <p>カ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>②兼職禁止</p> <p>評議員は、当該社会福祉法人の理事及び監事（以下「役員」という。）、会計監査人又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることはできない。</p> <p>※非常勤の医師の場合は、当該社会福祉法人との間で雇用関係が成立していれば、職員としての身分を有することになるので、評議員に選任することはできないが、当該医師が従事する業務の範囲が、健診等にとどまるものであれば、雇用関係ではなく業務委託関係が生じていると考えられることから、当該医師を評議員に選任することができるものとする。</p> <p>※顧問弁護士、顧問公認会計士、顧問税理士の場合は、当該社会福祉法人からの業務の委託が、会計処理等に関わるものであれば、自らが行った行為を監督することになり、評議員に選任することは適当ではないが、</p>	<p>厚生労働省助言②</p> <p>厚生労働省見解③</p> <p>法第39条</p> <p>ガイドライン I-3-(1)-1 〈着眼点〉</p> <p>所轄庁見解⑤</p> <p>厚生労働省見解④</p> <p>法第40条第1項</p> <p>法第40条第1項第1号</p> <p>法第40条第1項第2号</p> <p>規則第2条の6の2</p> <p>法第40条第1項第3号</p> <p>法第40条第1項第4号</p> <p>法第40条第1項第5号</p> <p>法第40条第1項第6号</p> <p>法第40条第2項</p> <p>法第45条の2第3項</p> <p>厚生労働省見解⑤</p> <p>厚生労働省見解⑥</p>

本文	根拠
<p>その業務が法律面や経営面についてのアドバイスのみを行うものにとどまるのであれば、評議員に選任することができるものとする。</p> <p>※元職員であった者が評議員になることも可能ではあるが、内部牽制関係を適正に働かせるためには、退職後、少なくとも1年程度経過した者とすることが適当と考える。</p> <p>③特殊の関係がある者等</p> <p>評議員のうちには、各評議員の配偶者及び3親等以内の親族並びに各役員の配偶者及び3親等以内の親族が含まれてはならない。</p> <p>また、以下に掲げる各評議員又は各役員と特殊の関係がある者（以下「特殊関係者」という。）も含まれてはならない。</p> <p>ア 評議員又は役員と婚姻の届出はしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者</p> <p>イ 評議員又は役員の使用人（秘書、執事など評議員又は役員が個人的に雇用している者）</p> <p>ウ 評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>エ イ及びウに掲げる者の配偶者</p> <p>オ アからウに掲げる者の3親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者</p> <p>カ 当該社会福祉法人の評議員又は役員が、社会福祉法人以外の他の同一の団体において、役員（法人でない団体で代表者又は管理人を定めるものにあつては、その代表者又は管理人を含む。）若しくは業務を執行する社員となっている場合の当該団体の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び理事を含む当該団体のこれらの者で、当該社会福祉法人の評議員に就任している者の合計数が、当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）</p> <p>キ 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該社会福祉法人の評議員及び役員が、当該他の社会福祉法人の評議員総数の半数を超えて、評議員に就任している場合に限る。）</p> <p>ク 以下に掲げる団体の職員（当該社会福祉法人の評議員に就任しているこれらの団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）の合計数が、当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超えている場合に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人</li> </ul> <p>※関係行政庁の職員から評議員を選出することは、法第61条第1項第2号に定める公私分離の原則に照らし適当ではないと考える。</p> <p>※社会福祉協議会については、関係行政庁の職員を、評議員の総数の5分の1まで選任しても差し支えない。</p> <p>※関係行政庁の職員とは、所轄庁の職員に加え、社会福祉法人に対し助成等を行った行政庁の職員をいうものとする。</p> <p>※上記の職員は、常勤又は非常勤の別を問わないものとする。</p> <p>※租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条の適用団体となる場合は、親族要件が、3親等以内から6親等以内と厳しくなるので、留意する必要がある。</p> <p>(5) 評議員の解任</p> <p>評議員の解任については、法令には明文化されていないが、定款にその要件</p>	<p>厚生労働省助言③</p> <p>法第40条第4項 法第40条第5項 規則第2条の7 規則第2条の8</p> <p>(厚生労働省見解⑦)</p> <p>(ガイドライン I-3-(1)-2 (着眼点) (注2)③vi(注))</p> <p>厚生労働省助言④</p> <p>法第109条第5項準用 法人審査基準第三-1-(1)</p> <p>厚生労働省見解⑧</p> <p>所轄庁見解⑥</p> <p>厚生労働省助言⑤</p> <p>法第31条第1項第5号</p>

本文	根拠
<p>や手続きを定めれば、評議員を解任することはできる。</p> <p>※評議員は法人の重要な方針を決定する評議員会の構成員であることに鑑みるならば、その解任に当たっては、要件の単なる事実確認により判断することなく、その事実の背景も十分に考慮した上で、慎重に対応する必要がある。</p> <p>(6) 評議員に欠員が生じた場合の措置</p> <p>社会福祉法又は定款に定めた評議員の員数に欠員が生じた場合においては、任期満了又は辞任により退任（評議員の欠格事由等に該当した場合又は解任された場合を除く。）した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまでは、なお、評議員としての権利と義務を有する。</p> <p>※退任後においても、ここにいう「権利と義務」として、評議員会に出席し議決を行う責務を有するので、注意を要する。</p> <p>また、評議員が事故等で欠けた場合や、退任した評議員が、新たな評議員が就任するまでの間に、評議員としての権利義務を果たせない場合において、社会福祉法人等の業務遂行に重大な支障が生じ、事務が遅滞することにより、社会福祉法人に損害が生ずるおそれがあると認められるときは、所轄庁は、利害関係人の請求又は職権により、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。</p> <p>※利害関係人には、評議員（その職を辞した者を除く。）、役員、会計監査人、職員、債権者等の利害関係者（施設又は事業の利用者を含む。）が考えられる。</p> <p>なお、評議員の補欠の選任については、法令には明文化されていないが、補欠の選任に関する事項を定款に規定すれば、選任することができるものとする。</p>	<p>所轄庁助言②</p> <p>法第 42 条第 1 項</p> <p>所轄庁助言③</p> <p>法第 42 条第 2 項</p> <p>厚生労働省助言⑥</p> <p>厚生労働省見解⑨</p>



本文	根拠
<p>2 評議員会について</p> <p>(1) 評議員会の招集手続き</p> <p>定時及び臨時評議員会は、原則として理事会の決議に基づき定款に定めた理事（一般的には理事長）が招集する。</p> <p>※当該理事が、長期不在となった場合又は欠けた場合には、法的には他の理事も評議員会を招集することができるので、定款に当該理事に代わって理事会を招集する理事を、定めることができるものとする。</p> <p>評議員が、議題及び招集の理由を示して、理事（一般的には理事長）に評議員会の開催を請求した後において、以下に掲げる事項に該当した場合は、当該評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。</p> <p>①評議員会の招集の請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合</p> <p>②評議員会の招集の請求を行った日から6週間（定款にこの期間を短縮した日数を定めた場合はその期間）以内の日を開催日とする評議員会の招集通知が発せられなかった場合</p> <p>評議員会の招集に当たっては、理事会において以下に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>①評議員会の日時及び場所</p> <p>②評議員会の目的である事項（議題）</p> <p>③評議員会の目的である事項の議案の概要（未確定の場合はその旨）</p> <p>※議題とは…会議の目的である事項（例：理事の選任について）</p> <p>※議案とは…議決するために提出する具体的な提案（例：〇〇氏を理事に選任することについて）</p> <p>議題だけで提案する内容が分かる場合は、議題を議案として取扱うことができる。</p> <p>評議員が、所轄庁の許可を得て評議員会を開催する場には、上記の①から③の事項については、当該評議員が定めなければならない。</p> <p>なお、評議員は、評議員会の開催予定日の4週間前までであれば、理事（一般的には理事長）に対し、一定の事項について、評議員会の議題とするよう請求することができる。</p> <p>定時及び臨時評議員会の招集通知は、招集事項を記載した書面を、評議員会開催予定日の1週間前又は定款により短縮した日数の前までに、各評議員に対して発出することにより行わなければならない。</p> <p>また、書面に代えて電磁的方法により招集通知を発出することも可能ではあるが、この場合は、あらかじめ各評議員に対して、電磁的方法の種類（電子メール、webサイトの利用、CD-ROM等）や内容を示し、書面又は電磁的方法により、承諾を得ておかななければならない。</p> <p>なお、定時評議員会の招集通知をする場合には、各評議員に対し、監事の監査（会計監査人の監査を含む。）及び理事会の承認を得た貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書（以下「計算書類」という。）、財産目録、事業報告及び監査報告（会計監査報告がある場合はこれを含む。）を、提供しなければならない。</p> <p>定時評議員会の招集に関する事項を決定する理事会は、計算書類、財産目録、事業報告及び監査報告（会計監査報告がある場合はこれを含む。）の備え置き及び閲覧に関する規定との整合を図るため、定時評議員会の開催予定日と当該理事会との間で、2週間以上の間隔を確保することを要する。</p> <p>※臨時評議員会の招集事項を決定する理事会については、当該臨時評議員会開催予定日の1週間以上前までに、開催するものとする。</p>	<p>法第45条の9第3項</p> <p>厚生労働省見解①</p> <p>法第45条の9第4項 法第45条の9第5項</p> <p>一般法人法第181条第1項</p> <p>規則第2条の12 厚生労働省見解② 所轄庁見解①</p> <p>規則第2条の12</p> <p>一般法人法第181条第2項</p> <p>一般法人法第184条</p> <p>一般法人法第182条第1項</p> <p>一般法人法第182条第2項 政令第14条第1項</p> <p>法第45条の29</p> <p>ガイドラインI-3-(2)-1〈着眼点〉</p> <p>厚生労働省見解③</p>

本文	根拠
<p>(2) 評議員会の招集手続きの省略等</p> <p>評議員会は、評議員全員の同意があれば、招集手続きを省略して開催することができる。</p> <p>※当該同意については、事前に評議員全員から招集手続きの省略について同意した書面又は電磁的方法により確認するか、招集した評議員会の冒頭において、招集手続きを省略したことへの同意の有無を確認し、確認した事項を議事録に明記しておくことが適当と考える。(欠席者からも、事前に書面又は電磁的記録により同意を得ておくことが適当と考える。)</p> <p>なお、この同意に関する書面又は電磁的記録は、議事録と一緒に保存しておくことを要する。</p> <p>ただし、評議員会の招集手続きを省略する場合であっても、評議員会の招集に関する事項については、理事会において決議しなければならない。</p> <p>また、開催された評議員会において、その延期又は続行(開催日の延長)について決議を行う場合にも、当該延期又は続行に係る評議員会については、理事会における評議員会招集事項の決議及び招集の手続きを省略して開催することができる。</p> <p>(3) 評議員会の招集時期</p> <p>定時評議員会は、会計年度終了後一定の時期に招集しなければならない。</p> <p>※一定の時期については、4月から6月の範囲で定款に開催月を定めることになるが、開催月を特定せず毎会計年度終了後3月以内としても、差し支えないものとする</p> <p>なお、臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。</p> <p>(4) 評議員会における審議及び決議(別紙1の理事会及び評議員会の議題項目一覧参照)</p> <p>評議員会は、法令若しくは定款に定める事項であって、招集通知に示された議題について審議並びに決議を行い、当該議題以外の事項については決議を行うことはできない。</p> <p>ただし、定時評議員会において、会計監査人に出席を求めることを決議することについては、この限りではない。</p> <p>評議員は、一定の事項について、開催される評議員会の議題とするように、理事(一般的には理事長)に対し請求することができる。ただし、この場合は、当該請求は、評議員会を開催する日の4週間前までに請求しなければならない。</p> <p>評議員は、開催される評議員会の議案について、以下に掲げる場合には、当該議題に関連した議案を提出することができる。</p> <p>①法令若しくは定款に違反していない場合</p> <p>②以前に評議員会の議案となりながら、当該評議員会において評議員の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年(これを定款に定めることにより短縮することは可能)を経過している場合</p> <p>また、評議員は、評議員会に議案を提出するにあたって、当該評議員会を開催する日の4週間前までに、理事(一般的には理事長)に対し、当該評議員会の招集通知に、当該議案の要領を記載又は記録することを請求することができる。</p> <p>評議員会での決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その出席者の過半数により行うことを要するが、過半数に代えて、これを上回る割合を定款に定めることもできる。</p> <p>※議長が決議の最初から議決権を行使せず、議長を除く出席者の過半数の同意で決議が成立するとしたときは、出席者の員数が偶数となった場合には、議長を除いて決議を行って賛成が反対を1名上回っても、出席者の過半数は超</p>	<p>一般法人法第183条</p> <p>所轄庁助言①</p> <p>ガイドライン I-3-(2)-1〈着眼点〉</p> <p>ガイドライン I-3-(2)-1〈着眼点〉</p> <p>一般法人法第192条</p> <p>法第45条の9第1項</p> <p>厚生労働省見解④</p> <p>法第45条の9第2項</p> <p>法第45条の8第2項</p> <p>法第45条の9第9項</p> <p>一般法人法第181条第1項</p> <p>一般法人法第184条</p> <p>一般法人法第185条</p> <p>一般法人法第186条第1項</p> <p>法第45条の9第6項</p> <p>所轄庁助言②</p>

本文	根拠
<p>えていないことになり、決議の成立について法的な疑義が生じることが考えられることから、議長も決議の最初から参加することが適当と考える。</p> <p>ただし、以下に掲げる事項については、議決に加わることができる評議員の3分の2以上（これを上回る割合を定款に定めることもできる。）に当たる多数をもって、決議することを要する。</p> <p>【3分の2以上の多数で決議する事項】</p> <p>①監事の解任</p> <p>②法人に対する役員 の損害賠償の一部免除（全額を免除する場合には全員の同意を要する。）</p> <p>③定款の変更</p> <p>④法人の解散</p> <p>⑤法人の合併契約の承認</p> <p>※「議決に加わることができる評議員」には、病気等により評議員として長期不在となっている者や、退任していても評議員としての権利義務を有する者も含まれるので注意を要する。</p> <p>特別の利害関係を有する評議員は、法第45条の9第8項の規定により議決に加わることはできないことから、その議決を行う前に、社会福祉法人の事務局において、各評議員について確認した事項を説明するとともに、この説明した事項については、議事録への記載を要する。</p> <p>なお、以下に掲げる場合には、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、また、決議事項に特別の利害関係がある評議員がいない場合には、当該事項の議事録への記載は要しない。</p> <p>①評議員会の招集通知に、当該評議員会の議案について、特別の利害関係を有する場合には、事前に法人に申し出ることを記した場合</p> <p>②評議員会の運営に関する法人の規程において、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を有するときは、事前に届け出なければならないことを定めている場合</p> <p>ここにいう「特別の利害関係」とは、評議員会における決議において、法人に対する善管注意義務を果たすことが困難な関係を意味する。</p> <p>評議員の議決権の行使については、書面又は電磁的方法による行使や、代理人又は持ち回りにより行うことはできない。</p> <p>※出席者が、対面して相互に十分な議論を行う方法（例：テレビ会議等）であれば、一堂に会さなくても評議員会を開催することができるものとする。</p> <p>(5) 評議員会の決議の省略</p> <p>理事（一般的には理事長）から提案のあった議案に対し、評議員（特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすこと（以下「みなし決議」という。）ができる。</p> <p>※議案については、特別の利害関係を有する評議員がいる場合もあるので、上記の同意は議案ごとに行うことが適当と考える。</p> <p>※みなし決議を行う場合は、評議員会を実際には開催しないことから、評議員会の招集通知は要しないものとする。</p> <p>※評議員会が十分な審議を行うことによって、法人の重要な意思決定を行うことを、その責務として負っていることに鑑みれば、評議員会が形骸化しないように、みなし決議は、客観的に見て明らかに審議を行う必要がない場合に限り行うことが適当と考える。</p> <p>※評議員会において、みなし決議を行う例としては、定款が引用する法令の改</p>	<p>法第45条の9第7項</p> <p>法第45条の9第7項第1号 法第45条の9第7項第2号</p> <p>法第45条の9第7項第3号 法第45条の9第7項第4号 法第45条の9第7項第5号 所轄庁助言③</p> <p>ガイドラインI-3-(2)-2〈着眼点〉</p> <p>ガイドラインI-3-(2)-2〈着眼点〉(注1)</p> <p>法第45条の9第6項</p> <p>厚生労働省見解⑤</p> <p>一般法人法第194条第1項</p> <p>所轄庁助言④</p> <p>厚生労働省見解⑥</p> <p>厚生労働省助言①</p> <p>所轄庁助言⑤</p>

本文	根拠
<p>正に伴う条ずれとか、基本財産の所在表示の変更に伴う定款変更で、法人の業務執行に直接に影響がなく、また、議論の余地のない場合などが考えられる。</p> <p>(6) 評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え  評議員会の行った決議については、裁判所に訴えることにより、以下に掲げる事項について請求することができる。</p> <p>①決議が存在しないことの確認  ②決議内容が法令に違反することによる決議の無効の確認</p> <p>また、評議員及び役員は、以下の場合には、評議員会の決議の日から3月以内であれば、裁判所に訴えることにより、当該決議の取消しを請求することができる。</p> <p>①評議員会の招集の手続き又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき  ②決議の内容が定款に違反するとき</p> <p>なお、決議の取消しの訴えは、取消しにより評議員及び役員となる者（辞任等により退任した者で、従前の権利義務を有する者を含む。）も行うことができる。</p> <p>(7) 評議員会への報告  法令等に定められた以下の事項については、役員は評議員会へ報告しなければならない。</p> <p>①事業報告（定款に評議員会の承認を要すると規定している場合を除く。）  ②理事（一般的には理事長）が評議員会に提出する議案及び関係書類を、監事が調査した結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項が認められたときの当該調査結果</p> <p>※理事会の判断で、理事会の職務に関する事項を、評議員会に報告することについては、これを妨げないものとする。</p> <p>(8) 評議員会への報告の省略  理事（一般的には理事長）が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知し、かつ、当該事項について評議員の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項は評議員会へ報告されたとみなすこと（以下「みなし報告」という。）ができる。</p> <p>(9) 理事及び監事の評議員会への説明義務  理事（一般的には理事長及び理事長以外で業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。））及び監事は、評議員会において特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。</p> <p>ただし、当該事項が、当該評議員会における議題及び議案に関しないものである場合、その他以下に掲げる事由に該当した場合は、当該評議員会において説明をしなくても差し支えない。</p> <p>①以下に掲げる場合を除いて、評議員が説明を求めた事項について、説明をするにあたり調査する必要がある場合</p> <p>ア 当該評議員が評議員会の開催予定日より相当の期間前に、当該事項を当該社会福祉法人に通知したとき</p> <p>イ 当該事項を説明するための必要な調査が著しく容易なとき</p> <p>②評議員が説明を求めた事項について、説明をすることにより当該社会福祉法人及びその他の者（当該評議員を除く）の権利を侵害することとなるとき</p> <p>③評議員が当該評議員会において、実質的に同一の事項について、繰り返し説明を求めたとき</p> <p>④上記以外で、評議員が説明を求めた事項について、説明をしないことについて</p>	<p>一般法人法第 265 条第 1 項</p> <p>一般法人法第 265 条第 2 項  一般法人法第 266 条第 1 項</p> <p>一般法人法第 266 条第 1 項</p> <p>法第 45 条の 30 第 3 項  一般法人法第 102 条</p> <p>所轄庁見解②</p> <p>一般法人法第 195 条</p> <p>法第 45 条の 10</p> <p>規則第 2 条の 14 第 1 号</p> <p>規則第 2 条の 14 第 2 号</p> <p>規則第 2 条の 14 第 3 号</p> <p>規則第 2 条の 14 第 4 号</p>

本文	根拠
<p>て正当な理由があるとき</p> <p>(10) 評議員会の議事録の作成</p> <p>評議員会の議事録については、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。</p> <p>議事録には、以下に掲げる事項を記載しておかなければならない。</p> <p>①開催日時及び場所</p> <p>※当該会議会場に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合は、その参加方法（例：テレビ会議等）についても、記載する必要がある。</p> <p>※評議員会に、業務を執行する理事及び監事並びに会計監査人以外の者（例：職員、顧問等）を参加させた場合には、その氏名及びその理由を記載することが適当と考える。</p> <p>②出席した評議員、役員及び会計監査人の氏名又は名称</p> <p>③議長の氏名</p> <p>④特別の利害関係を有する評議員の氏名</p> <p>※当該評議員が関係した議題等についても、記載しておく必要がある。</p> <p>⑤議題及び議案</p> <p>⑥議事の経過の要領及びその結果</p> <p>※決議の結果だけでなく、議案内容の説明要旨や各評議員による意見・質疑応答等の審議の内容も記載する必要がある。</p> <p>また、決議に関しては、特別の利害関係を有する評議員の決議の際の退席の有無や、議決状況（何人中何人が賛成又は反対で承認又は否決されたのか、反対者がいる場合は、その氏名及び発言内容）についても、記載する必要がある。</p> <p>⑦以下に掲げる意見又は発言についての意見又は発言の内容</p> <p>ア 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき（会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、会計監査人が意見を述べた場合も含む。）</p> <p>イ 監事を辞任した者が、辞任後又は解任後最初に開催された評議員会において、辞任した旨及びその理由についての意見を述べたとき（会計監査人を辞任した者又は会計監査人を解任された者が、辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べた場合も含む。）</p> <p>ウ 監事が、理事（一般的には理事長）が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査した結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めて報告したとき</p> <p>エ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき</p> <p>オ 計算書類に及びその附属明細書について、監事と会計監査人が意見を異にした場合に、会計監査人が評議員会に出席して意見を述べたとき</p> <p>カ 評議員会の求めに応じ、会計監査人が評議員会に出席して意見を述べたとき</p> <p>⑧議事録作成者の氏名</p> <p>※評議員に評議員会議事録への署名を求めることについては、特に法令に明文化されていないが、審議が適正に行われたことを挙証するために、理事会の議事録作成に準じて、議事録に出席した評議員並びに理事が、署名又は記名押印する旨を、定款に規定することが適当と考える。</p> <p>※定款において議事録に署名又は押印を要すると定めた場合は、出席した評議員並びに理事に替わって、議長及び会議に出席した評議員のうちか</p>	<p>法第45条の11</p> <p>規則第2条の15第2項</p> <p>規則第2条の15第3項</p> <p>規則第2条の15第3項第1号</p> <p>厚生労働省見解⑦</p> <p>所轄庁助言⑥</p> <p>規則第2条の15第3項第5号</p> <p>規則第2条の15第3項第6号</p> <p>規則第2条の15第3項第3号</p> <p>所轄庁見解③</p> <p>規則第2条の15第3項第2号</p> <p>厚生労働省見解⑧</p> <p>規則第2条の15第3項第4号</p> <p>規則第2条の15第3項第4号イ</p> <p>規則第2条の15第3項第4号ロ</p> <p>規則第2条の15第3項第4号ハ</p> <p>規則第2条の15第3項第4号ニ</p> <p>規則第2条の15第3項第4号ホ</p> <p>規則第2条の15第3項第4号ヘ</p> <p>厚生労働省助言②</p> <p>厚生労働省見解⑨</p>

本文	根拠
<p>ら選出された者2名が、署名人になる旨を定款に定めても差し支えないものとする。</p> <p>※議事録については、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付し、これらが意図的に差し替えられないように、議事録と資料を袋とじの上、割印を押印しておくことが望ましい。</p> <p>評議員会において「みなし決議」を行った場合や、評議員会への「みなし報告」があった場合であっても、議事録の作成は必要であり、当該議事録には、以下に掲げる事項を記載しておかなければならない。</p> <p><b>【みなし決議を行った場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①決議があったとみなされた事項の内容</li> <li>②上記の事項を提案した者の氏名</li> <li>③決議があったものとみなされた日</li> <li>④議事録作成者の氏名</li> </ul> <p><b>【みなし報告があった場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①報告があったとみなされた事項の内容</li> <li>②報告があったものとみなした日</li> <li>③議事録作成者の氏名</li> </ul>	<p>所轄庁助言⑦</p> <p>規則第2条の15第4項</p> <p>規則第2条の15第4項第1号</p> <p>規則第2条の15第4項第2号</p>

本文	根拠
<p>3 理事について</p> <p>(1) 理事の定数及び任期  理事の定員については、定款に6人以上の員数を定めなければならない。  ※員数は、確定数とせず〇人（6人以上とする必要がある。）以上若しくは6人以上〇人以下と定めることができるものとする。  理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなるが、定款に定めることにより任期を短縮することもできる。  ※選任された理事の任期の起算日は、定款に定めた方法により選任した日となり、任期の始期は就任を承諾した日となるものとする。</p> <p>(2) 理事の選任  理事の選任は、評議員会の決議により行わなければならない。  ※理事の再任はこれを妨げず、更新回数についても、特段の制限はないものとする。</p> <p>【理事の選任手続き（例示）】</p> <p>①理事候補者の調整及び候補者名簿（案）の作成  ※事前に、社会福祉法人事務局において以下の書類を候補者から徴し、理事への就任の意思、資格要件や欠格事由などについて確認を行うものとする。  ア 就任承諾書（選任されたなら就任する等の条件が付された場合のみ）  イ 欠格事由等に該当しない旨の確認書又は誓約書  ウ 履歴書  エ 特殊関係人等に関するチェックリスト  オ その他資格要件等の確認に必要な資料</p> <p>②理事会招集の通知（開催する1週間前まで）</p> <p>③理事会の開催  ア 理事候補者（案）の決議  イ 評議員会招集の決議</p> <p>④評議員会招集の通知（開催する1週間前まで）</p> <p>⑤評議員会の開催  ア 就任の意思、資格要件や欠格事由の確認結果を説明  イ 理事を個別に選任</p> <p>⑥就任依頼の通知</p> <p>⑦就任承諾書の徴取（条件付きで事前に徴した場合は除く。）</p> <p>⑧委嘱状の交付  ※委嘱状を交付するか否かについては、当該社会福祉法人において判断しても差し支えないものとする。</p> <p>(3) 理事の資格要件  理事には、以下に掲げる①から③の資格要件のうち、①及び②については、該当する者が1人以上、さらに施設を設置している場合には、③に該当する者が1人以上含まれていなければならない。  ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者  ※対象者としては以下に掲げる者が考えられるが、これらの者に限定されるものではない。  ア 社会福祉に関する教育を行う者  イ 社会福祉に関する研究を行う者</p>	<p>法第44条第3項  厚生労働省見解①</p> <p>法第45条  厚生労働省見解②</p> <p>法第43条第1項  厚生労働省見解③</p> <p>厚生労働省見解④</p> <p>厚生労働省見解⑤</p> <p>法第44条第4項  厚生労働省助言①</p>

本文	根拠
<p>ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者 エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者</p> <p>②社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 ※対象者としては以下に掲げる者が考えられるが、これらの者に限定されるものではない。 ア 社会福祉協議会等福祉事業を行う団体の役職員 イ 民生委員・児童委員 ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等 エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者 オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者 ただし、社会福祉協議会にあつては、ウに掲げるもののうち、ボランティア団体の代表者を理事に加えることを要する。</p> <p>③施設の管理者 ※「施設」とは、第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいうが、第2種社会福祉事業であっても、保育所、就労継続支援事業所等のように法人の経営する事業の中核となる施設である場合には、これらの施設も当該「施設」に含めるものとする。 ※評議員会における理事の選任決議は、理事候補者がそれぞれの資格要件のいずれに該当するか、また、2つ（施設を設置している場合は3つ）の資格要件について、該当する者が、それぞれ1人以上含まれていることを説明した上で行う必要がある。 ※理事については、その職務に関し専門性が高く求められることから、理事候補者の経歴等を参照して、2つ（施設を設置している場合は3つ）の要件のうちのいずれを満たしているかについて、選任時に明確にする必要がある。 ※経歴等を勘案して、理事候補者が複数の要件を満たしているとしてもできるものとするが、選任にあたっては、そのうちのいずれに該当する者かを明確にしておく必要がある。 ※3つの資格要件のそれぞれに該当する者が含まれていれば、理事候補者全員を当該社会福祉法人の職員としても差し支えないものとする。</p> <p>(4) 理事の欠格事由等 ①欠格事由 以下のア～カに該当する者は、理事となることはできない。 ア 法人（社会福祉法人を含む。） イ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 エ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 オ 解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員 カ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>②兼職禁止 理事は、当該社会福祉法人の評議員、監事及び会計監査人を兼ねることは</p>	<p>厚生労働省助言②</p> <p>法人審査基準第三-3-(7)（但し書）</p> <p>厚生労働省見解⑥</p> <p>所轄庁見解①</p> <p>所轄庁見解②</p> <p>所轄庁見解③</p> <p>厚生労働省見解⑦</p> <p>法第44条第1項</p> <p>規則第2条の6の2</p> <p>法第40条第2項、第44条第2項及び第45条の2第3項</p>



本文	根拠
<p>できない。</p> <p>③特殊関係者等</p> <p>理事のうちには、各理事についてその配偶者、3親等以内の親族及び特殊関係者（以下「これらの者」という。）が3人（当該理事を除く。）を超えて含まれること、又は当該理事及びこれらの者が、当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>※例えば、定款で定める理事の定員が9人の場合において、理事のうちこれらの者が3人となるときは、3人を超えて含まれることにはならないが、この3人に当該理事を加えると、理事総数の3分の1を超えることになり、4人のうち1人は理事に選任できないことになるので注意を要する。</p> <p>【各役員の特殊関係者】</p> <p>ア 理事と婚姻の届出はしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者</p> <p>イ 理事の使用人（理事が個人的に雇用している者）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる者以外の者であって、理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>エ イ及びウに掲げる者の配偶者</p> <p>オ アからウに掲げる者の3親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者</p> <p>カ 当該社会福祉法人の理事が、社会福祉法人以外の他の同一の団体において役員（法人でない団体で代表者又は管理人を定めるものにあつては、その代表者又は管理人を含む。）若しくは業務を執行する社員となっている場合の当該団体の役員、業務を執行する社員又は職員（当該理事を含む当該団体のこれらの者で、当該社会福祉法人の理事に就任している者の合計数が、当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）</p> <p>キ 以下に掲げる団体の職員（当該社会福祉法人の理事に就任しているこれらの団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）の合計数が、当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超えている場合に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人</li> </ul> <p>※関係行政庁の職員から理事を選出することについては、法第61条第1項第2号に定める公私分離の原則に照らし適当ではないと考える。</p> <p>※社会福祉協議会については、関係行政庁の職員を、役員総数の5分の1まで選任することができる。</p> <p>※関係行政庁の職員とは、所轄庁の職員に加え、社会福祉法人に対し助成等を行った行政庁の職員をいうものとする。</p> <p>※上記の職員は、常勤又は非常勤の別を問わないものとする。</p> <p>※租税特別措置法第40条の適用団体となる場合は、親族要件が、3親等以内から6親等以内と厳しくなるので、留意する必要がある。</p> <p>(5) 理事の解任</p> <p>評議員会は、以下のいずれかの要件に該当する場合に、理事の解任について決議することができる。</p> <p>①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</p>	<p>法第44条第6項</p> <p>所轄庁助言①</p> <p>規則第2条の10</p> <p>(所轄庁見解④)</p> <p>(ガイドライン I -4-(3)-1 (着眼点) (注2)③vi (注))</p> <p>厚生労働省助言③</p> <p>法第109条第5項</p> <p>厚生労働省見解⑧</p> <p>所轄庁見解⑤</p> <p>厚生労働省助言④</p> <p>法第45条の4第1項</p>

本文	根拠
<p>②心身の故障のため、職務に支障があり、又はこれに堪えないとき</p> <p>※理事の解任に当たっては、権利乱用との誤解を招かないように、要件の単なる事実確認により判断することなく、その事実の背景も十分に考慮した上で、慎重に対応することが求められる。</p> <p>なお、理事の職務に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにも関わらず、当該理事を解任する旨の議案が評議員会で否決されたときは、評議員は、評議員会の日から 30 日以内に所轄の裁判所に訴えることをもって、当該理事の解任を請求することができる。</p>	<p>厚生労働省助言⑤</p> <p>一般法人法第 284 条</p>
<p>(6) 理事に欠員が生じた場合における措置</p> <p>社会福祉法又は定款に定めた理事の員数に欠員が生じた場合においては、任期満了又は辞任（欠格事由等に該当した場合又は解任をされた場合を除く。）により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまでは、なお、理事としての権利と義務を有する。</p>	<p>法第 45 条の 6 第 1 項</p>
<p>※退任後においても、ここにいう「権利と義務」として、理事会に出席し議決を行う責務を有するので、注意を要する。</p>	<p>所轄庁助言②</p>
<p>事故等により理事が欠けた場合や、退任した理事が、新たな理事が就任するまでの間に、理事としての権利義務を果たせない場合において、事務が遅滞することにより、当該社会福祉法人等に損害が生ずるおそれがあると認められるときは、所轄庁は、利害関係人の請求又は職権により、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる。</p>	<p>法第 45 条の 6 第 2 項</p>
<p>※利害関係人としては、評議員、理事（欠員となった者を除く。）、監事、会計監査人、職員、債権者等（施設又は事業の利用者を含む。）が考えられる。</p>	<p>所轄庁助言③</p>
<p>また、欠員が生じた場合の対応としては、欠員が生じた都度、理事の選任手続きを行う方法もあるが、定款に定めることにより、あらかじめ欠員が生じた場合に備え、評議員会の決議により補欠の理事を選任しておくこともできる。</p>	<p>法第 43 条第 2 項 規則第 2 条の 9 第 1 項</p>
<p>ただし、当該決議を行う場合には、理事の資格要件を踏まえて、以下に掲げる事項も合わせ決議しておかなければならない。</p>	<p>規則第 2 条の 9 第 2 項</p>
<p>①当該候補者が補欠の理事であること</p> <p>②当該候補者を一人又は複数の特定の理事の補欠の理事として選任するときは、その旨及び当該特定の理事の氏名</p> <p>③同一の理事について、複数の補欠の理事を選任するときは、当該補欠の理事相互間の優先順位</p> <p>④補欠の理事について、就任前にその選任の取消を行う場合があるときは、その旨及び取消を行うための手続</p>	<p>規則第 2 条の 9 第 3 項</p>
<p>なお、評議員会における補欠の理事に関する決議の有効期間は、定款に特段の定めがない限りは、当該決議後に最初に開催する定時評議員会の開始の時までとなるが、評議員会の決議（補欠の理事を選任した時に決議する必要がある。）によって、その期間を短縮することもできる。</p>	<p>規則第 2 条の 9 第 3 項</p>
<p>(7) 理事の欠員補充</p> <p>定款で定めた理事の員数の 3 分の 1 を超えて欠員が生じた場合は、遅滞なく欠員を補充しなければならない。</p>	<p>法第 45 条の 7 第 1 項</p>
<p>※理事に欠員が生じた場合において、理事の 2 つの資格要件（施設を設置している場合は 3 つ）のうち、いずれか 1 つでも当該要件を満たす理事が全くいなくなった場合も、速やかに当該要件を満たす理事を、評議員会において選任する必要がある。</p>	<p>所轄庁見解⑥</p>
<p>※欠員が 3 分の 1 を超えない場合であっても、法人の業務の決定や執行及び理事長等の職務の執行の監督などの役割が、理事会として十分に果たせなくな</p>	<p>厚生労働省見解⑨</p>

本文	根拠
<p>るおそれがあり、また、事故等により理事が欠けた場合は、後任の理事が決まるまでの間にその職務を行う者がいないことになり、欠けた員数によっては、実質的に理事の職務を果たせる者の員数が、法定された理事の員数を下回り、理事会の成立の有無にも影響することも考えられることから、理事が欠けた場合には、速やかに欠員の補充を行う必要がある。</p> <p>欠員補充した理事又は補欠の理事の任期については、評議員と同様に定款に定めることにより、前任者の残任期間とすることができる。</p> <p>(8) 理事による社会福祉法人との間で利益が相反する取引の制限</p> <p>理事は、以下に掲げる取引を当該社会福祉法人との間で行う場合には、理事会において、当該取引について、重要な事項を開示して、その承認を得なければならない。</p> <p>①理事が自己又は第三者のために、当該社会福祉法人の事業の部類に属する取引（以下「競業取引」という。）をしようとするとき</p> <p>②理事が自己又は第三者のために、当該社会福祉法人と取引（以下「利益相反取引（直接取引）」という。）をしようとするとき</p> <p>※直接取引とならない例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事が当該社会福祉法人の営む店舗で一般の顧客として商品を購入する取引</li> <li>・理事による財産等の当該社会福祉法人への無償贈与・理事による当該社会福祉法人への無利息無担保の財産の貸付（借入の可否についての理事会としての判断は必要）</li> <li>・理事に対する報酬等の支給</li> </ul> <p>※「第三者のため」とは、第三者の代理人若しくは他の団体の代表者となることをいうものとする。</p> <p>③社会福祉法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において、社会福祉法人と当該理事との間で利益が相反する取引（以下「利益相反取引（間接取引）」という。）をしようとするとき</p> <p>なお、②又は③の取引を理事会の承認を得て行う場合は、民法（明治 29 年法律第 87 号）第 108 条の自己契約及び双方代理に関する規定は適用しない。</p> <p>また、理事会の承認を得て①から③の取引を行った理事は、直近に開催される理事会において、その取引の内容等を報告しなければならない。</p>	<p>法第 45 条</p> <p>一般法人法第 84 条第 1 項</p> <p>所轄庁助言④</p> <p>所轄庁見解⑦</p> <p>一般法人法第 84 条第 2 項</p> <p>一般法人法第 92 条</p>

本文	根拠
<p>4 業務を執行する理事について</p> <p>(1) 理事長の職務及び権限等</p> <p>理事長は、法定委任により社会福祉法人の業務（理事会の決議により、業務執行理事に委任されたものを除く。）を執行するとともに、対外的に社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>このことにより、理事長以外の理事の代表権の行使は認められないため、理事長の職務代理者を置くことはできない。</p> <p>※「業務を執行する」とは、契約書を締結することや事業費の支出決裁など、理事長等の法人の機関が行う行為が、法人が行った行為と認められるような行為をいうものとする。</p> <p>(2) 理事長の任期</p> <p>理事長の任期は、定款に定めるか理事会で特段の決議を行わない限りは、理事としての任期と同一の期間となるものとする。</p> <p>(3) 理事長の選定及び解職</p> <p>理事長は、理事会において理事の中から1人を選定し、その解職も、理事会の決議により行わなければならない。</p> <p>※理事の任期満了により評議員会で新たに理事を選任した場合には、速やかに理事会を開催し、新たな理事長を選定する必要がある。（理事の全員が再任され、理事長も再任される場合であっても、理事会での選定は必要である。）</p> <p>※理事長の選定を迅速に行うために、例えば、定時評議員会で新たな理事を選任し、当該定時評議員会終結後において、理事会の招集手続きを省略して、同日に理事会を開催することができるものとする。</p> <p>※理事長の再任はこれを妨げず、更新回数についても、特に制限はないものとする。</p> <p>(4) 理事長が欠けた場合の措置</p> <p>理事長が、任期の満了又は辞任（理事長又は理事の職を解任された場合を除く。）により退任しても、新たな理事長が選定されるまでは、なお、理事長としての権利と義務を有する。</p> <p>また、事故等で理事長が欠けた場合や、退任した理事長が新たな理事長が就任するまでの間に、理事長としての権利義務を果たせない場合において、事務が遅滞することにより、当該社会福祉法人等に損害が生ずるおそれがあると認められるときは、所轄庁は、利害関係人の請求又は職権により、一時理事長の職務を行うべき者を選任することができる。</p> <p>※利害関係人の定義は、職を辞した理事長を除き理事の場合と同じである。</p> <p>(5) 業務執行理事の職務及び権限等</p> <p>業務執行理事は、法定委任により理事会で決定した社会福祉法人の業務を執行する。</p> <p>※業務執行理事は、理事長とは異なり、社会福祉法人の代表権を付与されていないため、自らの名において対外的に法律行為を行うことはできないことから、業務執行理事が法律行為を行う場合は、理事長名で行う必要がある。</p> <p>※業務執行理事の業務の範囲については、理事長の権限と明確に区分するため、理事会で審議決定し、定款細則等に定めておくことが適当と考える。</p> <p>(6) 業務執行理事の任期等</p> <p>業務執行理事の任期は、理事長と同様に、定款に定めるか理事会で特段の決議を行わない限りは、理事としての任期と同一の期間となるものとする。</p> <p>業務執行理事が、任期の満了又は辞任により退任し、後任の業務執行理事を置かない場合には、当該業務執行理事の業務については、理事会の承認を得て理事</p>	<p>法第45条の16第2項第1号 法第45条の17第1項</p> <p>ガイドラインI-4-(4)-1〈着眼点〉 厚生労働省見解①</p> <p>所轄庁見解①</p> <p>法第45条の13第2項第3号 及び第3項 厚生労働省見解②</p> <p>厚生労働省見解③</p> <p>所轄庁見解②</p> <p>法第45条の17第3項</p> <p>所轄庁助言①</p> <p>法第45条の16第2項第2号 厚生労働省見解④</p> <p>所轄庁助言②</p> <p>所轄庁見解③</p> <p>所轄庁見解④</p>

本文	根拠
<p>長が行うものとする。</p> <p>(7) 業務執行理事の選定及び解職  業務執行理事は、理事会の決議により選定することを要する。  ※理事会において、複数の理事を業務執行理事として選定することについては、これを妨げないものとする。  ※業務執行理事の再任はこれを妨げず、更新回数についても、特に制限はないものとする。  ※業務執行理事の解職については、法令等には定めがないが、その職務の重要性に鑑みるならば、理事長と同様に理事会において決議することが適当である。</p> <p>(8) 理事会の権限の理事長への委任  理事会は、以下に掲げる事項以外の業務執行の決定について、理事長に委任することができる。</p> <p>①重要な財産の処分及び譲受け  ②多額の借財  ③重要な役割を担う職員の選任及び解任  ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止  ⑤理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適性を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備  ⑥役員及び会計監査人（以下「役員等」という。）の当該社会福祉法人に対する損害賠償責任の一部免除  ⑦役員等と当該社会福祉法人との間で締結する補償契約及び保険者と当該社会福祉法人との間で締結する役員等損害賠償責任契約の契約内容の決定（ただし、役員等損害賠償責任契約であって、主たる契約内容が当該社会福祉法人の損害賠償責任に係るものである場合を除く。）  ⑧その他の重要な業務執行に係る決定  ※理事長に業務執行の決定を委任する場合は、理事会において具体的に委任する事項を審議決定し、定款細則等に定めておく必要がある。  ※「重要な財産」「多額の借財」「重要な役割を担う職員」「その他重要な業務執行」については、定款細則等において、その定義を明確に規定した上で、理事長への委任事項を決定する必要がある。</p> <p>【理事長への委任事項の例】</p> <p>ア 職員（施設長等の重要な役割を担う職員及び役員と特殊の関係にある職員を除く。）の任免（採用を含む）。  ※重要な役割を担う職員については、社会福祉法人の運営において事務を統括する事務長（局長）、会計処理を統括する会計責任者及び施設長及び事業の管理者、並びに以下に掲げるような法律により所掌する業務が法定された職制に任ずる者とするのが望ましい。</p> <p>《職制例》</p> <p>(ア) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条に規定する防火管理者  者  (イ) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 10 条に規定する総括安全衛生管理者、第 11 条に規定する安全管理者及び第 12 条に規定する衛生管理者  (ウ) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 38 条に規定する衛生監視者、第 48 条に規定する安全衛生管理者及び同法施行令</p>	<p>法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号  所轄庁見解⑤</p> <p>所轄庁見解⑥</p> <p>所轄庁見解⑦</p> <p>法第 45 条の 13 第 4 項</p> <p>法第 45 条の 13 第 4 項第 1 号  法第 45 条の 13 第 4 項第 2 号  法第 45 条の 13 第 4 項第 3 号  法第 45 条の 13 第 4 項第 4 号  法第 45 条の 13 第 4 項第 5 号</p> <p>法第 45 条の 13 第 4 項第 6 号</p> <p>一般法人法第 183 条の 3 第 1 項  規則第 2 条 24 条の 2</p> <p>厚生労働省見解⑤</p> <p>厚生労働省見解⑥</p> <p>定款例第 24 条備考(1)</p> <p>所轄庁助言③</p>

本文	根拠
<p>別表 17 に規定する安全衛生責任者  (エ) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 74 条に規定する安全運転管理者</p> <p>イ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が当該社会福祉法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。(当該社会福祉法人の運営に重大な影響があるものを除く。)</p> <p>ウ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。</p> <p>エ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち以下のような軽微なもの。  (ア) 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入  (イ) 施設設備の保守管理、物品の修理等  (ウ) 緊急を要する物品の購入等 (重要な物品の場合は、購入後に理事会へ報告することが適当である。)</p> <p>※理事長が決定できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準を勘案して定めることが適当と考える。</p> <p>オ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。(当該社会福祉法人の運営に重大な影響があるものを除く)</p> <p>カ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄 (当該社会福祉法人の運営に重大な影響があるものを除く)。</p> <p>キ 予算上の予備費の支出。</p> <p>ク 寄附金の受け入れに関する決定 (当該社会福祉法人の運営に重大な影響のあるものを除く)。</p> <p>(9) 理事長又は業務執行理事の職務権限の委任  理事長又は業務執行理事は、社会福祉法人から法定委任された業務の執行権限及び理事会から理事長が委任を受けた業務執行の決定権限について、必要に応じ、施設長や事務長などの職員又は理事 (理事会から理事長が委任を受けた事項を、業務執行理事に委任する場合を含む。) を復受任者として選任し、当該権限を委任することができる。</p> <p>※復受任者の選任を行う場合は、復受任者が行う業務の範囲と内容を明確にした上で、理事会で審議し、その承認を得て、定款細則等に規定しておくものとする。</p> <p>なお、復受任者が対外的な法律行為をなす場合には、理事長名で行うことを要する。</p> <p>(10) 理事長等の理事会への職務の執行状況の報告  理事長及び業務執行理事は、3月に1回以上自己の職務の執行状況を、理事会に報告する義務があるが、定款に定めることにより、毎会計年度に4月を超える間隔で、2回以上とすることもできる。</p> <p>なお、理事長及び業務執行理事は、この報告について、理事会へ報告することを省略することはできない。</p> <p>理事長が理事会から委任を受けた事項 (復受任者に委任した事項を含む。) についても、理事会が報告を求めた場合は、その処理状況を報告しなければならない。</p>	<p>所轄庁助言④</p> <p>民法第 644 条の 2  (所轄庁見解⑧)</p> <p>所轄庁見解⑨</p> <p>一般法人法第 82 条</p> <p>法第 45 条の 16 第 3 項</p> <p>一般法人法第 98 条第 2 項</p> <p>民法第 645 条</p>

本文	根拠
<p>5 理事会について</p> <p>(1) 理事会の職務</p> <p>理事会は以下に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>①社会福祉法人の業務の執行の決定</p> <p>②理事（一般的には理事長及び業務執行理事）の職務執行の監督</p> <p>③理事長の選定及び解職</p> <p>(2) 理事会の招集手続き</p> <p>①理事会の招集権者</p> <p>理事会は、各理事が招集することができる。ただし、理事会を招集する理事（一般的には理事長）を定款又は理事会で定めたときは、当該理事が招集する。</p> <p>※各理事には、理事会を招集する権限が与えられているので、定款又は理事会で定めた理事（一般的には理事長）が、長期不在となった場合、又は欠けた場合に備えて、当該理事に代わって理事会を招集する理事を、定款に定めることができるものとする。</p> <p>また、定款又は理事会で定めた理事（一般的には理事長）以外の理事は、理事会の目的である事項（議題）を示して、定款で定めた理事（一般的には理事長）に対し、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>この請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が、定款で定めた理事（一般的には理事長）から発せられなかった場合は、当該請求を行った理事は、自ら理事会を招集することができる。</p> <p>監事についても、以下に掲げる事態が生じたときは、理事と同様に、定款で定めた理事（一般的には理事長）に対し、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>ア 理事が不正の行為をしたとき若しくは不正の行為をする恐れがあると認めるとき</p> <p>イ 法人の運営において、法令及び定款に違反する事実、著しく不当な事実があると認めるとき</p> <p>この請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が、定款又は理事会で定めた理事（一般的には理事長）から発せられなかった場合は、当該請求を行った監事が理事会を招集することができる。</p> <p>②理事会の招集通知</p> <p>理事会の招集通知は、理事会開催日の1週間前又は定款により短縮した日数の前までに、役員全員に対し行わなければならない。</p> <p>※評議員会については、招集通知の媒体（書面又は電磁的方法）及び当該通知に記載する招集事項が法令で定められているのに対し、理事会に関しては法令に定めがないので、これらの事項を定款細則等に定めておくことが適当と考える。</p> <p>(3) 理事会の招集手続きの省略</p> <p>理事会は、理事及び監事（以下「役員」という。）の全員の同意があれば、招集手続きを省略して開催することができる。</p> <p>※当該同意の方法としては、役員全員から、招集手続きの省略について同意した書面又は電磁的方法により確認するか、招集した理事会の冒頭において、招集手続きを省略したことへの同意の有無を確認し、確認した事項を議事録に明記しておくことが望ましい。（欠席者からも、事前に書面又は電磁的記録により同意を得ておくことが望ましい。）</p>	<p>法第45条の13第2項</p> <p>法第45条の14第1項</p> <p>厚生労働省見解①</p> <p>法第45条の14第2項</p> <p>法第45条の14第3項</p> <p>一般法人法第101条第2項</p> <p>一般法人法第101条第3項</p> <p>一般法人法第94条第1項</p> <p>所轄庁助言①</p> <p>一般法人法第94条第2項</p> <p>厚生労働省助言①</p> <p>(所轄庁助言②)</p>

本文	根拠
<p>※これらの同意に関する書面又は電磁的記録は、議事録と一緒に保存しておくことが望ましい。</p>	<p>所轄庁助言③</p>
<p>(4) 理事会での審議及び決議（別紙1の理事会決議事項一覧表参照）</p>	
<p>理事会での決議は、議題ごとに、特別の利害関係を有する理事を除く議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う必要がある。</p>	<p>法第45条の14第4項及び同条第5項</p>
<p>ここにいう「特別の利害関係」とは、理事が、その決議について法人に対する忠実義務を履行することが困難と認められる利害関係を意味し、理事会における当該理事の競業取引や利益相反取引の承認、当該理事の損害賠償責任の一部免除の決議などがこれに該当する。</p>	<p>ガイドラインI-6-(1)-2（着眼点）（注1）</p>
<p>※「議決に加わることができる理事」には、病気等により理事として長期不在となっている者や、退任していても理事としての権利と義務を有する者も含まれるので注意する必要がある。</p>	<p>所轄庁助言④</p>
<p>決議については、特別の利害関係を有する理事が加わることはできないことから、決議に特別の利害関係を有する理事の存否について、その決議を行う前に、社会福祉法人の事務局において、各理事に関し確認した事項を説明するとともに、この説明した事項について、議事録へ記載することを要する。</p>	<p>ガイドラインI-6-(1)-2（着眼点）</p>
<p>ただし、以下に掲げる場合には、個別の議案の議決の際に改めて確認を行うことは要せず、また、決議事項に利害関係がある理事がいない場合には、当該事項についての議事録への記載も省略することができる。</p>	
<p>①理事会の招集通知に、当該理事会の議案について、特別の利害関係を有する場合には、事前に当該社会福祉法人に申し出ることを記した場合</p>	
<p>②理事会の運営に関する当該社会福祉法人の規程において、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有するときは、事前に届け出なければならないことを定めている場合</p>	
<p>理事会についても、評議員会と同様に、書面又は電磁的方法による議決権の行使や、代理人、持ち回りによる議決権の行使は認められないが、出席者が、対面で相互に十分な議論を行う方法（例：テレビ会議等）であれば、一堂に会さなくても理事会を開催することができる。</p>	<p>ガイドラインI-6-(1)-2（着眼点）</p>
<p>※評議員会における決議の場合と同じ考え方から、議長も最初から議決に参加することが適当と考える。</p>	<p>所轄庁助言⑤</p>
<p>評議員会と同様に、出席を要する理事や採決の割合について、さらに上回る割合を定款に定めることもできる。</p>	<p>法第45条の14第4項</p>
<p>なお、評議員の選任及び解任に関する事項、並びに評議員会での審議及び決議を必要とする事項（理事会の決議も要すると法定された事項を除く。）については、理事会において審議及び決議を行っても、当該決議は無効となる。</p>	<p>法第31条第5項及び法第45条の8第3項</p>
<p>(5) 理事会の決議の省略</p>	
<p>定款に定めることにより、理事（一般的には理事長）から提案のあった議案に対し、理事（当該議案について議決に加わることができる者に限る。）の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、監事が当該議案に対し異議を述べたときを除き、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすこと（以下「みなし決議」という。）ができる。</p>	<p>一般法人法第96条</p>
<p>※議案については、特別の利害関係を有する理事がいる場合もあるので、上記の同意は議案ごとに行うことが適当と考える。</p>	<p>所轄庁助言⑥</p>
<p>※みなし決議を行った場合も、監事が当該決議に異議を述べたときは、当該決議は成立しないことになるので、当該みなし決議を行う場合は、監事からも事前に同意の書面を徴することが望ましい。</p>	<p>厚生労働省助言②</p>
<p>※みなし決議を行う場合は、理事会を現実には開催しないことから、理事会の</p>	<p>厚生労働省見解②</p>



本文	根拠
<p>招集通知は要しないものとする。</p> <p>※理事会が十分な審議を行うことによって意思決定を行う機関であることに鑑みれば、理事会におけるみなし決議は、客観的に見て明らかに審議を行う必要がない場合に限り行うことが望ましい。</p> <p>※みなし決議の対象とする事項については、明確な制限はないが、例えば、定款が引用する法令の改正に伴う条ずれや基本財産の所在表示の変更による定款変更に係る評議員会招集事項など、当該社会福祉法人の業務執行に直接影響がなく、議論の余地がない場合が考えられる。</p>	<p>厚生労働省助言③</p> <p>所轄庁助言⑦</p>
<p>(6) 理事会への報告</p> <p>役員（一般的には理事長又は業務執行理事）は、法令等に定められた以下の事項については、理事会へ報告しなければならない。</p> <p>①理事長及び業務執行理事の職務執行状況</p> <p>②理事が理事会の承認を得て競業取引又は利益相反取引を行った場合の当該行為の内容</p> <p>③監事が理事について確認した以下に掲げる事項</p> <p>ア 理事が不正の行為をしたとき</p> <p>イ 理事が不正の行為を行うおそれがあると認めるとき</p> <p>ウ 法令や定款に違反する事実があるとき</p> <p>エ 著しく不当な事実があるとき</p> <p>④第三者からの損害賠償請求に係る費用等について当該社会福祉法人が補償する契約（以下「補償契約」という。）に基づく補償をした理事（一般的には理事長）及び補償を受けた理事の当該補償に関する重要な事実</p>	<p>法第45条の16第3項</p> <p>一般法人法第92条</p> <p>一般法人法第100条</p> <p>一般法人法第118条の2第4項</p>
<p>(7) 理事会への報告の省略</p> <p>理事（理事長及び業務執行理事）及び監事又は会計監査人が、役員全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項については理事会への報告は要しない。</p> <p>ただし、理事長又は業務執行理事の自己の職務の執行状況の報告については、これを省略することはできない。</p>	<p>一般法人法第98条第1項</p> <p>一般法人法第98条第2項</p>
<p>(8) 理事会の議事録の作成</p> <p>理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、これに以下に掲げる事項を記載しておかなければならない。</p> <p>①開催日時及び場所（当該会議会場に存しない役員及び会計監査人（以下「役員等」という。）が理事会に出席した場合は、その参加方法（例：テレビ会議等）も含む。）</p> <p>②理事会の招集理由</p> <p>以下に掲げるいずれかの理由により招集された場合には、その理由を記載することを要する。（所定の手続きにより開催した場合は、記載は要しない。）</p> <p>ア 理事の開催請求を受けて招集</p> <p>イ 理事の開催請求があつたにも関わらず所定の期間内に開催しなかつたために、当該請求を行った理事が招集</p> <p>ウ 監事の開催請求を受けて招集</p> <p>エ 監事の開催請求があつたにも関わらず所定の期間内に開催しなかつたために、当該請求を行った監事が招集</p> <p>③出席した役員の氏名</p> <p>④出席した会計監査人の氏名又は名称（会計監査人を設置した場合）</p> <p>⑤議長の氏名</p> <p>⑥特別の利害関係を有する理事の氏名</p>	<p>法第45条の14第6項</p> <p>規則第2条の17第2項及び第3項</p> <p>規則第2条の17第3項第1号</p> <p>規則第2条の17第3項第2号</p> <p>規則第2条の17第3項第6号</p> <p>規則第2条の17第3項第7号</p> <p>規則第2条の17第3項第8号</p> <p>規則第2条の17第3項第4号</p>

本文	根拠
<p>※当該理事が関係した議題等についても、記載しておく必要がある。</p> <p>⑦議題及び議案</p> <p>⑧議事の経過の要領及びその結果</p> <p>※決議の結果だけでなく、議案の内容の説明要旨や、各役員及び会計監査人による意見、質疑応答等の審議の内容も、記載する必要がある。</p> <p>また、決議に関しては、特別の利害関係を有する理事が決議の際に退席したことや、議決状況（何人中何人が賛成又は反対で承認又は否決されたのか、反対者がいる場合は、その氏名及び発言内容）についても、必ず記載しておく必要がある。</p> <p>⑨以下に掲げる意見又は発言についての意見又は発言の内容</p> <p>ア 競業取引又は利益相反取引を行った理事の当該取引に関する報告</p> <p>イ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告</p> <p>ウ 監事の審議内容に係る意見又は発言</p> <p>エ 補償契約に基づく補償をした理事（一般的には理事長）及び補償を受けた理事の当該補償に関する重要な事実の報告</p> <p>⑩議事録署名人の署名又は記名押印</p> <p>議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事及び出席した監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>※定款に定めることにより「出席した理事」に代えて「出席した理事長」とすることも可能ではあるが、この場合において、理事長が出席しなかったときは、出席した理事の全員が、署名又は記名押印をする必要がある。</p> <p>議事録を電磁的方法により作成した場合には、署名は「電子署名」により行わなければならない。</p> <p>※議事録については、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付し、これらが意図的に差し替えられないことがないように、議事録と資料を袋とじの上、割印を押印しておくことが望ましい。</p> <p>なお、理事会の決議に参加した理事であって、議事録に異議をとどめない者は、当該決議に賛成したものと推定する。</p> <p>理事会において「みなし決議」を行った場合や、理事会への報告の省略がなされた場合であっても、評議員会と同様に、議事録の作成は必要であり、当該議事録には、以下に掲げる事項を記載しておかなければならない。</p> <p><b>【みなし決議を行った場合】</b></p> <p>ア. 決議があったとみなされた事項の内容</p> <p>イ. 上記の事項を提案した理事（理事長）の氏名</p> <p>ウ. 決議があったものとみなされた日</p> <p>エ. 議事録を作成した理事（理事長）の氏名</p> <p><b>【理事会への報告を省略した場合】</b></p> <p>ア. 報告を省略した事項</p> <p>イ. 報告を省略した日</p> <p>ウ. 議事録を作成した理事（理事長）の氏名</p>	<p>所轄庁見解①</p> <p>規則第2条の17第3項第3号 厚生労働省見解③</p> <p>規則第2条の17第3項第5号</p> <p>法第45条の14第6項 厚生労働省見解④</p> <p>法第45条の14第7項 規則第2条の18第1項第1号 所轄庁助言⑧</p> <p>法第45条の14第8項</p> <p>規則第2条の17第4項</p> <p>規則第2条の17第4項第1号</p> <p>規則第2条の17第4項第2号</p>

本文	根拠
<p>6 監事について</p> <p>(1) 監事の定数及び任期</p> <p>監事の定員については、定款に2人以上の員数を定めなければならない。  ※員数は、確定数とせず〇人（2人以上とする必要がある。）以上若しくは2人以上〇人以下と定めることができるものとする。</p> <p>監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなるが、定款に定めることにより任期を短縮することもできる。</p> <p>※選任された監事の任期の起算日は、定款に定めた方法により選任した日となり、任期の始期は就任を承諾した日となるものとする。</p> <p>(2) 監事の選任</p> <p>監事の選任は、評議員会の決議により行わなければならない。</p> <p>ただし、理事の選任と異なる手続きとしては、評議員会の議案となる監事候補者については、理事会における決議のほか、候補者とするについて、現任の監事の過半数の同意を要する。</p> <p>※監事の定員が2名の場合は、現任の監事の全員の同意が必要である。</p> <p>なお、再任される監事でもあっても、現任の監事としての同意を行う必要がある。（現任の監事が全員再任される場合も同じである。）</p> <p>理事会が提出する議案について、監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えない。</p> <p>※監事が全員出席していない場合は、監事候補者とするについて、欠席する監事の同意の有無を、事前に書面等により確認しておく必要がある。</p> <p>なお、監事は、理事（一般的には理事長）に対して、監事の選任を評議員会の議題とすること、又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができ、評議員会において監事の選任について意見を述べることもできる。</p> <p>※監事の再任はこれを妨げず、更新回数についても特段の制限はないものとする。</p> <p>【監事の選任手続き〈例示〉】</p> <p>①監事候補者の調整及び候補者名簿（案）の作成</p> <p>※事前に、社会福祉法人の事務局において以下の書類を候補者から徴し、監事への就任の意思、資格要件や欠格事由などについて確認を行うものとする。</p> <p>ア 就任承諾書（選任されたなら就任する等の条件が付された場合のみ）</p> <p>イ 欠格事由等に該当しない旨の確認書又は誓約書</p> <p>ウ 履歴書</p> <p>エ 特殊関係人等に関するチェックリスト</p> <p>オ その他資格要件等の確認に必要な資料</p> <p>②理事会の招集通知（開催する1週間前まで）</p> <p>③理事会の開催</p> <p>ア 現任の監事の過半数の同意を確認し、監事候補者（案）を決議</p> <p>イ 評議員会招集の決議</p> <p>④評議員会の招集通知（開催する1週間前まで）</p> <p>⑤評議員会の開催</p>	<p>法第44条第3項 厚生労働省見解①</p> <p>法第45条 厚生労働省見解②</p> <p>法第43条第1項 一般法人法第72条第1項 所轄庁見解①</p> <p>ガイドラインI-5-(2)-1〈着眼点〉</p> <p>所轄庁見解②</p> <p>一般法人法第72条第2項 一般法人法第74条第1項 厚生労働省見解②</p> <p>厚生労働省見解③</p>

本文	根拠
<p>ア 就任の意思、資格要件や欠格事由の確認結果を説明 イ 監事を個別に選任</p> <p>⑥就任依頼の通知 ⑦就任承諾書の徴取（条件付きで事前に徴した場合は除く。） ⑧委嘱状の交付 ※「委嘱状」の交付については、評議員の場合と同様に、交付するか否かについては、当該社会福祉法人において判断しても差し支えないものとする。</p> <p>(3) 監事の資格要件 監事には、以下の2つの資格要件に該当する者が、それぞれ1人以上含まれていなければならない。</p> <p>①社会福祉事業について識見を有する者 ※対象者としては以下に掲げる者が考えられるが、これらの者に限定されるものではない。 ア 社会福祉に関する教育を行う者 イ 社会福祉に関する研究を行う者 ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者 エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者</p> <p>②財務管理について識見を有する者 ※公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいが、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有するなど、法人経営に専門的識見を有する者も考えられる。 ※評議員会における監事の選任の決議は、監事候補者の履歴等を勘案して、上記の①又は②のいずれの資格要件に該当するか、また、①及び②の資格要件について、該当する者が、それぞれ1人以上含まれていることを説明した上で行う必要がある。 ※経歴等を勘案して、監事候補者が①及び②の両方の要件を満たしているとしてもできるものとするが、選任にあたっては、そのうちのいずれに該当する者かを明確にしておく必要がある。</p> <p>(4) 監事の欠格事由等 ①欠格事由 以下のア～カに該当する者は、監事となることはできない。 ア 法人（社会福祉法人を含む） イ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 エ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 オ 解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員 カ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>②兼職禁止 監事は、当該社会福祉法人の評議員、理事、会計監査人又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることはできない。 顧問弁護士、顧問公認会計士、顧問税理士については、当該社会福祉法人</p>	<p>厚生労働省見解④</p> <p>法第44条第5項</p> <p>法第44条第5項第1号 厚生労働省助言①</p> <p>法第44条第5項第2号 厚生労働省助言②</p> <p>所轄庁見解③</p> <p>所轄庁見解④</p> <p>法第44条第1項</p> <p>規則第2条の6の2</p> <p>法第44条第2項</p> <p>ガイドラインI-5-(2)-2〈着</p>

本文	根拠
<p>から会計処理等について委託を受けている場合は、自らが行った行為を監査することになることから、監事に選任することは適当でないが、法律面や経営面のアドバイスのみを行うなどに留まっている場合には、監事に選任することができる。</p> <p>③特殊関係者等</p> <p>監事のうちには、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならない。</p> <p>また、以下に掲げる各役員の特殊関係者も含まれてはならない。</p> <p>ア 役員と婚姻の届出はしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者</p> <p>イ 役員の使用人（監事が個人的に雇用している者）</p> <p>ウ ア、イに掲げる者以外の者であって、役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>エ イ、ウに掲げる者の配偶者</p> <p>オ アからウに掲げる者の3親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの</p> <p>カ 当該社会福祉法人の理事が、社会福祉法人以外の他の同一の団体において、役員（法人でない団体で代表者又は管理人を定めるものにあつては、その代表者又は管理人を含む。）若しくは業務を執行する社員となっている場合の当該団体の役員、業務を執行する社員又は職員（当該理事を含む当該団体のこれらの者で、当該社会福祉法人の監事に就任している者の合計数が、当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）</p> <p>キ 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該社会福祉法人の評議員及び役員が、他の社会福祉法人の評議員総数の半数を超えて、評議員に就任している場合に限る。）</p> <p>ク 以下に掲げる団体の職員（当該社会福祉法人の監事に就任しているこれらの団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）の合計数が、当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超えている場合に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人</li> </ul> <p>※関係行政庁の職員から監事を選出することは、法第61条第1項第2号に定める公私分離の原則に照らし適当ではないと考える。</p> <p>※社会福祉協議会については、関係行政庁の職員を、役員総数の5分の1まで選任することができる。</p> <p>※関係行政庁の職員とは、所轄庁の職員に加え、社会福祉法人に対し助成等を行った行政庁の職員をいうものとする。</p> <p>※上記の職員は、常勤又は非常勤の別を問わないものとする。</p> <p>※租税特別措置法第40条の適用団体となる場合は、親族要件が、3親等以内から6親等以内と厳しくなるので、留意する必要がある。</p> <p>(5) 監事の解任</p> <p>評議員会は、以下のいずれかの要件に該当する場合に限り、監事の解任について、決議を行うことができる。</p> <p>①職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき</p> <p>②心身の故障のため、職務に支障があり、又はこれに堪えないとき</p> <p>※監事の解任に当たっては、法人は権利乱用との誤解を招かないように、要件の単なる事実確認により判断することなく、その事実の背景も十分に考慮し</p>	<p>眼点）（注2）※</p> <p>法第44条第7項</p> <p>規則第2条の11</p> <p>（厚生労働省見解⑤）</p> <p>厚生労働省助言③</p> <p>法第109条第5項</p> <p>厚生労働省見解⑥</p> <p>所轄庁見解⑤</p> <p>厚生労働省助言④</p> <p>法第45条の4第1項</p> <p>法第45条の9⑦</p> <p>法第45条の4第1項第1号</p> <p>法第45条の4第1項第2号</p> <p>所轄庁助言①</p>

本文	根拠
<p>た上で、慎重に対応することが求められる。</p> <p>なお、監事の職務に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにも関わらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会で否決されたときは、評議員は、評議員会の日から 30 日以内に所轄の裁判所に訴えることをもって、当該監事の解任を請求することができる。</p> <p>一方で、監事は、監事の解任について評議員会において意見を述べることができ、監事を辞任した者も、辞任後最初に招集される評議員会において、辞任した理由等を述べるができる。</p> <p>このことから、理事（一般的には理事長）は、これらに該当する者がいる場合には、これらの者に対し、解任又は辞任後の最初に開催される評議員会の日時、場所等について通知しなければならない。</p> <p>(6) 監事に欠員が生じた場合における措置</p> <p>社会福祉法又は定款に定めた監事の員数に欠員が生じた場合においては、任期満了又は辞任（欠格事由等に該当した場合又は解任された場合を除く。）により退任した監事は、新たに選任された監事が就任するまでは、なお、監事としての権利と義務を有する。</p> <p>※監事の定員を、2人以上〇人以下と定款に定めた場合にあつては、欠員が生じた後の監事の現員数が1人となった場合、又は資格要件のいずれかを満たす者がいなくなった場合には、監事の職を辞していても、上記により監事としての権利と義務を負うことになるので、注意を要する。</p> <p>事故等により監事が欠けた場合や、退任した監事が、新たな監事が就任するまでの間に、監事としての権利義務を果たせない場合において、事務が遅滞することにより、当該社会福祉法人等に損害が生ずるおそれがあると認められるときは、所轄庁は、利害関係人の請求又は職権により、一時監事の職務を行うべき者を選任することができる。</p> <p>※利害関係人の定義は、職を辞した監事を除き理事の場合と同じである。</p> <p>また、欠員が生じた場合の対応としては、欠員が生じた都度、監事の選任手続きを行う方法もあるが、定款に定めることにより、あらかじめ欠員が生じた場合に備え、評議員会の決議により補欠の監事を選任しておくこともできる。</p> <p>ただし、当該決議を行う場合には、監事の資格要件を踏まえて、以下に掲げる事項も合わせ決議しておかなければならない。</p> <p>①当該候補者が補欠の監事であること</p> <p>②当該候補者を一人又は複数の特定の監事の補欠の監事として選任するときは、その旨及び当該特定の監事の氏名</p> <p>③同一の監事について、複数の補欠の監事を選任するときは、当該補欠の監事相互間の優先順位</p> <p>④補欠の監事について、就任前にその選任の取消を行う場合があるときは、その旨及び取消を行うための手続</p> <p>なお、評議員会における補欠の監事に関する決議の有効期間は、定款に特段の定めがない限りは、当該決議後に最初に開催する定時評議員会の開始の時までとなるが、評議員会の決議によって、その期間を短縮することもできる。</p> <p>(7) 監事の欠員補充</p> <p>定款で定めた監事の員数の3分の1を超えて欠員が生じた場合は、遅滞なく欠員を補充しなければならない。</p> <p>※監事に欠員が生じた場合において、監事としての資格要件のいずれか一つでも満たす監事がいなくなる場合には、必ず当該要件を満たす監事を、評議員会において選任する必要がある。</p>	<p>一般法人法第 284 条</p> <p>一般法人法第 74 条第 1 項 一般法人法第 74 条第 2 項</p> <p>一般法人法第 74 条第 3 項</p> <p>法第 45 条の 6 第 1 項</p> <p>所轄庁助言②</p> <p>法第 45 条の 6 第 2 項</p> <p>所轄庁助言③</p> <p>法第 43 条第 2 項 規則第 2 条の 9 第 1 項</p> <p>規則第 2 条の 9 第 2 項</p> <p>規則第 2 条の 9 第 3 項</p> <p>法第 45 条の 7 第 2 項</p> <p>所轄庁見解⑥</p>

本文	根拠
<p>※欠員が3分の1を超えない場合であっても、監査機関としての役割を十分に発揮できないおそれがあることや、事故等により監事が欠けた場合は、後任の監事が決まるまでの間にその職務を行う者がいないことになり、欠けた員数によっては、実質的に監事の職務を果たせる者の員数が、法定された監事の員数を下回り、監査報告の法的有効性の有無にも影響することも考えられることから、監事が欠けた場合には、速やかに欠員の補充を行うことが適当と考える。</p>	<p>所轄庁助言④</p>
<p>欠員補充した監事又は補欠の監事の任期は、評議員と同様に定款に定めることにより、前任者の残任期間とすることができる。</p>	<p>法第45条</p>
<p>(8) 監事の責務</p>	
<p>監事は、法令に基づき以下に掲げる責務を果たさなければならない。</p>	
<p>①理事（一般的には理事長及び業務執行理事）の職務執行を監査すること  ※「職務執行を監査する」とは、日常的に行われる理事の業務執行全般を監査することをいうものとする。</p>	<p>法第45条の18第1項  所轄庁見解⑦</p>
<p>②毎会計年度の計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録を監査し、監査報告を作成すること</p>	<p>法第45条の18第1項</p>
<p>③理事（一般的には理事長）が評議員会に提出しようとする議案、書類等を事前に調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告すること</p>	<p>一般法人法第102条</p>
<p>④理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること</p>	<p>一般法人法第101条第1項</p>
<p>⑤出席した理事会終了後において、議事録の内容を確認し署名すること</p>	<p>法第45条の14第6項</p>
<p>⑥理事について次に掲げる事項を確認したときは、その旨を理事会に報告すること  ア 理事が不正の行為をしたとき  イ 理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき  ウ 法令・定款に違反する事実があるとき  エ 著しく不当な事実があるとき</p>	<p>一般法人法第100条</p>
<p>監事は、理事会に出席し、理事会終了後に当該理事会の議事録を確認し署名する義務を負っていることから、理事（一般的には理事長）は、監事が理事会に出席できるように日程を調整するなどの配慮を行う必要がある。</p>	<p>ガイドライン I-5-(3)-1〈着眼点〉</p>
<p>(9) 監事の権限等</p>	
<p>監事には、法令により課せられた責務を果たすために、以下に掲げる権限が付与されている。</p>	
<p>①理事（一般的には理事長及び業務執行理事）や法人の職員に対して事業の報告を求め、又は、自ら当該社会福祉法人の業務や財産の状況を調査すること</p>	<p>法第45条の18第2項</p>
<p>②理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令・定款に違反する事実、著しく不当な事実があると認めるときは、定款に定める理事（一般的には理事長）に対し理事会の招集を請求すること</p>	<p>一般法人法第101条第2項</p>
<p>その場合において、当該請求を行った日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられないときに、自ら理事会を招集すること</p>	<p>一般法人法第101条第3項</p>
<p>③理事が当該社会福祉法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為により、当該社会福祉法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときには、当該理事に対し当該行為をやめることを請求すること</p>	<p>一般法人法第103条第1項</p>

本文	根拠
<p>④社会福祉法人が、理事に対し、又は理事が当該社会福祉法人に対して訴えを提起する場合に、当該訴えについて当該社会福祉法人を代表すること</p> <p>⑤会計監査人に対して、監査証明（会計監査報告）のほか、その監査に関して報告を求めること</p> <p>⑥当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、理事から報告を受けること</p> <p>さらに、監事は、自らの職務を円滑に遂行できるように、社会福祉法人に対して、費用の前払い、支出した費用等の支払いについて請求することができ、請求を受けた当該社会福祉法人は、当該費用等が当該監事の職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その請求を拒むことはできない。</p>	<p>一般法人法第 104 条</p> <p>一般法人法第 108 条第 2 項</p> <p>一般法人法第 85 条</p> <p>一般法人法第 106 条</p>



本文	根拠
<p>7 会計監査人について</p> <p>(1) 会計監査人の設置義務</p> <p>事業規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人(以下「特定法人」という。)は、会計監査人を設置しなければならないが、特定法人以外の社会福祉法人も、定款に定めることにより、会計監査人を設置することができる。</p> <p>事業規模の基準については、年間収益で30億円又は負債総額が60億円を超えるものと、政令で定められている。(当該基準については、今後見直しが予定されている。)</p> <p>ここにいう「収益」とは、法人単位の事業活動計算書のサービス活動収益の部の合計を、「負債」は法人単位貸借対照表の負債の部の合計をいう。</p> <p>(2) 会計監査人の任期</p> <p>会計監査人の任期は、評議員会で選任の決議をした日から始まり、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなる。</p> <p>また、任期が満了するにも関わらず、当該定時評議員会において特段の決議がなされなければ、再任されたものとみなされるので、再任しない場合には、再任しない旨の決議を、評議員会において行うことを要する。</p> <p>(3) 会計監査人の資格要件等</p> <p>会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。</p> <p>※公認会計士が法人格を有する会計事務所を営んでいるときは、公認会計士個人を会計監査人として選任する必要がある。(当然のことながら委任契約は、会計事務所とではなく、公認会計士との間で行うことになる。)</p> <p>また、会計監査人には、公認会計士法(昭和23法律第103号)の規定により、以下に掲げる者は選任できない。</p> <p>①公認会計士又はその配偶者が、当該社会福祉法人の役員これに準じるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去1年間にこれらのものであった場合</p> <p>②公認会計士が、当該社会福祉法人の使用人であり、又は過去1年以内に使用人であった場合</p> <p>③公認会計士が、当該社会福祉法人との間で公認会計士法施行令に規定する著しい利害関係を有する場合</p> <p>※税務顧問に就任している公認会計士又はその配偶者が、被監査法人から当該業務により継続的な報酬を受けている場合も含まれる。</p> <p>なお、監査法人が会計監査人に選任された場合は、当該監査法人の社員の中から、会計監査人の職務を行う者を選定し、その旨を法人に通知しなければならない。</p> <p>(4) 会計監査人の選任</p> <p>会計監査人の選任は、評議員会の決議により行わなければならない。</p> <p>会計監査人の選任に関する評議員会の議案は、監事の過半数の同意がなければ評議員会に諮ることはできない。</p> <p>(5) 会計監査人の解任</p> <p>会計監査人は、以下に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、評議員会の決議により解任することができる。</p> <p>①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</p> <p>②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき</p> <p>③心身の故障のため、職務執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</p> <p>なお、会計監査人の解任又は再任をしないことに関する評議員会の議案につい</p>	<p>法第37条</p> <p>法第36条第2項</p> <p>政令第13条の3 (厚生労働省見解①)</p> <p>政令等公布第1-1</p> <p>法第45条の3第1項</p> <p>法第45条の3第2項</p> <p>法第45条の2第1項 所轄庁見解①</p> <p>法第45条の2第3項</p> <p>公認会計士法第24条第1項第1号</p> <p>公認会計士法第24条第1項第2号</p> <p>公認会計士法第24条第1項第3号</p> <p>ガイドラインI-7-2(注1)(着眼点)</p> <p>法第45条の2第2項</p> <p>法第43条第1項 一般法人法第73条</p> <p>法第45条の4第2項</p> <p>法第45条の5第1項第1号</p> <p>法第45条の5第1項第2号</p> <p>法第45条の5第1項第3号</p> <p>一般法人法第73条</p>

本文	根拠
<p>は、監事の過半数の同意がなければ評議員会に諮ることはできない。</p> <p>また、会計監査人が上記の解任要件に該当するときは、監事の全員が同意すれば、監事が当該会計監査人を解任することもできる。</p> <p>この場合、監事の互選により定めた監事は、解任の趣旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。</p> <p>なお、会計監査人は、自己の解任又は不再任について、評議員会に出席して意見を述べることができ、会計監査人を辞任した者も、辞任後最初に招集される評議員会において、辞任した理由等を述べるができる。</p> <p>このことから、理事（一般的には理事長）は、これらに該当する者がいる場合には、これらの者に対し、解任又は不再任若しくは辞任後の最初に開催される評議員会の日時、場所等について通知しなければならない。</p> <p>(6) 会計監査人の欠けた場合の措置</p> <p>会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合には、遅滞なく会計監査人を選任しなければならないが、評議員会において選任がなされないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を、選任しなければならない。</p> <p>(7) 会計監査人の責務と権限等</p> <p>会計監査人は、社会福祉法人の計算関係書類及び財産目録（法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。）（以下「計算関係書類等」という。）を監査し、会計監査報告を作成しなければならない。</p> <p>会計監査人には、計算関係書類等の監査を円滑に行うことができるように、以下に掲げる権限が付与されている。</p> <p>①会計帳簿又はこれに関する書類を閲覧及び謄写をし、理事（一般的には理事長及び業務執行理事）及び当該法人の職員に対し、会計に関する報告を求め ること</p> <p>②法人の業務及び財産の状況の調査をすること</p> <p>③監査の対象となる計算関係書類等が、法令又は定款に適合するか否かについて、監事と意見を異にするときは、評議員会に出席して意見を述べること</p> <p>(8) 会計監査で証明される範囲</p> <p>会計監査人による会計監査の対象となる計算関係書類等の範囲は、法人単位の計算書類（第1様式）及びそれに対応する附属明細書及び財産目録となる。</p> <p>※法人単位の計算書類（第1様式）とその附属明細書は、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書を積み上げた結果により作成されるものであることから、これらの拠点単位の計算関係書類等についても、実質的に監査の対象となるものとする。</p> <p>(9) 監事への報告等</p> <p>会計監査人は、理事の職務の執行に関し不正行為等を発見したときは、監事に報告しなければならない。</p> <p>会計監査人は、定時評議員会で会計監査人の出席を求める決議があったときは、定時評議員会に出席して意見を述べなければならない。</p> <p>(10) 会計監査業務における制限</p> <p>会計監査人は、その職務を行うに当たり、以下に該当する者を使って、業務を行うことはできない。</p> <p>①公認会計士法により会計監査をできない者（当該社会福祉法人と著しい利害関係を有する者等）</p> <p>②当該社会福祉法人の理事、監事又は職員</p> <p>③当該社会福祉法人から、公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により、</p>	<p>法第45条の5第1項 法第45条の5第2項 法第45条の5第3項</p> <p>一般法人法第74条第4項</p> <p>一般法人法第74条第3項</p> <p>法第45条の6第3項</p> <p>法第45条の19第1項 法第45条の19第2項</p> <p>法第45条の19第3項</p> <p>法第45条の19第4項 一般法人法第109条</p> <p>法第45条の19第1項 法第45条の19第2項 厚生労働省見解②</p> <p>一般法人法第108条第1項</p> <p>一般法人法第109条第2項</p> <p>法第45条の19第5項</p>

本文	根拠
継続的な報酬を受けている者	

本文	根拠
<p>8 監査報告の作成等について</p> <p>(1) 計算関係書類に関する監査報告の作成</p> <p>監事は、計算関係書類について、以下に掲げる事項を記載した監査報告を作成しなければならない。</p> <p>①監事監査の方法及びその内容</p> <p>②計算関係書類が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>③監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>④追記情報</p> <p>※「追記情報」とは、以下に掲げる事項、及びその他の事項のうち監事の判断に関して説明を付す必要がある事項、又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項をいう。</p> <p>ア 会計方針の変更</p> <p>イ 重要な偶発事象</p> <p>ウ 重要な後発事象</p> <p>⑤監査報告を作成した日</p> <p>(2) 計算関係書類に関する監査報告の通知</p> <p>特定監事は、以下に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <p>①当該計算関係書類のうちの計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日</p> <p>②当該計算関係書類のうちの計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日</p> <p>③特定理事及び特定監事との間で合意により定めた日があるときは、その日</p> <p>なお、特定監事から、監査報告の内容について特定理事が通知を受けた日に、計算関係書類は監事の監査を受けたことになるが、特定監事が監査の内容を通知すべき日までに、当該通知をしなかったときは、当該通知をすべき日に、計算関係書類について監事の監査を受けたものとみなす。</p> <p>※特定理事とは、特定監事から監査報告の内容についての通知を受けることを指定された理事（一般的には理事長）を、この場合以外の場合においては、監査を受ける計算関係書類の作成に関する職務を行った理事（一般的には理事長及び業務執行理事）をいう。</p> <p>※特定監事とは、特定理事に対し監査報告の内容について通知することを指定された監事を、この場合以外の場合においては、すべての監事をいう。</p> <p>(3) 会計監査報告の作成</p> <p>会計監査人は、計算関係書類を理事（一般的には理事長及び業務執行理事）から受領したとき（理事は、監事にも計算関係書類を同時に提供しなければならない。）は、以下に掲げる事項を記載した会計監査報告を作成しなければならない。</p> <p>①会計監査人の監査の方法及びその内容</p> <p>②計算書類が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、以下のアからウに掲げる事項</p> <p>ア 無限定適正意見の対象となった計算関係書類が、一般に公正妥当と認められる法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨</p> <p>イ 除外事項を付した限定付き適正意見の対象となった計算関係書類が、</p>	<p>法第45条の18第1項 規則第2条の26 規則第2条の27第1項</p> <p>規則第2条の27第2項</p> <p>規則第2条の28第1項</p> <p>規則第2条の28第2項 規則第2条の28第3項</p> <p>規則第2条の28第4項</p> <p>規則第2条の28第5項</p> <p>法第45条の19第1項 規則第2条の30</p>

本文	根拠
<p>除外事項を除き一般に公正妥当と認められる法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項</p> <p>ウ 不適正意見監査の対象となった計算関係書類が、不適正である旨及びその理由</p> <p>③②の意見がない場合は、その旨及びその理由</p> <p>④計算書類に記載する追記情報（継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象）</p> <p>⑤会計監査報告を作成した日</p> <p>(4) 会計監査報告の通知</p> <p>会計監査人は、以下に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事及び特定理事に対し、計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <p>①当該計算関係書類のうちの計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日</p> <p>②当該計算関係書類のうちの計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日</p> <p>③特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日</p> <p>なお、会計監査人から、会計監査報告の内容について特定監事及び特定理事が通知を受けた日に、計算関係書類は会計監査人の監査を受けたことになるが、会計監査人が会計監査の内容を通知すべき日までに、当該通知をしなかったときは、当該通知をすべき日に、計算関係書類について会計監査人の監査を受けたものとみなす。</p> <p>※特定監事及び特定理事の定義は、監事の計算書類に係る監査の場合と同じである。</p> <p>また、会計監査人は、特定監事に対し会計監査の内容を通知する際には、当該会計監査人に係る以下に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨）も通知しなければならない。</p> <p>①会計監査の独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規定の遵守に関する事項</p> <p>②監査、監査に準じる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項</p> <p>③会計監査人の職務の執行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項</p> <p>ただし、全ての監事が既に当該事項について了知している場合は、通知を省略しても差し支えない。</p> <p>(5) 会計監査人設置法人における監事の監査報告</p> <p>会計監査人設置法人の監事は、計算関係書類及び会計監査報告について、次に掲げる事項を記載した監査報告を作成しなければならない。</p> <p>①監事監査の方法及びその内容</p> <p>②会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及び理由（会計監査人が会計監査の内容を、所定の日までに通知しなかった場合は、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p>③重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）</p> <p>④会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に</p>	<p>規則第2条の32第1項</p> <p>規則第2条の32第2項</p> <p>規則第2条の32第3項</p> <p>所轄庁見解①</p> <p>規則第2条の33</p> <p>規則第2条の31</p>

本文	根拠
<p>関する事項</p> <p>⑤監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>⑥監査報告を作成した日</p> <p>(6) 会計監査人設置法人における監査報告の通知  会計監査人設置法人の特定監事は、以下に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <p>①会計監査報告を受領した日（会計監査人からの会計監査の内容に関する通知がなく、会計監査人の監査があったとみなされた日については、その日）から1週間を経過した日</p> <p>②特定理事及び特定監事との間で合意により定めた日があるときは、その日  なお、特定監事から、監査報告の内容について特定理事及び会計監査人が通知を受けた日に、計算関係書類は監事の監査を受けたことになるが、特定監事が監査の内容を通知すべき日までに、当該通知をしなかったときは、当該通知をすべき日に、計算関係書類について監事の監査を受けたものとみなす。</p> <p>(7) 事業報告及びその附属明細書に関する監査報告の作成  監事は、事業報告及びその附属明細書について、以下に掲げる事項を記載した監査報告を作成しなければならない。</p> <p>①監事監査の方法及びその内容</p> <p>②事業報告及びその附属明細書が、法令又は定款に従い、当該社会福祉法人の状況を正しく表示しているかどうかについての意見</p> <p>③当該社会福祉法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>④監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>⑤内部管理体制の整備に関する事項（監査の範囲に属さないものを除く。）について、その内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由</p> <p>⑥監査報告を作成した日</p> <p>(8) 事業報告に関する監事監査の通知  特定監事は、以下に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、事業報告及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <p>①当該事業報告を受領した日から4週間を経過した日</p> <p>②当該事業報告の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日</p> <p>③特定理事及び特定監事との間で合意により定めた日があるときは、その日  なお、特定監事から監査報告の内容について特定理事が通知を受けた日に、事業報告及びその附属明細書は監事の監査を受けたことになるが、特定監事が監査の内容を通知すべき日までに、当該通知をしなかったときは、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書について監事の監査を受けたものとみなす。</p> <p>※特定監事及び特定理事の定義は、監事の計算書類に係る監査の場合と同じである。</p> <p>(9) 財産目録に関する監査報告の作成等  監事又は会計監査人は、財産目録に関して監査報告又は会計監査報告を作成しなければならないが、その手続きは計算関係書類に関する手続きに準じて行うことを要する。</p>	<p>規則第2条の34第1項</p> <p>規則第2条の34第2項  規則第2条の34第3項</p> <p>規則第2条の36</p> <p>規則第2条の37第1項</p> <p>規則第2条の37第2項  規則第2条の37第3項</p> <p>所轄庁見解②</p> <p>規則第2条の40</p>

本文	根拠
<p>9 社会福祉法人に対する役員等及び評議員の損害賠償責任等について</p> <p>(1) 社会福祉法人に対する役員等及び評議員の責務</p> <p>社会福祉法人と、役員等及び評議員との関係は、民法の委任に関する規定に従うことになることから、役員等及び評議員は、委任された事務（以下「委任事務」という。）について、社会福祉法人に対し以下に掲げる責務を負うことになる。</p> <p>①善管注意義務</p> <p>役員等及び評議員は、委任の本旨に従い、善良なる管理者の注意義務を持って、委任事務を処理しなければならない。</p> <p>②自ら事務を処理する義務</p> <p>役員等及び評議員は、原則として自ら委任事務を処理しなければならない。ただし、業務を執行する理事（理事長及び業務執行理事）は、理事会の承認を得て、業務の決定及び業務の執行に係る事務につき、職員等を復受任者として選任することができる。</p> <p>③忠実義務</p> <p>理事は、法令及び定款を遵守して、当該社会福祉法人のために、忠実にその職務を行わなければならない。</p> <p>(2) 役員等又は評議員の法人に対する損害賠償責任</p> <p>①役員等又は評議員が、社会福祉法人に対する任務を怠って当該社会福祉法人に損害を与えた場合は、役員等又は評議員は、その損害を賠償する責任（見出し及び以下において「損害賠償責任」という。）を負う。</p> <p>※「任務を怠って」には、役員等及び評議員の悪意又は重大な過失だけでなく、役員等又は評議員が善管注意義務（理事の場合は忠実義務も含む。）を怠った場合も含まれるものとする。</p> <p>②理事が、重要な事項を開示して、理事会の承認を得ないで競業取引を行った場合は、当該取引によって当該理事又は第三者が得た利益の額が、当該社会福祉法人に生じた被害の額と推定する。</p> <p>③理事が、理事会の承認を得て社会福祉法人との間で利益相反取引（直接取引）又は利益相反取引（間接取引）を行った場合においても、当該取引によって当該社会福祉法人に損害が生じた場合は、以下に掲げる理事は、その任務を怠って当該社会福祉法人に損害を与えたことみなし、生じた損害について損害賠償責任を負う。</p> <p>ア 社会福祉法人との間で利益相反取引（直接取引）又は利益相反取引（間接取引）を行った理事</p> <p>イ 社会福祉法人として利益相反取引（直接取引）又は利益相反取引（間接取引）を行うことを決定した理事（一般的には理事長又は業務執行理事）</p> <p>ウ 理事が社会福祉法人との間で直接取引又は間接取引を行うことを承認する決議をした理事会において賛成した理事</p> <p>④理事が自己のために、社会福祉法人との間で利益相反取引（直接取引）を行って当該社会福祉法人に損害を与えた場合は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由であることをもって、当該損害賠償責任を免れることはできない。</p> <p>⑤役員等又は評議員が、当該社会福祉法人に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等及び評議員も、当該損害を賠償する責任を負うときは、連帯して責任を負い連帯債務者となる。</p> <p>(3) 社会福祉法人に対する役員等又は評議員の損害賠償責任の評議員会による免除</p> <p>社会福祉法人に対する役員等又は評議員の損害賠償の責任は、現任の評議員の</p>	<p>根拠</p> <p>法第 38 条</p> <p>民法第 644 条</p> <p>民法第 644 条の 2</p> <p>法第 45 条の 16 第 1 項</p> <p>法第 45 条の 20 第 1 項</p> <p>所轄庁見解①</p> <p>法第 45 条の 20 第 2 項</p> <p>法第 45 条の 20 第 3 項</p> <p>法第 45 条の 20 第 3 項第 1 号</p> <p>法第 45 条の 20 第 3 項第 2 号</p> <p>法第 45 条の 20 第 3 項第 3 号</p> <p>一般法人法第 116 条第 1 項</p> <p>法第 45 条の 22</p> <p>一般法人法第 112 条</p>

本文	根拠
<p>全員の同意がなければ、これを免除することはできない。</p> <p>ただし、社会福祉法人に対する損害賠償の責任を負う役員等については、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失もない場合には、その損害賠償責任を負う額（以下「損害賠償額」という。）のうち、役員等が当該社会福祉法人の業務執行の対価として受け取る財産上の利益の1年間当たりの額（厚生労働省令で定める方法で算定）に相当する額から、以下に掲げる数を乗じた額（以下「最低責任限度額」という。）を控除した額を限度として、評議員会の決議により免除することができる。</p>	<p>一般法人法第113条第1項</p> <p>（規則第2条の23第2項）</p>
<p>①理事長 6</p> <p>②業務執行理事 4</p> <p>③理事、監事及び会計監査人 2</p> <p>この免除を行う際には、理事（一般的には理事長）は次に掲げる事項を、当該評議員会において開示しなければならない。</p>	<p>一般法人法第113条第2項</p>
<p>①責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額</p> <p>②責任を免除することができる額の限度及びその算定の根拠</p> <p>③責任を免除する理由及び免除額</p> <p>また、理事（一般的には理事長）は、社会福祉法人に対する損害賠償責任の免除（理事の責任の免除に限る。）について、評議員会の議案として提出する場合には、監事の全員の同意を得ることを要する。</p>	<p>一般法人法第113条第3項</p>
<p>理事が自己のために、社会福祉法人との間で利益相反取引（直接取引）を行って、当該社会福祉法人に損害を与えた場合は、当該損害賠償責任については、評議員会において、免除の決議をすることはできないので、注意を要する。</p>	<p>一般法人法第116条第2項</p>
<p>(4) 社会福祉法人に対する役員等の損害賠償責任の理事会の決議による一部免除</p> <p>役員等の社会福祉法人に対する損害賠償責任について、当該役員等が、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失もない場合において、責任の原因となった内容、当該役員等の職務の執行状況その他の事情を勘案して、特に必要と認めるときは、損害賠償額から最低責任限度額を控除した額を限度として、当該免除の対象となる理事を除く理事会に出席した理事の過半数（定款でこれを上回る割合を定めた場合は、その割合）の同意を得て、その損害賠償額の一部の免除について、理事会において決議することができる旨を、定款に定めることができる。</p>	<p>一般法人法第114条第1項</p>
<p>なお、この旨を定める定款の変更について、評議員会に議案として提出する場合、及び定款の規定に基づき社会福祉法人に対する損害賠償責任の一部免除（理事の責任の免除に限る。）について、理事会の議案として提出する場合は、理事（一般的には理事長）は、監事の全員の同意を得なければならない。</p>	<p>一般法人法第114条第2項</p>
<p>さらに、定款の定めに基づいて役員等の責任の一部を免除する旨を理事会において決議したときは、理事（一般的には理事長）は、当該決議について異議がある場合は、一定の期間内（当該期間は1ヶ月を下回ることはできない。）に申し出ることを、評議員に通知しなければならない。</p>	<p>一般法人法第114条第3項</p>
<p>なお、当該決議について、総評議員の10分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合は、その割合）以上の評議員が、当該期間内に理事会の決議に対し異議を申し立てたときは、当該社会福祉法人は、当該決議に基づいて役員等の責任の免除を行うことはできない。</p>	<p>一般法人法第114条第4項</p>
<p>理事が自己のために、社会福祉法人との間で直接取引を行って、当該社会福祉法人に損害を与えた場合は、当該損害賠償責任については、理事会において、その一部であっても、免除の決議をすることはできない。</p>	<p>一般法人法第116条第2項</p>
<p>(5) 社会福祉法人と役員等との間における責任限定契約の締結</p> <p>理事（職務として当該社会福祉法人の業務執行に関わる理事（理事長、業務執</p>	<p>一般法人法第115条第1項</p>



本文	根拠
<p>行理事及び社会福祉法人の業務を執行したその他の理事)と、職員としてその業務に従事する理事を除く。)、監事及び会計監査人(以下「非業務執行理事等」という。)との間において、当該非業務執行理事等の当該社会福祉法人に対する損害賠償責任について、当該非業務執行理事等が、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときには、定款で定めた額の範囲内で、あらかじめ当該社会福祉法人が定めた額と最低責任限度額のいずれか高い額を、その責任の限度とする旨の契約(以下「責任限定契約」という。)を、当該非業務執行理事等との間で締結ができる旨を、定款に定めることができる。</p>	
<p>なお、この旨を定める定款の変更について、評議員会に議案として提出する場合は、理事(一般的には理事長)は、監事の全員の同意を得なければならない。</p>	一般法人法第115条第3項
<p>非業務執行理事等との間で責任限定契約を締結した社会福祉法人は、当該非業務執行理事等が任務を行ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後開催される最初の評議員会において、次に掲げる事項を開示しなければならない。</p>	一般法人法第115条第4項
<p>①損害賠償責任の原因となった事実及び損害賠償額 ②当該責任限定契約の内容及び当該契約を締結した理由 ③非業務執行理事等が職務を怠ったことにより、社会福祉法人が受けた損害のうち、非業務執行理事等が損害賠償責任を負わないとされた額</p>	
<p>社会福祉法人との間で責任限定契約を締結した非業務執行理事等が、当該社会福祉法人の業務執行理事に就任又は職員としての身分を有した場合には、当該責任限定契約は、その効力を将来に向かって失うことになる。</p>	一般法人法第115条第2項
<p>理事が自己のために、社会福祉法人との間で直接取引を行って、当該社会福祉法人に損害を与えた場合は、当該損害賠償責任については、責任限定契約の対象とすることはできない。</p>	一般法人法第116条第2項
<p>(6) 役員等又は評議員の第三者に対する損害賠償責任</p>	
<p>役員等又は評議員は、その職務を行うについて、悪意又は重大な過失があるときは、これにより第三者に生じた損害を賠償する責任を負わなければならない。</p>	法第45条の21第1項
<p>また、以下に掲げる者が次に掲げる行為をしたときも、これにより第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことになるが、これらの者が当該行為を行うことについて、役員等又は評議員として注意を怠らなかつたことを証明した場合は、当該責任を免れることができる。</p>	法第45条の21第2項
<p>①理事(理事及び業務執行理事)が以下の行為をしたとき ア 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p>	法第45条の21第2項第1号
<p>イ 虚偽の登記 ウ 虚偽の公告</p>	
<p>②監事が監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録をしたとき</p>	法第45条の21第2項第2号
<p>③会計監査人が会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録をしたとき</p>	法第45条の21第2項第3号
<p>なお、理事長の権限に当該社会福祉法人が制限を加えたとしても、これを善意の第三者に対抗することはできない。</p>	法第45条の17第2項
<p>役員等又は評議員が、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等及び評議員も、当該損害を賠償する責任を負うときは、連帯して責任を負い連帯債務者となる。</p>	法第45条の22
<p>(7) 補償契約の締結について</p>	
<p>社会福祉法人は、第三者との関係において、以下に掲げる費用等の全部又は一</p>	一般法人法第118条の2第1項

本文	根拠
<p>部について、役員等との間で補償契約を締結する場合は、その契約の内容の決定については、理事会の決議によらなければならない。</p> <p>①当該役員等が、その職務の執行に関し、法令に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用</p> <p>②当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失</p> <p>ア 当該損害を当該役員等が賠償することにより生じる損失</p> <p>イ 当該損害の賠償に関する紛争について、当事者に和解が成立したときにおいて、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生じる損失</p>	
<p>社会福祉法人は、以下に掲げる費用等については、役員等との間で補償契約を締結していても、当該費用等を補償することはできない。</p>	一般法人法第 118 条の 2 第 2 項
<p>①上記①アの場合における費用のうち、通常要する費用の額を超える部分</p> <p>②当該社会福祉法人が上記①イの損害を賠償するとすれば、当該役員等が当該社会福祉法人に対して損害を賠償する責任を負う場合には、上記①イに掲げる損失のうちの当該責任に係る部分</p> <p>③役員等が、その職務の執行につき、悪意又は重大な過失があったことにより、上記①イの責任を負う場合は、当該賠償責任により生じた損失の全部</p>	一般法人法第 118 条の 2 第 3 項
<p>社会福祉法人は、補償契約に基づき、役員等が法令に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用を、当該役員等に補償した場合において、当該役員等が、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該社会福祉法人に損害を加える目的で、法令に違反することが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けるような職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。</p>	一般法人法第 118 条の 2 第 5 項
<p>社会福祉法人と役員等との間における補償契約の締結については、以下に掲げる事項に関する社会福祉法で準用する一般法人法の規定は、これを適用しない。</p> <p>①理事が社会福祉法人との間で、利益相反取引に係る契約を締結することについて、理事会の承認を得ること</p> <p>②社会福祉法人との間で利益相反取引に係る契約を締結した後において、当該契約の履行に係る重要な事項を、当該理事が理事会へ報告すること</p> <p>③社会福祉法人との間で、理事が競業取引又は直披取引を行って、当該社会福祉法人に損害が生じた場合に、以下に掲げる理事については、役員等としての任務を怠ったとみなすこと</p> <p>ア 社会福祉法人との間で当該取引をした理事</p> <p>イ 社会福祉法人が当該取引をすることを決定した理事</p> <p>ウ 社会福祉法人が当該取引をすることについて理事会で承認した理事</p> <p>④理事が自己のために、社会福祉法人との間で直接取引を行って、当該社会福祉法人に損害を与えた場合に、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由であることをもって、当該理事の当該損害に係る賠償責任は免れないこと</p>	一般法人法第 118 条の 2 第 4 項
<p>ただし、補償契約を締結した理事（一般的には理事長）及び当該契約に基づき補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重大な事実について、理事会に報告しなければならない。</p>	一般法人法第 118 条の 2 第 6 項
<p>社会福祉法人が理事との間で締結する補償契約については、民法第 108 条（自己契約及び双方代理）の規定は適用しない。</p> <p>(8) 役員等のために締結される保険契約について</p>	一般法人法第 118 条の 3 第 1 項

本文	根拠
<p>社会福祉法人が、保険事業者との間で、当該社会福祉法人の役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、保険事業者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とする保険契約（以下「役員等賠償責任保険契約」という。）を締結しようとする場合は、その契約の内容の決定については、理事会の決議によらなければならない。</p> <p>ただし、以下に掲げるものについては、役員等の職務の執行を著しく損なうおそれがないことから、契約の内容の決定にあたっては、理事会の決議を要しない。</p> <p>①役員等に加えて、当該契約を締結する社会福祉法人を被保険者とする保険契約であって、当該社会福祉法人がその業務に関連して、第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって、当該社会福祉法人に生ずることのある損害を、保険事業者が填補することを主たる目的として締結するもの</p> <p>②役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって、当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって、当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を、保険事業者が填補することを目的として締結されるもの</p> <p>※役員等賠償責任保険契約については、契約内容が多種多様であることから、理事会で保険内容を決定する際には、保険料の負担について、社会福祉法人とするか役員等とするか、慎重に判断する必要がある。</p> <p>社会福祉法人と役員等との間における保険契約のうち、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が補填することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、以下に掲げる事項に関する社会福祉法で準用する一般法人法の規定は、これを適用しない。</p> <p>①理事が社会福祉法人との間で、利益相反取引に係る契約を締結することについて、理事会の承認を得ること</p> <p>②社会福祉法人との間で利益相反取引に係る契約を締結した後において、当該契約の履行に係る重要な事項を、当該理事が理事会へ報告すること</p> <p>③社会福祉法人との間で、理事が利益相反取引（競業取引及び直披取引）を行って、当該社会福祉法人に損害が生じた場合に、以下に掲げる理事については、役員等としての任務を怠ったとみなすこと</p> <p>ア 社会福祉法人との間で利益相反取引をした理事</p> <p>イ 社会福祉法人が当該取引をすることを決定した理事</p> <p>ウ 社会福祉法人が当該取引をすることについて理事会で承認した理事</p> <p>なお、法人が保険事業者との間で締結する役員等賠償責任保険契約についても、民法第108条（自己契約及び双方代理）の規定は適用しない。</p>	<p>規則第2条の24の2</p> <p>所轄庁助言①</p> <p>一般法人法第118条の3第2項</p> <p>一般法人法第118条の3第3項</p>

本文	根拠
<p>10 役員等及び評議員の報酬等について</p> <p>(1) 報酬等の支給</p> <p>役員等及び評議員と社会福祉法人の関係は、民法の委任の規定に従うことから、報酬等の支給に関する特約を、社会福祉法人との間で締結しない限りは、役員等及び評議員は、社会福祉法人に対し報酬等を請求することはできない。</p> <p>また、特約を締結して報酬等の支給を受ける場合は、委任事務を履行した後でなければ、役員等及び評議員は、社会福祉法人に対し、報酬等を請求することはできない。ただし、期間によって報酬等を定めた場合は、期間が経過した後に、報酬等を請求することができる。</p> <p>※理事が、職員としての身分を有して、職員としての業務に従事した場合の対価は、社会福祉法人が定める就業規則又は給与規程に基づき、給与として受け取ることになるが、理事としての業務（理事会への出席等）に従事した場合の対価は、報酬として受け取ることになるので注意を要する。</p> <p>※社会福祉法人の業務の執行に関する権限を有する理事長及び業務執行理事が、施設長等の職員としての業務に従事しても、社会福祉法人と理事長及び業務執行理事の間では、雇用契約が成立しないことから、当該業務に従事した対価は、報酬として受け取ることになるので注意を要する。</p> <p>※法人税法では、使用人たる立場を有しない役員が毎月定額で受け取る報酬については、経費（人件費）に算入することができるとしているが、このことをもって、理事長や業務執行理事が施設長等の業務に従事した場合の対価を、「報酬」ではなく「給与」として支払うことは適当ではないので、注意を要する。</p> <p>また、以下に掲げる状況において、役員等に対して退職慰労金（理事が職員を兼務している場合にあつては、理事としての在任期間における役員としての職務執行に対する対価部分）及びこれに準じる財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を得なければならない。</p> <p>①評議員会において理事に対する損害賠償額の一部を免除する決議を行った後</p> <p>②理事会において理事に対する損害賠償額の一部を免除する決議を行った後</p> <p>③責任限定契約に基づき非業務執行理事等が社会福祉法人に与えた損害について、損害賠償責任を負わないとされた後</p> <p>(2) 報酬等の額</p> <p>報酬等の額とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益（通勤手当等）及び退職手当（退職慰労金）の総額をいう。</p> <p>なお、会議等への出席に係る旅費については、実費相当額であれば報酬に該当しないが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれる。</p> <p>また、理事が職員を兼務している場合（理事長又は業務執行理事が職員としての業務に従事している場合を除く。）には、職員として受ける財産上の利益（給与、手当、賞与）及び退職手当などは、この報酬等の額には含まれない。</p> <p>加えて、役員等及び評議員がその職務を行うにつき必要な旅費以外の経費についても、報酬等の額には含まれない。</p> <p>役員等及び評議員に対して支給する報酬等の額については、以下に定めるところにより決定しなければならない。</p> <p>①評議員の報酬等の額</p> <p>評議員の報酬等の額については、その総額を定款に定めなければならない。</p> <p>なお、報酬等を支給しない場合であっても、その旨を定款に定めることを</p>	<p>民法第 648 条第 1 項</p> <p>民法第 648 条第 2 項</p> <p>民法第 624 条第 2 項但し書</p> <p>所轄庁助言①</p> <p>所轄庁助言②</p> <p>所轄庁助言③</p> <p>一般法人法第 113 条第 4 項、 第 114 条第 5 項及び第 115 条 第 4 項</p> <p>規則第 2 条の 24</p> <p>ガイドライン I-8(注)</p> <p>定款例第 8 条備考 1 及び第 21 条備考 3</p> <p>一般法人法第 196 条</p> <p>ガイドライン I-8-(1)-1〈着</p>

本文	根拠
<p>要する。</p> <p>②理事の報酬等の額          理事の報酬等の額については、その総額を定款に定める必要があるが、定款に定めていないときは、評議員会の決議によって定めることを要する。          なお、報酬等を支給しない場合であっても、その旨を、定款に定めるか、若しくは評議員会の決議によって定めることを要する。</p> <p>③監事の報酬等の額          監事の報酬等の額については、監事ごとにその報酬等の額を定款に定める必要があるが、定款に定めていないときは、評議員会の決議によって定めることを要する。          定款に定める額又は評議員会で定める額が、報酬等の総額のみであった場合には、監事ごとの報酬等の額は、定められた総額の範囲内で、監事全員の協議によって定めることを要する。          また、報酬等を支給しない場合であっても、その旨を、定款に定めるか、若しくは評議員会の決議によって定めることを要する。          なお、監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。</p> <p>④会計監査人の報酬等の額          理事（一般的には理事長）は、会計監査人の報酬等について定めるにあたっては、監事の過半数の同意を得なければならない。          ※会計監査人へ報酬等を支給することの決定は、理事会又は理事会から委任を受けた理事（一般的には理事長）がこれを行うので、ここにいう「理事（一般的には理事長）は、会計監査人の報酬等について定める」とは、支給の決定ではなく、報酬等の額を算定することを意味するものとする。          理事会の議事録において、会計監査人の報酬等を定める際に監事の過半数の同意を得ている旨の記載があり、かつ、監事の議事録への署名又は記名押印により、監事の過半数の同意を得ていたことが確認できる場合には、議事録とは別に監事の過半数の同意を得たことを証する書類は要しない。</p> <p>(3) 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準の制定          役員及び評議員に対し報酬等を支給する場合は、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を勘案して、不当に高額なものとならないように支給基準（支給規程）を定めなければならない。          なお、この「不当に高額なものにならない」ことの証明は、支給基準（支給規程）を定めた当該社会福祉法人において行うことを要する。          ※理事長や業務執行理事が、施設長等の職員としての業務に従事して対価を受け取る場合は報酬となるものと考えられるので、報酬等の支給基準において、その支給に係る事項を規定しておくことが適当と考える。          ※役員及び評議員に対して報酬を支給しないことを定款に定めた場合は、報酬等の支給基準を定める（又は記載する）必要はないが、報酬を支給しないことを定款に定めない場合は、その旨を報酬等の支給基準で定める必要がある。          この支給基準（支給規程）については、以下に掲げる事項を定めた上で、評議員会の承認を得なければならない。</p> <p>①役員及び評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分          ※この区分については、常勤又は非常勤の別などが考えられる。</p> <p>②報酬等の金額の算定方法</p>	<p>観点)</p> <p>一般法人法第 89 条</p> <p>ガイドライン I-8-(1)-2 (着眼点)</p> <p>一般法人法第 105 条第 1 項</p> <p>一般法人法第 105 条第 2 項</p> <p>ガイドライン I-8-(1)-3 (着眼点)</p> <p>一般法人法第 105 条第 3 項</p> <p>一般法人法第 110 条</p> <p>所轄庁見解①</p> <p>ガイドライン I-8-(2)-4 (着眼点)</p> <p>法第 45 条の 35 第 1 項</p> <p>ガイドライン I-8-(2)-1 (着眼点)</p> <p>所轄庁助言④</p> <p>厚生労働省見解①</p> <p>法第 45 条の 35 第 2 項          規則第 2 条の 42          ガイドライン I-8-(2)-1①          厚生労働省助言①          ガイドライン I-8-(2)-1①</p>

本文	根拠
<p>※報酬等の算定の基礎となる金額については、役職、在職年数などを加味して決定することになるが、当該社会福祉法人として、明確に説明できるものである必要があることから、この算定に係る基準を設けることが適当と考える。</p>	厚生労働省助言②
<p>※評議員会において役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会で、監事や評議員については評議員会で決定すると規定しても、差し支えないものとする。</p>	厚生労働省見解②
<p>※評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するとの表記や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するといった表記では、どのような算定方法により具体的な報酬額が決定されるのかについて、第三者が理解することは困難であり、当該社会福祉法人として説明責任を果たしているとは言いがたいので、第三者にも明確に理解できる算定方法で表記する必要がある。</p>	厚生労働省見解③
<p>※退職手当（退職慰労金）については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に、理事については理事会において、監事や評議員については評議員会において決定すると表記しても、差し支えないものとする。</p>	厚生労働省見解④
<p>※国等他の団体の俸給表等を準用する場合は、準用する給与規程（該当する部分の抜粋も可）を支給基準（支給規程）の別表と位置づけ、支給基準（支給規程）と一体のものとして定める必要がある。</p>	厚生労働省見解⑤
<p>③支給の方法 支給の方法とは、支給の時期（年1回か毎月か出席の都度か、支給日はいつか）や支給の手段（銀行振込か現金支給か）等をいう。</p>	ガイドライン I-8-(2)-1③
<p>④支給の形態 支給の形態とは、現金又は現物等の別をいう。</p>	ガイドライン I-8-(2)-1④
<p>※「現金」、「通貨」といった明示的な表記でなくとも、報酬の額が金額で表記されるなど、報酬等が金銭で支給されることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の表記を行わなくても差し支えないものとする。</p>	厚生労働省見解⑥
<p>なお、役員及び評議員に報酬等を支給する場合は、当該支給基準（支給規程）に基づいて支給しなければならない。</p>	法第45条の35第3項
<p>※報酬等の支給基準（支給規程）に、報酬等を支給することを定めた場合は、特段の事情がない限りは、民法第648条第1項の規定により、社会福祉法人は、評議員及び役員へ報酬等を支給する義務も負うことにもなるので、留意する必要がある。</p>	所轄庁助言⑤

本文	根拠
<p>11 内部管理体制の整備について</p> <p>特定法人にあっては、会計監査人を設置するとともに、内部管理体制の整備も行わなければならない。</p> <p>特定法人となることが見込まれる年度の前年度末までには、以下に掲げる事項について、理事会で審議し決定しておかななければならない。</p> <p>①理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>②損失の危機の管理に関する規程その他の体制</p> <p>③理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>④職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>⑤監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項</p> <p>⑥⑤の職員の理事からの独立性に関する事項</p> <p>⑦監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>⑧理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制</p> <p>⑨⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>⑩監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>⑪その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>※社会福祉法人の公益性やその収入に占める公的資金の割合の高さに鑑みるならば、社会福祉法人は、経営規模の大小を問わず、上記の①～⑪の事項を参考に、鋭意その体制の整備に努める必要がある。</p> <p>※業務を適正に推進する上では、組織内部における相互牽制の確保と責任の所在の明確化は、社会福祉法人としての最大の責務であるので、安易に業務に関する権限委任や兼務等を行わないように努める必要がある。</p> <p>※会計監査人を置かない社会福祉法人においても、事業規模や財務会計に係る事務体制に即して、内部統制や事務処理体制の向上のために、会計の専門家（公認会計士、監査法人、税理士及び税理士法人）の支援を得ることが望ましい。</p>	<p>法第 45 条の 13 第 5 項</p> <p>規則第 2 条の 16</p> <p>所轄庁助言①</p> <p>所轄庁助言②</p> <p>厚生労働省助言①</p>

本文	根拠
<p>12 社会福祉法人が営む事業について</p> <p>(1) 社会福祉事業の定義</p> <p>社会福祉事業とは、以下に掲げる第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業をいう。</p> <p>①第一種社会福祉事業</p> <p>ア 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業</p> <p>イ 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業</p> <p>ウ 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業</p> <p>エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に規定する障害者支援施設を経営する事業</p> <p>オ 売春防止法(昭和31年法律第118号。以下「売春防止法」という。)に規定する婦人保護施設を経営する事業</p> <p>カ 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業</p> <p>②第二種社会福祉事業</p> <p>ア 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業</p> <p>イ 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「生活困窮者自立支援法」という。)に規定する認定生活困窮者就労訓練事業</p> <p>ウ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。)に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業</p> <p>オ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)に規定する養子縁組あっせん事業</p> <p>カ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業</p> <p>キ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業</p> <p>ク 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業</p>	<p>法第2条第1項</p> <p>法第2条第2項第1号</p> <p>法第2条第2項第2号</p> <p>法第2条第2項第3号</p> <p>法第2条第2項第4号</p> <p>法第2条第2項第6号</p> <p>法第2条第2項第7号</p> <p>法第2条第3項第1号</p> <p>法第2条第3項第1の2号</p> <p>法第2条第3項第2号</p> <p>法第2条第3項第2の2号</p> <p>法第2条第3項第2の3号</p> <p>法第2条第3項第3号</p> <p>法第2条第3項第4号</p> <p>法第2条第3項第4の2号</p>



本文	根拠
<p>ケ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業</p>	<p>法第2条第3項第5号</p>
<p>コ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業</p>	<p>法第2条第3項第6号</p>
<p>サ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業</p>	<p>法第2条第3項第8号</p>
<p>シ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業</p>	<p>法第2条第3項第9号</p>
<p>ス 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業</p>	<p>法第2条第3項第10号</p>
<p>セ 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）</p>	<p>法第2条第3項第11号</p>
<p>ソ 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業のア～セの事業において提供されるものに限る。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）</p>	<p>法第2条第3項第12号</p>
<p>タ 社会福祉事業に係る連絡又は助成を行う事業 事業内容的には社会福祉事業に相当する事業であっても、以下に掲げる事業は、社会福祉事業には含まれない。</p>	<p>法第2条第3項第13号 法第2条第4項</p>
<p>①更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業</p>	<p>法第2条第4項第1号</p>
<p>②実施期間が6月（上記のタの事業にあつては3月）を超えない事業</p>	<p>法第2条第4項第2号</p>
<p>③社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにする事業</p>	<p>法第2条第4項第3号</p>
<p>④第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業のア～シに該当する事業のうち、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人に満たないもの</p>	<p>法第2条第4項第4号</p>
<p>※「その他のもの」であっても、以下に掲げる事業については、政令で員数要件を20人から10人に緩和しているため、第二種社会福祉事業となる。</p>	<p>政令第1条</p>
<p>ア 生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業</p>	<p>政令第1条第1号</p>
<p>イ 児童福祉法に規定する小規模保育事業</p>	<p>政令第1条第2号</p>
<p>ウ 障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターを経営する事業</p>	<p>政令第1条第3号</p>
<p>エ 障害者総合支援法に規定する以下に掲げる障害福祉サービス事業</p>	<p>政令第1条第3号</p>
<p>（ア）就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業</p>	<p>規則第1条第1号</p>
<p>（イ）生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型を除く。）に係る障害福祉サービス事業であつて、離島等の地域にあつて将来的にも利用者の確保の見込みがないとして、都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの</p>	<p>規則第1条第2号</p>
<p>第一種社会福祉事業の経営主体は、原則として国、地方公共団体及び社会福祉法人とする。</p>	<p>法第60条</p>
<p>(2) 社会福祉法人が営む社会福祉事業</p>	<p>法第22条</p>
<p>社会福祉法人は、社会福祉事業を営むことを目的として設立される法人であり、その事業を確実、効率的かつ適正に行うために、自主的にその経営基盤の強</p>	<p>法第24条第1項</p>

本文	根拠
<p>化を図るとともに、その提供する福祉サービスの向上及び事業経営の透明性を確保することが、法令で義務づけられている。</p> <p>また、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならず、社会福祉事業以外の事業を営む場合には、当該事業の実施が社会福祉事業に支障が生じないものでなければならない。</p> <p>具体的には、社会福祉法人が社会福祉事業を営む場合は、以下に掲げる要件を満たしている必要がある。</p> <p>①当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。  ※当該社会福祉法人が行う全事業のサービス活動費用の総額のうち社会福祉事業のサービス活動費用の占める割合が、50%を超えている必要がある。</p> <p>②社会福祉事業の経営は、社会福祉法第3条、第4条及び第5条の趣旨を尊重し、同法第61条の事業経営の準則に合致するものであること。</p> <p>③社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。</p> <p>④社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。</p> <p>なお、社会福祉法人は、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、社会福祉事業に係る福祉サービスを、無料又は低額な料金で積極的に提供するよう努めなければならない。</p> <p>以下に掲げる事業のみを経営することを目的とする社会福祉法人の設立の認可については、所轄庁において抑制的に取り扱われるので、注意を要する。</p> <p>①生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業  ②第二種社会福祉事業である相談に応じる事業  ③第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業</p> <p>社会福祉法人が、施設の設置を伴う第一種社会福祉事業を営もうとする場合は、社会福祉法に基づき、当該事業を開始する前に、当該施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>①施設の名称及び種類  ②設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況  ③定款その他の基本約款  ④建物その他の設備の規模及び構造  ⑤事業開始の予定年月日  ⑥施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴  ⑦福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法</p> <p>※以下に掲げる施設を営む事業が、当該届出の対象となるので注意を要する。</p> <p>ア 生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を営む事業  イ 老人福祉法に規定する軽費老人ホームを営む事業  ウ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設を営む事業  エ 授産施設を営む事業</p> <p>ただし、社会福祉を目的とする他の法律により、施設の設置について行政庁への届出又は行政庁の許可を得た場合は、当該届出は要しない。</p> <p>※ここにいる「社会福祉を目的とする他の法律」とは、社会福祉法第2条に規定する各法律と考えることが適当と考える。</p> <p>当該施設の設置に係る届出の内容に変更が生じたときには、変更等を行った日</p>	<p>法第25条及び第26条</p> <p>法人審査基準第一一-1-(1) 厚生労働省見解①</p> <p>法人審査基準第一一-1-(2)</p> <p>法人審査基準第一一-1-(3)</p> <p>法人審査基準第一一-1-(4)</p> <p>法第24条第2項</p> <p>法人審査基準第一一-1</p> <p>法人審査基準第一一-1-(5) 法人審査基準第一一-1-(6) 法人審査基準第一一-1-(7)</p> <p>法第62条第1項</p> <p>所轄庁助言①</p> <p>法第74条</p> <p>所轄庁助言②</p> <p>法第63条第1項</p>

本文	根拠
<p>から1月以内に、事業を廃止するときには廃止する1月前までに、社会福祉法に基づき、その変更内容等について、当該都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>また、社会福祉法人が、施設の設置を伴わない第一種社会福祉事業を営む場合は、社会福祉法に基づき、事業を開始した後の1月以内に、事業経営地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>①経営者の名称及び主たる事務所の所在地  ②事業の種類及び内容  ③定款その他の基本約款</p> <p>※以下に掲げる事業の開始が、当該届出の対象となるので注意を要する。</p> <p>ア 生計困難者に対して助葬を行う事業  イ 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業</p> <p>この場合においても、届出内容の変更が生じたときには変更等を行った日から1月以内に、事業を廃止したときも同様に廃止後1月以内に、施設を設置した場合と同様に、社会福祉法に基づき、変更等の届出を当該都道府県知事に行わなければならない。</p> <p>ただし、施設を設置して第一種社会福祉事業を営む場合と同様に、事業を開始するにつき、社会福祉を目的とする他の法律に基づき、行政庁への届出又は行政庁の許可を得た場合は、当該届出は要しない。</p> <p>なお、社会福祉法人が、第二種社会福祉事業を営む場合も、施設を設置しないで第一種社会福祉事業を営む場合と同様に、社会福祉法に基づき、施設の設置又は事業の経営をしようとする地の都道府県知事に届出を行う必要があり、届出をした事項に変更等が生じた場合にも、当該都道府県知事に対し変更の届出をしなければならない。</p> <p>※以下に掲げる事業の開始が、当該届出の対象となるので注意を要する。</p> <p>ア 生計困難者に対して、その住居で衣食その他の日常生活必需品若しくはこれに要する金品を与え、又は生活に関する相談に応じる事業  イ 児童福祉法に規定する地域子育て支援拠点事業  ウ 児童の福祉の増進について相談に応じる事業  エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センターを経営する事業  オ 母子及び福祉並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子休養センターを経営する事業  カ 老人福祉法に規定する老人福祉センターを経営する事業  キ 身体障害者福祉法に規定する手話通訳事業  ク 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターを経営する事業  ケ 身体障害者福祉法に規定する補装具製作施設を経営する事業  コ 身体障害者福祉法に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業  サ 身体障害者福祉法に規定する視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業  シ 生計困難者のため無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業  ス 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業  セ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業  ソ 隣保事業  タ 福祉サービス利用援助事業</p>	<p>法第64条</p> <p>法第67条第1項</p> <p>所轄庁助言③</p> <p>法第68条</p> <p>法第74条</p> <p>法第69条</p> <p>所轄庁助言④</p>

本文	根拠
<p>チ 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業</p> <p>注：イ及びエからサまでの事業については、事業を開始するにつき、社会福祉を目的とする他の法律に規定された事業であっても、事業の開始について、社会福祉法に基づいて都道府県知事に届出なければならないので注意を要する。</p> <p>ただし、施設を設置して第一種社会福祉事業を営む場合と同様に、事業を開始するにつき、社会福祉を目的とする他の法律に基づき、行政庁への届出又は行政庁の許可を得た場合は、当該届出は要しない。</p> <p>また、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会については、その設置目的が、社会福祉を目的とする事業の健全な発達のために必要な事業及び社会福祉に関する事業への住民の参加の促進に必要な事業を行うことにより、地域福祉の推進を図ることにあることから、この目的を達成するために必要な事業を実施する上で支障がない限りにおいて、自らが通所施設を経営することや、地方公共団体等が設置した入所施設の経営を受託することができる。</p> <p>社会福祉事業で得た剰余金については、原則として公益事業又は収益事業への充当認められないが、各福祉サービスの提供に関する厚生労働省の通知文書に定めるところにより、地域における公益的な取組を図る観点で実施する公益事業等に対しては、当該剰余金を充当することができるものとする。</p> <p>ただし、措置費支弁施設（法第 62 条第 1 項に規定する社会福祉施設及び自立援助ホーム、ファミリーホーム）及び委託費を受け入れる保育所が、受け入れた運営費（措置費）及び委託費を、他の社会福祉事業や公益事業（以下「他の事業」という。）に充当する場合には、以下の事項に留意する必要がある。</p> <p>①やむを得ない場合に限り、会計年度内の償還を条件に他の事業への資金を貸し付けること</p> <p>②一定の要件を満たした場合に、理事会の承認等を得て、他の事業に資金を使用すること</p> <p>※資金の他の事業への充当については、制度ごとに細かな点で相違するところがあるので、充当を行う前に事業を所管する行政庁に、充当の可否等について確認することが望ましい。</p> <p>(3) 社会福祉法人が営む公益事業</p> <p>社会福祉法人は、社会福祉事業の実施に支障が生じない限りにおいて、以下に掲げるような公益事業を行うことができる。</p> <p>※ここにいる「公益事業」とは、社会福祉と関係があり、かつ公益性を有する事業をいい、単に公益性を有するだけでは当該事業には該当しないものとする。</p> <p>①第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業のア～シに該当する事業のうち、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人に満たないもの</p> <p>②介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を営む事業</p> <p>※介護老人保健施設又は介護医療院を営む場合において、生活困窮者に無料又は低額な費用で当該介護老人保健施設又は介護医療院を利用させた場合において、当該利用について、第二種社会福祉事業として施設の所在する都道府県知事に届け出た場合は、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院を営むことは、第二種社会福祉事業に該当することになるので、注意を要する。</p>	<p>所轄庁助言⑤</p> <p>法第 74 条</p> <p>法人審査要領第一-1-(3)</p> <p>厚生労働省見解②</p> <p>社会福祉施設運営費指導通知</p> <p>所轄庁助言⑥</p> <p>法第 26 条第 1 項</p> <p>厚生労働省見解③</p> <p>法人審査要領第一-2-(1)</p> <p>法人審査要領第一-2-(2)</p> <p>所轄庁助言⑦</p>

本文	根拠
<p>③有料老人ホームを経営する事業</p> <p>④高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業</p> <p>⑤住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業</p> <p>⑥社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業</p> <p>⑦公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業</p> <p>⑧その他の事業（社会福祉事業となるものを除く。）</p>	<p>法人審査要領第一—2-(3)</p> <p>法人審査要領第一—2-(4)</p> <p>法人審査要領第一—2-(5)</p> <p>法人審査要領第一—2-(6)</p> <p>法人審査要領第一—2-(7)</p> <p>法人審査基準第一—2-(2)</p>
<p><b>【その他の事業の例示】</b></p> <p>ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業</p> <p>イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業</p> <p>ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業</p> <p>エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業</p> <p>オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業</p> <p>カ 子育て支援に関する事業</p> <p>キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業</p> <p>ク ボランティアの育成に関する事業</p> <p>ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）</p> <p>コ 社会福祉に関する調査研究等</p>	
<p>社会福祉法人は、社会福祉事業と同様に、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、公益事業に係る福祉サービスを、無料又は低額な料金を積極的に提供するよう努めなければならない。</p>	<p>法第24条第2項</p>
<p>公益事業で得た剰余金は、当該社会福祉法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充当しなければならない。</p>	<p>法人審査基準第一—2-(6)</p>
<p>(4) 社会福祉法人が営む収益事業</p>	
<p>社会福祉法人は、社会福祉事業の経営に支障が生じない限りにおいて、その収益を社会福祉事業若しくは以下に掲げる公益事業（以下「特定公益事業」という。）の経営に充てることを目的として、収益事業を行うことができる。</p>	<p>法第26条第1項</p>
<p>①第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業のア～シに該当する事業のうち、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人に満たないもの</p>	<p>政令第13条第1号</p>
<p>②介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業</p>	<p>政令第13条第2号</p>
<p>③介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院を経営する事業</p>	<p>政令第13条第3号</p>
<p>④社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する都道府県知事が指定した養成施設を経営する事業</p>	<p>政令第13条第4号</p>

本文	根拠
<p>⑤精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に規定する都道府県知事が指定した養成施設を経営する事業</p> <p>⑥児童福祉法に規定する指定保育士養成施設を経営する事業</p> <p>⑦①から⑥までに掲げる事業以外の事業で、社会福祉事業と密接に実施されるものとして所轄庁が認めるもの</p> <p>社会福祉法人が収益事業を営む場合には、その事業の種類については特段の制限はないが、社会福祉法人の社会的信用を傷つけるもの又は投機的なものは、適当ではない。</p> <p>社会福祉法人は、「法人の社会的信用を傷つける恐れ」があるものであって、以下に掲げる事業については、これを行うことはできない。</p> <p>①風俗営業及び風俗関連事業</p> <p>②高利な融資事業</p> <p>③①及び②に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業</p> <p>同じく社会福祉法人は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げる恐れ」があることから、以下に掲げる場合にも、これを行うことはできない。</p> <p>①社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合</p> <p>②収益事業を社会福祉事業と同一の設備を使用して行う場合</p> <p>収益事業で得た収益は、当該社会福祉法人が営む社会福祉事業又は特定公益事業の経営に充当しなければならない。</p> <p>※社会福祉法人が、母子及び父子並びに寡婦福祉法第14条の規定に基づき以下に掲げる者を使用して、同法施行令第6条第1項に規定する事業を営む場合は、上記以外の目的に、その収益を充当することができる。</p> <p>(i) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの</p> <p>(ii) 配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの</p> <p>(iii) 寡婦</p> <p>※上記の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第6条第1項に規定する事業とは、以下に掲げる事業をいう。</p> <p>(i) 飲食店業、喫茶店業</p> <p>(ii) 理容業、美容業</p> <p>(iii) クリーニング業</p> <p>(iv) 物品販売業</p> <p>(v) 物品製造業（物品の加工修理業を含む。）</p> <p>(vi) その他厚生労働大臣が定める事業</p> <p>(5) 社会福祉法人が国又は地方公共団体から事業等の経営について受託した場合の取扱い</p> <p>社会福祉法人が、国又は地方公共団体が設置し運営している（又は設置し運営しようとする）施設又は実施する（又は実施しようとする）事業の経営を受託する場合は、当該施設又は事業の経営については、以下のように取り扱うものとする。</p> <p>①国又は地方公共団体が設置し運営する（又は設置し運営しようとする）社会福祉施設の経営を受託した場合は、社会福祉事業として営むことができるものとする。</p> <p>ただし、地方公共団体から受託する場合は、以下に掲げる要件を満たした上で、条例に基づいて、当該地方公共団体から指定管理者として指定を受けていなければならない。</p> <p>ア 受託しようとする施設と同種又は類似の施設について、概ね10年以</p>	<p>政令第13条第5号</p> <p>政令第13条第6号</p> <p>政令第13条第7号</p> <p>法人審査基準第一—3—(2)</p> <p>法人審査要領第一—3—(2)</p> <p>法人審査要領第一—3—(3)</p> <p>法人審査基準第一—3—(3)</p> <p>法人審査基準第一—3—(6)</p> <p>法人審査要領第一—1—(4)</p> <p>事業団等設立運営基準第二 1及び2</p>

本文	根拠
<p>上良好な経営の実績を有すること</p> <p>イ 受託しようとする施設の施設長又はこれに準ずる者が、当該施設と同種又は類似の施設において、概ね 10 年以上施設長又は幹部職員として勤務した経験を持ち、良好な勤務の実績を有すること</p> <p>※ここにいる「社会福祉施設」とは、原則として社会福祉法第 62 条第 1 項に規定する第一種社会福祉事業の用に供する施設のことをいうが、社会福祉関係の法令等においては、これに第二種社会福祉事業の入所施設や通所施設を加えて、「社会福祉施設」と定義することもあるので注意を要する。（第二種社会福祉事業のうち、措置委託費又は子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。）附則第 6 条に規定する委託費の支弁対象となる施設が、これに該当するものと考えられる。）</p> <p>②国又は地方公共団体が実施する（又は実施しようとする）社会福祉事業（①の社会福祉施設を経営する事業を除く。）の経営を受託する場合は、当該受託行為は、民法に規定する請負行為に該当し、自らが事業を実施することにはならないことから、当該受託した事業の経営は、公益事業として営むものとする。</p> <p>③国又は地方公共団体が実施する（又は実施しようとする）社会福祉事業以外の施設又は事業を経営する事業（社会福祉法以外の社会福祉を目的とする法律に規定された事業を含む。）を受託する場合も、社会福祉法人は、これを公益事業として営むものとする。</p> <p><b>【具体例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法に規定する地域支援事業</li> <li>・障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業</li> <li>・子ども・子育て支援法に規定する子育て支援事業</li> <li>・社会福祉法に規定する重層的支援体制整備事業</li> </ul> <p>④国又は地方公共団体が、法令等に基づいて実施する社会福祉を目的とする事業に対し、助成（補助）を行う事業について、社会福祉法人が、当該事業を経営する場合は、原則として公益事業として取り扱うものとする。</p> <p>ただし、助成（補助）の対象となる事業が、社会福祉法に規定する社会福祉事業に該当する場合は、当該事業を実施することについて、社会福祉法に基づいて事業を所管する都道府県知事へ届け出れば、当該事業を社会福祉事業として営むことができるものとする。</p> <p>国、地方公共団体及び社会福祉法人は、社会福祉事業の実施に関し、以下に掲げる「経営の準則」に従って、それぞれの責任を明確にしなければならないことから、社会福祉法人が、国又は地方公共団体から施設又は事業の経営を受託する場合には、この「経営の準則」に従って当該事業を実施しなければならない。</p> <p>①国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を社会福祉法人に転嫁し、又は社会福祉法人の財政的支援を求めないこと（ただし、国又は地方公共団体が、その経営する社会福祉事業について、社会福祉法人に委託することを妨げるものではない。）</p> <p>②国及び地方公共団体は、社会福祉法人に対しその自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと</p> <p>③社会福祉法人は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと</p> <p>(6) 社会福祉事業等を営む上での留意事項</p> <p>社会福祉法人が、他の法律に基づき許可等を受けて社会福祉事業を営む場合には、以下に掲げる事項に係る社会福祉法の規定は適用しない。</p>	<p>所轄庁助言⑧</p> <p>（社会福祉施設運営費指導通知）</p> <p>所轄庁見解①</p> <p>法人審査要領第 1-2-(2)</p> <p>所轄庁見解②</p> <p>所轄庁見解③</p> <p>法第 61 条第 1 項</p> <p>法第 61 条第 1 項第 1 号 （法第 61 条第 2 項）</p> <p>法第 61 条第 1 項第 2 号</p> <p>法第 61 条第 1 項第 3 号</p> <p>法第 74 条</p>

本文	根拠
<p>①施設を設置して第1種社会福祉事業を営む場合の都道府県知事への届出、又は国及び地方公共団体並びに社会福祉法人以外の者が、当該施設を営む場合の都道府県知事の許可</p>	<p>法第62条</p>
<p>②①の届出及び許可の内容を変更した場合の届出及び許可</p>	<p>法第63条</p>
<p>③届出又は許可に係る事業の廃止</p>	<p>法第64条</p>
<p>④社会福祉施設の設置及び運営の基準の条例制定</p>	<p>法第65条</p>
<p>⑤社会福祉施設の管理者</p>	<p>法第66条</p>
<p>⑥社会福祉事業を営む者に対する調査</p>	<p>法第70条</p>
<p>⑦社会福祉事業を営む者に対する改善命令</p>	<p>法第71条</p>
<p>⑧社会福祉事業を営む者が届出等に対する業務の停止又は許可の取消し</p>	<p>法第72条第1項</p>
<p>⑨社会福祉事業を営む者が不当な利益を図ったり、利用者の処遇に関し不当な行為をした場合の業務の制限又はその停止</p>	<p>法第72条第3項</p>
<p>なお、社会福祉法人は、他の法律に基づき許可等を受けて社会福祉事業を営む場合であっても、当該事業を行う場合には、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>	
<p>①福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、次に掲げる重要な事項を記載した書面を、遅滞なく利用者に対し交付しなければならない。</p>	<p>法第77条第1項</p>
<p>ア 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p>	
<p>イ 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容</p>	
<p>ウ 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p>	
<p>エ 福祉サービスの提供開始年月日</p>	<p>規則第16条第2項第1号</p>
<p>オ 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口</p>	<p>規則第16条第2項第2号</p>
<p>ただし、次に掲げる事業については、上記の書面の交付を省略することができる。</p>	<p>法第77条第1項 規則第16条第1項</p>
<p>ア 母子生活支援施設を営む事業</p>	
<p>イ 生計困難者に対してその住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業</p>	
<p>ウ 障害児相談支援事業</p>	
<p>エ 児童自立生活援助事業</p>	
<p>オ 乳児家庭全戸訪問事業</p>	
<p>カ 養育支援訪問事業</p>	
<p>キ 地域子育て支援拠点事業</p>	
<p>ク 子育て援助活動事業</p>	
<p>ケ 助産施設を営む事業</p>	
<p>コ 保育所（保育所型認定こども園を除く。）を営む事業</p>	
<p>サ 児童厚生施設を営む事業</p>	
<p>シ 児童家庭支援センターを営む事業</p>	
<p>ス 児童の福祉の増進について相談に応じる事業</p>	
<p>セ 母子・父子福祉施設を営む事業</p>	
<p>ソ 老人福祉センターを営む事業</p>	
<p>タ 老人介護支援センターを営む事業</p>	
<p>チ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業</p>	
<p>ツ 身体障害者福祉センターを営む事業</p>	
<p>テ 身体障害者の更生相談に応じる事業</p>	
<p>ト 知的障害者の更生相談に応じる事業</p>	
<p>ナ 生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業</p>	
<p>ニ 隣保事業</p>	



本文	根拠
<p>なお、書面の交付に代えて、事前に利用者に対し、その用いる電磁的方法等を示した上でその同意を得て、書面により記載すべき事項を、電磁的方法により提供した場合は、書面を交付したものとみなすことができる。</p> <p>②提供する福祉サービスを広告するときは、広告された内容が著しく事実と相違した表示や、実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人に誤認させるような表示を行ってはならない。</p> <p>社会福祉法人は、社会福祉事業を営むにあたって、以下に掲げるような対応に努めなければならない。</p> <p>①社会福祉事業に係る福祉サービスの情報について利用者に提供すること</p> <p>②社会福祉事業に係る福祉サービスを提供するに際し、重要事項を説明すること</p> <p>③提供する福祉サービスの質について評価を行うことその他の措置を講じることにより、利用者の立場に立った良質かつ適切なサービスを提供すること</p> <p>④福祉サービス利用事業を行う場合において、福祉サービスを利用者に対し提供するにあたっては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立って公正かつ適切な方法により行うこと</p> <p>⑤常に、提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情に対応できる体制を整備し、その適切な解決を図ること</p> <p>社会福祉法人が、社会福祉事業、公益事業及び収益事業を行う場合には、定款にその事業の種類等を記載しなければならない。</p> <p>ただし、以下に掲げる場合には、定款への記載を省略することができるものとする。</p> <p>①営む公益事業が小規模で、社会福祉事業と一体的に実施されている場合、若しくは社会福祉事業の用に供する設備の機能を活用して実施されている場合。</p> <p>※この場合には以下の点に留意する必要がある。</p> <p>ア 「社会福祉事業と一体的に実施」とは、当該社会福祉事業と密接な関係性を有する事業（例：老人デイサービスセンターにおける介護予防事業）を、当該社会福祉事業と連携を図りながら、不可分一体的に利用者に提供することをいうものとする。</p> <p>イ 「社会福祉事業の用に供する設備の機能を活用して実施」とは、当該社会福祉事業とは別の福祉サービス（例：特別養護老人ホームにおける短期入所事業）を、当該社会福祉事業の用に供する設備及び職員の一部を利用して提供することをいうものとする。</p> <p>②介護保険法に規定する以下に掲げる事業（公益事業）を、特別養護老人ホーム等の社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合</p> <p>ア 居宅サービス事業</p> <p>イ 地域密着型サービス事業</p> <p>ウ 介護予防サービス事業</p> <p>エ 地域密着型介護予防サービス事業</p> <p>オ 居宅介護支援事業</p> <p>カ 介護予防支援事業</p> <p>キ 市町村から受託して地域支援事業を行う場合</p> <p>※これらの事業について、公益事業区分を設けて会計処理を行う場合には、当該事業は公益事業として定款に記載することが適当と考える。</p> <p>③社会福祉法人が、収益事業の要件である「一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認めら</p>	<p>法第 77 条第 2 項 政令第 14 条</p> <p>法第 79 条</p> <p>法第 75 条第 1 項 法第 76 条</p> <p>法第 78 条第 1 項</p> <p>法第 80 条</p> <p>法第 82 条</p> <p>法第 31 条第 1 項</p> <p>ガイドラインⅡ-1-1（着眼点） （注 3）</p> <p>所轄庁見解④</p> <p>法人審査要領第一-2-(2)</p> <p>所轄庁助言⑨</p> <p>法人審査基準第一-3-(1) 法人審査要領第一-3-(1)</p>

本文	根拠
<p>れる程度のもの」に該当しないこととなる以下に掲げる事業を営む場合</p> <p>ア 社会福祉法人が使用することを目的とする設備等を、外部の者に依頼されて、当該社会福祉法人の業務遂行に支障のない範囲内で使用させる場合（例：会議室を社会福祉法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合）</p> <p>イ 偶然に適当な興業の機会を得て慈善興行を行う場合</p> <p>ウ 社会福祉施設等において、専ら施設の利用者の利便に供するために、売店を経営する場合</p> <p>※これらの事業を実施して収益を得た場合には、法人税法上の納税の義務が生じる場合があるので、注意を要する。（事業を行うにあたって、収益事業の会計区分を設けなければならない場合もある。）</p> <p>※定款への記載を省略する場合には、事前に所轄庁に協議することが望ましい。</p>	<p>所轄庁助言⑩</p> <p>所轄庁助言⑪</p>
<p>(7) 地域における公益的な取組について</p> <p>社会福祉法人は、高い公益性を有することから、以下に掲げる要件をすべて満たす「地域における公益的な取組」を行うことに努めなければならない。</p> <p>①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること。</p> <p>※地域のニーズを踏まえ、公費を受けずに自己財源で、新たな社会福祉事業又は公益事業を行う場合や、既存の社会福祉事業又は公益事業の内容の充実を図る場合も、当該福祉サービスに該当する。</p> <p>※環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関係しない場合であっても、間接的に地域における社会福祉の向上に資する取組であれば、当該福祉サービスに該当する。</p> <p>※定款に基づく事業のみならず、必ずしも恒常的に行われない事業や、災害時に備えた福祉支援体制の構築など、サービス提供の充実を図るための環境整備なども、当該福祉サービスに該当する。</p> <p>②福祉サービスを提供する対象者は、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること</p> <p>※原則として、社会福祉法人が現に営む社会福祉事業又は公益事業の利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とする者が対象者となる。</p> <p>※自立した日常生活を営んでいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としないが、このままの状況が続けば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も対象者となる。</p> <p>※直接的に日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を対象としない場合であっても、地域住民を対象とした介護技術研修やボランティアの育成など、間接的に日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援する事業であっても、当該要件を満たしているものとして取り扱うものとする。</p> <p>③無料又は低額で福祉サービスを提供すること</p> <p>※このことは、社会福祉法人が現に保有する資産等を活用して、この取組の対象者に対し、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに福祉サービスを提供することを意味する。</p> <p>※福祉サービスを提供するに当たって、国又は地方公共団体が費用の全額を負担する場合は、この取組には該当しないことになるが、この場合であっても、提供している福祉サービスに加えて、社会福祉法人が所有する資産</p>	<p>地域の公益的取組</p> <p>地域の公益的取組 2-(1)</p> <p>地域の公益的取組 2-(1)- ①</p> <p>地域の公益的取組 2-(2)</p> <p>地域の公益的取組 2-(2)</p> <p>地域の公益的取組 2-(2)</p> <p>地域の公益的取組 2-(2)</p> <p>地域の公益的取組 2-(1)- ②</p> <p>地域の公益的取組 2-(3)</p> <p>地域の公益的取組 2-(3)</p> <p>地域の公益的取組 2-(3)</p> <p>地域の公益的取組 2-(1)- ③</p> <p>地域の公益的取組 2-(4)</p> <p>地域の公益的取組 2-(4)</p>

本文	根拠
<p>を活用して無料又は低額で、福祉サービスを提供した場合も、この要件を満たすものとして取り扱うものとする。</p> <p>また、この「地域における公益的な取組」は、必ずしも社会福祉法人が単独で行う必要はなく、複数の社会福祉法人が連携して行っても差し支えないが、単に資金の拠出や社会福祉法人が所有する資産の貸出だけでは、この取組には該当せず、地域ニーズの把握や取組の企画から実施まで、社会福祉法人の役職員の実質的な関与を要する。</p>	<p>地域の公益的取組 2-(5)</p>

本文	根拠
<p>13 資産の管理について</p> <p>(1) 社会福祉法人が営む社会福祉事業の用に供する資産の所有</p> <p>社会福祉法人は、社会福祉事業を営むことを目的として設立されるものであり、その実施する社会福祉事業を、确实、効率的かつ適正に行うために、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの向上及び事業経営の透明性を確保しなければならない。</p> <p>このために、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うにあたって、事業を行うに必要な資産を備えるとともに、社会福祉事業を行う上で直接必要な物件のすべてについて、所有権を取得するか、国又は地方公共団体から貸借若しくは使用許可を得ていなければならない。</p> <p>なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を営む場合は土地のみ）に限り、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることができるが、その場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し登記しなければならない。</p> <p>また、上記以外であっても、以下に掲げるような場合に、社会福祉事業を行う上で直接必要な不動産のすべてについて、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることや、地上権又は賃借権の登記を省略することが、特例として認められている。</p> <p>①施設用地のみの貸借の特例</p> <p>ア 既設社会福祉法人又は新設する社会福祉法人が、特別養護老人ホームを設置する場合</p> <p>イ 既設社会福祉法人が、施設用地の貸与を受けて福祉ホームを設置する場合</p> <p>②事業用不動産（土地、建物）の賃借の特例</p> <p>イ 既設社会福祉法人が、地域密着型介護老人福祉施設のサテライト型居住施設を設置する場合及び身体障害者更生施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設（これらの施設のうち通所による支援のみを行うものを除く。以下「施設本体」という。）を設置している既設社会福祉法人が、構造改革特別地区においてサテライト型障害者施設（以下「サテライト型施設」という。）を設置する場合</p> <p>※サテライト型施設とは、施設本体の入所者を支援するために、施設本体と一体的に運営する施設であって、以下の基準を満たすものとして内閣総理大臣の認定を受けた施設をいう。</p> <p>(i) 当該施設を、当該施設本体と密接な連携を図りつつ、本体となる施設とは別の場所で運営すること</p> <p>(ii) 当該施設の入所者と地域住民との交流等の機会が日常的に確保される地域に設置すること</p> <p>(iii) 入所定員が4人以上 20人未満であって、当該施設の本体となる施設の入所者数を下回っていること</p> <p>(iv) 居室について以下に掲げる基準を満たしていること</p> <p>a. 居室の定員が1人であること。ただし、入所者の支援に必要と認められる場合は2人とすることができること</p> <p>b. 1の居室の床面積が10.6㎡以上であること。ただし、入所者の支援に支障がない限りはこの限りではない。</p> <p>c. 入所定員が8人以上の場合にあつては、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室</p>	<p>法第22条</p> <p>法第24条第1項</p> <p>法第25条</p> <p>法人審査基準第二-1-(1)</p> <p>法人審査基準第二-1-(1)</p> <p>法人審査基準第二-1-(2)-ア</p> <p>法人審査基準第二-1-(2)-ウ</p> <p>法人審査基準第二-1-(2)-ク</p> <p>サテライト型居住施設等要件緩和通知</p> <p>サテライト型居住施設等要件緩和通知2</p>

本文	根拠
<p>の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)等により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)を設けること。1ユニットの定員は7人以下とすること</p> <p>(v) 常に1人以上の常勤の生活支援員等入所者の支援を適切に行うことができる従業者を置くこと</p> <p>※既設社会福祉法人が、サテライト型居住施設又はサテライト型施設を設置するにあたり、この特例を受けようとする場合には、次に掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>(i) 設置しようとするサテライト型居住施設及びサテライト型施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置する入所施設(第1種社会福祉事業のうち利用者を入所させて保護を行うものに限る。)の定員の2分の1を超えないこと</p> <p>(ii) 貸与を受けている不動産について、当該サテライト型居住施設又はサテライト型施設を運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること</p> <p>(iii) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること</p> <p>※サテライト型居住施設が上記の要件を満たす場合は、当該施設に併設する老人短期入所施設についても、その用に供する不動産のすべてについて、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けても差し支えない。</p> <p>ウ 既設社会福祉法人が、特別養護老人ホーム(サテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホームを除く。)を設置する場合</p> <p>※設置する特別養護老人ホームに短期入所施設を併設する場合は、当該短期入所施設の設置に係る資産要件についても、この特例を適用することができる。</p> <p>※既設社会福祉法人が、この特例を受けようとする場合は、以下の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(i) 当該特別養護老人ホームが設置される地域が都市部地域であること</p> <p>(ii) 入所施設(社会福祉事業及び社会福祉法第2条第4項に掲げる事業であって、利用者を入所させて保護を行う施設をいう。以下同じ。)を運営していること</p> <p>(iii) 当該特別養護老人ホームの用に供する建物のうち、国又は地方公共団体から貸与を受けて施設の用に供している部分の利用定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置する全ての入所施設の定員の合計数の2分の1を超えていないこと</p> <p>(iv) 当該特別養護老人ホームが設置される都道府県において、既に特別養護老人ホームを運営していること</p> <p>(v) 貸与を受けている建物の貸借期間が30年以上であること</p> <p>(vi) 当該社会福祉法人の経営状況が安定していること</p> <p>(vii) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払うための財源として、1000万円に</p>	<p>サテライト型居住施設等要件緩和通知2</p> <p>サテライト型居住施設等要件緩和通知1</p> <p>法人審査基準第二-1-(2)-ウ</p>

本文	根拠
<p>相当する資産（現金、預金又は確実な有価証券に限る。）が確保されていること</p> <p>※既に経営している特別養護老人ホームを建て替えるに当たり、一時的に貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合は、上記の（iii）及び（iv）は適用せず、貸与を受けた不動産に対する地上権又は賃借権の登記も要しない。</p> <p>※既に経営している特別養護老人ホームを、老朽化に伴い移転するにあたり、事業の用に供する不動産の貸与を受けて新たに特別養護老人ホームを設置する場合（不動産の貸与を受けることで、上記の（iii）の要件を満たさなくなる場合に限る。）は、以下の要件を満たせば、上記の（iii）及び（iv）は適用しない。</p> <p>（i）当該特別養護老人ホームを令和8年7月26日までに設置すること</p> <p>（ii）1億円以上の資産（現金、預金又は確実な有価証券に限る。）を基本財産として保有していること</p> <p>③不動産（土地、建物）の賃借及び地上権等の登記の省略の特例</p> <p>ア 既設社会福祉法人が以下の通所施設を設置する場合</p> <p>（i）障害児通所支援事業所</p> <p>（ii）情緒障害児短期入所施設又は児童自立支援施設の通所施設</p> <p>（iii）障害福祉サービス事業（生活介護、自律訓練（宿泊型自律訓練を除く。）、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）</p> <p>（iv）放課後児童健全育成事業、保育所又は児童家庭支援センター</p> <p>（v）母子福祉施設</p> <p>（vi）老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター</p> <p>（vii）身体障害者福祉センター、補装具制作施設又は視聴覚障害者情報提供施設</p> <p>（viii）地域活動支援センター</p> <p>※ここにいる「既設社会福祉法人」は、第1種社会福祉事業のうちの乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設を営営するもの、又は第2種社会福祉事業の放課後健全育成事業、保育所、障害者福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を営営するものに限られる。</p> <p>イ 既設社会福祉法人（ウの既設社会福祉法人を除く。）又は新設する社会福祉法人が保育所を設置する場合</p> <p>ウ 既設社会福祉法人又は新設する社会福祉法人が幼保連携認定こども園を設置する場合又は小規模保育事業（利用定員が10人以上に限る。）用の施設を設置する場合</p> <p>※特例により、「地上権、賃借権の登記を省略する場合は、以下の要件のいずれかを満たしていなければならない。</p> <p>a. 賃貸契約書に記載された建物の賃貸借期間が、10年以上となっていること</p> <p>b. 貸し主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であること</p> <p>さらには、事業の用に供する不動産を賃借する場合は、当該賃借料は、社会福</p>	<p>法人審査基準第二-1-(2)-エ 通所施設要件緩和通知 1-(1) (i からviiiの記載)</p> <p>通所施設要件緩和通知 1-(1)</p> <p>法人審査基準第二-1-(2)-オ</p> <p>法人審査基準第二-1-(2)-キ</p> <p>通所施設要件緩和通知 1-(2)</p> <p>法人審査要領第二-(7)</p>

本文	根拠
<p>社法人として長期的に支払いが可能なることを要する。</p> <p>また、報酬を受けている役員等から、当該不動産を賃借することは適当ではない。</p> <p>(2) 社会福祉法人における財政基盤としての基本財産の所有</p> <p>社会福祉施設を経営する社会福祉法人は、すべての施設について、その施設の用に供する不動産を、すべて基本財産として所有しなければならない。</p> <p>※ここにいう「社会福祉施設」とは、原則として第一種社会福祉事業の用に供する施設のことをいうが、社会福祉関係の法令等においては、これに第二種社会福祉事業の入所施設や通所施設を加えて、「社会福祉施設」と定義することもあるので注意を要する。</p> <p>※日中活動系の障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）については、社会福祉施設として取扱うものとする。</p> <p>ただし、当該不動産について、その全てについて国又は地方公共団体から貸与を受けている場合には、その所有に替えて、1000万円（平成12年12月1日以前に設立された社会福祉法人にあっては100万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産）を基本財産として所有していなければならない。</p> <p>社会福祉施設を経営しない社会福祉法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般的に設立後の収入に安定性を欠く恐れがあることから、事業継続を可能とする財政基盤を有することが求められ、原則として1億円以上の資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産）を基本財産として所有していなければならない。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に認められる場合には、所轄庁が認める額を基本財産とすることができる。</p> <p>※社会福祉施設を経営しない社会福祉法人が、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることができる不動産とは、基本的には敷地をいうので、事業が行われる建物や施設については、社会福祉法人が所有していることが望ましい。</p> <p>※社会福祉施設以外の施設を設置して社会福祉事業を営む場合も、ここにいう「社会福祉施設を経営しない」ことに該当するものとする。</p> <p>なお、以下に掲げる事業を営むために社会福祉法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）を設立する場合は、当該社会福祉法人は社会福祉施設を営まない社会福祉法人に該当することから、1億円以上の基本財産を所有しなければならないが、以下に掲げる要件を満たす場合は、特例として基本財産の所有について、1千万円以上とすることで足りるものとする。ことができる。</p> <p>①居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業及び障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）</p> <p>【特例を受けるための要件】</p> <p>ア 5年以上（特定非営利法人又は事業所の所在地の市町村長が社会福祉法人格の取得について推薦した場合は3年）にわたって、共同生活援助事業等の経営の実績を有していること</p> <p>イ 地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅サービス事業者の指定若しくは障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること</p> <p>ウ 1の都道府県の区域内において事業を実施すること</p>	<p>法人審査基準第二-2-(1)-イ</p> <p>所轄庁助言①</p> <p>厚生労働省見解①</p> <p>法人審査基準第二-2-(1)-イ</p> <p>法人審査基準第二-2-(1)-ウ</p> <p>厚生労働省助言①</p> <p>所轄庁見解①</p> <p>法人審査基準第二-2-(1)-エ</p> <p>居宅介護事業等要件緩和通知</p>

本文	根拠
<p>②共同生活援助事業等（認知症対応型共同生活介護事業、小規模多機能型居宅介護事業、複合型サービス福祉事業及び障害福祉サービス事業（共同生活援助に係るものに限る）</p> <p>【特例を受けるための要件】</p> <p>ア 5年以上（特定非営利法人又は事業所の所在地の市町村長が社会福祉法人格の取得について推薦した場合は3年）にわたって、共同生活援助事業等の経営の実績を有していること</p> <p>イ 地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅サービス事業者の指定若しくは障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定若しくは児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定を受けていること</p> <p>ウ 1の都道府県の区域内において事業を実施すること</p>	<p>法人審査基準第二-2-(1)-オ</p> <p>共同生活援助事業等要件緩和通知</p>
<p>③介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業</p> <p>【特例を受けるための要件】</p> <p>ア 5年以上（特定非営利法人又は事業所の所在地の市町村長が社会福祉法人格の取得について推薦した場合は3年）にわたって、訓練事業の経営の実績を有していること</p> <p>イ 地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託、助成を受けているか、受けていたことがあること</p> <p>ウ 1の都道府県の区域内において事業を実施すること</p>	<p>法人審査基準第二-2-(1)-カ</p> <p>介助犬訓練事業等要件緩和通知</p>
<p>④地域活動支援センターを経営する事業</p> <p>【特例を受けるための要件】</p> <p>ア 5年以上（特定非営利法人又は事業所の所在地の市町村長が社会福祉法人格の取得について推薦した場合は3年）にわたって、共同生活援助事業等の経営の実績を有していること</p> <p>イ 地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅サービス事業者の指定若しくは障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定若しくは児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定を受けていること</p> <p>ウ 1の都道府県の区域内において事業を実施すること</p>	<p>法人審査基準第二-1-(2)-イ</p> <p>地域活動支援センター要件緩和通知</p>
<p>上記の基本財産の所有の特例を受けて、設立された社会福祉法人は、原則として当該社会福祉事業以外の社会福祉事業を行うことはできない。</p> <p>ただし、以下に掲げる事業については、上記の①から④に掲げる事業の経営に併せ、これを行うことができるものとする。</p>	
<p>①居宅介護等事業等と併せ行うことができる事業</p> <p>ア 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業</p> <p>イ 障害児通所支援事業又は老人デイサービス事業</p> <p>ウ 重度障害者等生活支援</p> <p>エ 移動支援事業（都道府県知事に届け出て行う場合に限る。）</p> <p>カ 地域活動支援センターを経営する事業</p>	<p>法人審査基準第二-2-(1)-エ</p> <p>居宅介護事業等要件緩和通知</p>
<p>③共同生活援助事業等と併せ行うことができる事業</p> <p>ア 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業</p> <p>イ 老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業（生活介護、自律訓練（宿泊型自律訓練を除く。）、就労移行支援事業又は就労継続支援事業に限る。）又は障害児通所支援事業を経営する事業</p>	<p>法人審査基準第二-2-(1)-オ</p> <p>共同生活援助事業等要件緩和通知</p>



本文	根拠
<p>ウ 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に限る。）</p> <p>オ 移動支援事業（都道府県知事に届け出て行う場合）</p> <p>カ 地域活動支援センターを経営する事業</p> <p>④地域活動支援センターと併せ行うことができる事業</p> <p>ア 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業</p> <p>イ 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援又は自立生活援助に限る。）</p> <p>ウ 移動支援事業（都道府県知事に届け出て行う場合）</p> <p>エ 居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業及び障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。））</p> <p>オ 共同生活援助事業等（認知症対応型共同生活介護事業、小規模多機能型居宅介護事業、複合型サービス福祉事業及び障害福祉サービス事業（共同生活援助に係るものに限る）を経営する事業</p> <p>なお、基本財産の所有の特例を受けて、居宅介護等事業、共同生活援助事業等、介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業、地域活動支援センターの経営を行うために設立された社会福祉法人が、公益事業又は収益事業を行うことについては、所轄庁が、当該社会福祉法人の経営上必要と認めた場合は、これを行うことができる。</p> <p>社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として所有していなければならない。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会にあっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産を、基本財産とすることができる。</p> <p>(3) 社会福祉法人を設立する場合の事業等の運営に必要な資金の保有</p> <p>社会福祉法人を設立する場合は、事業等を運営するために、設立する社会福祉法人の年間の事業費の12分の1以上に相当する資金を、現金、普通預金又は当座預金等として保有していなければならない。</p> <p>なお、上記に関わらず、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援に該当する社会福祉事業を主として行う社会福祉法人を設立する場合は、12分の2以上に相当する資金を、現金、普通預金又は当座預金等として保有していなければならない。</p> <p>(4) 社会福祉法人が所有する資産の区分</p> <p>社会福祉法人は、その所有する資産を、以下に掲げるところにより区分して保有することを要する。</p> <p>①基本財産（社会福祉法人存続の基礎となる財産）</p> <p>(2) に掲げる基本財産以外の財産であっても、社会福祉法人が重要と認める財産は、基本財産とすることができる。</p> <p>社会福祉法人が所有する財産を基本財産とした場合は、当該財産のすべてについて定款に記載するとともに、当該基本財産を処分又は金融機関に担保提供する場合は、所轄庁に申請しその承認を得る旨を定款に記載することを要する。</p> <p>※基本的には、社会福祉施設以外の施設の設置を伴う社会福祉事業の用に供する不動産については、基本財産とすることが適当と考える。</p>	<p>法人審査基準第二-1-(2)-イ 地域活動支援センター要件緩和通知</p> <p>居宅介護事業等要件緩和通知 共同生活援助事業等要件緩和通知 地域活動支援センター要件緩和通知 法人審査基準第二-2-(1)-キ</p> <p>法人審査要領第二-(3)</p> <p>法人審査基準第二-2</p> <p>法人審査基準第二-2-(1) 法人審査基準第二-2-(1)-ク</p> <p>定款例第28条第2項 法人審査基準第二-2-(1)-ア</p> <p>所轄庁助言②</p>

本文	根拠
<p>②公益を目的とする事業の用に供する財産</p> <p>※公益を目的とする事業の用に供する財産（以下「公益事業用財産」という。）は、社会福祉事業の用に供する財産及び収益を目的とする事業（以下「収益事業」という。）の用に供する財産（以下「収益事業用財産」という。）とは明確に区分することを要することから、原則として会計基準に定める公益事業区分の「その他財産」として、管理するものとする。</p> <p>③収益事業用財産</p> <p>※収益事業用財産についても、社会福祉事業の用に供する財産及び公益事業用財産とは明確に区分することを要することから、会計基準に定める収益事業区分の「その他財産」として、管理するものとする。</p> <p>④その他財産</p> <p>※基本財産、公益事業用財産、収益事業用財産以外の財産が、その他財産となることから、特に公益事業用財産を基本財産としない限りは、社会福祉事業の用に供する財産のうち、基本財産とならない財産が、当該財産に該当するものとする。</p> <p>なお、施設の設置を要する公益事業であって、事業の規模が小さく社会福祉法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがないと認められる場合には、社会福祉事業の用に供する財産を、当該公益事業の用に供しても差し支えない。ただし、収益事業については、当該取り扱いが認められないので注意を要する。</p>	<p>法人審査基準第二-2-(3) 法第26条第2項 所轄庁見解②</p> <p>法人審査基準第二-2-(3) 法第26条第2項 所轄庁見解③</p> <p>法人審査基準第二-2-(2) 所轄庁見解④</p> <p>法人審査基準第二-2-(3)</p> <p>法人審査要領第二-3-(3)（但し書）</p>
<p>(5) 資産の管理方法</p> <p>①基本財産として、現金、預金、確実な有価証券又は不動産（社会福祉施設の用に供するものを除く。）を保有する場合は、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>ア 基本財産は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行う必要があり、原則として、以下に掲げるような運用方法は適当ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建て債券等）</li> <li>・ 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）</li> <li>・ 減価する財産（社会福祉事業の用に供するものを除く。）</li> <li>・ 回収が困難となるおそれのある方法（融資）</li> </ul> <p>イ 基本財産として株式を保有できるのは、寄附されたものに限られる。</p> <p>※基本財産として現金を保有することは、管理が不十分になる恐れがあるので、定期預金として保有することが望ましい。</p> <p>②基本財産以外の財産についても、安全、確実な方法で保有する必要があることから、公開市場等を通じての株式の保有又は株式を含む投資信託等による資産の管理運用によるものであれば、その保有は認められるが、当該保有する株式については、以下の要件を全て満たしていなければならない。</p> <p>ア 子会社を保有するための株式の保有等ではないこと</p> <p>イ 上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じての購入等がなされたものであること</p> <p>なお、以下に掲げる要件を満たす場合には、保有する株式における保有割合が2分の1を超えない範囲内であれば、未公開株も保有することができる。</p> <p>ア 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株</p> <p>イ 社会福祉法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会</p>	<p>法人審査基準第二-3-(1)</p> <p>法人審査要領第二-(8)-イ 所轄庁助言③</p> <p>法人審査基準第二-3-(2)</p> <p>法人審査基準第二-3-(2)但し書</p>

本文	根拠
<p>福祉に関する調査研究に参加しているときの、当該企業の未公開株</p> <p>ウ 企業の未公開株へ抛出しても、当該抛出額が当該社会福祉法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を得ている場合の当該企業の未公開株</p> <p>③社会福祉法人が財産として株式を保有する場合は、以下に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>ア 当該社会福祉法人が、株式を発行する営利企業を実質的に支配することがないように、その保有割合は、当該営利企業が発行する全株式の2分の1を超えてはならない。</p> <p>イ 社会福祉法人が、営利企業の発行する全株式の20%以上の割合で当該株式を保有する場合は、現況報告書等を所轄庁に提出する際に、以下に掲げる当該営利企業に係る事項を記載した書類の提出もあわせ要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称</li> <li>・事務所の所在地</li> <li>・資本金等</li> <li>・事業内容</li> <li>・役員の数及び代表者の氏名</li> <li>・従業員の数</li> <li>・当該法人が所有する株式等の数及び全株式に占める割合</li> <li>・保有する理由</li> <li>・当該株式等の入手日</li> <li>・当該法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）</li> </ul> <p>ウ 社会福祉施設において受け入れた措置費及び保育所において受け入れた委託費で、株式を取得することは認められない。</p> <p>④固定資産を管理するに当たっては、固定資産管理台帳を作成することを要する。</p> <p>(6) 基本財産の処分等</p> <p>社会福祉法人は、基本財産を処分するときや、金融機関等へ当該財産を担保提供する場合には、定款に定めるところにより、事前に所轄庁の承認を得なければならない。</p> <p>※基本財産の処分とは、第三者への売却、譲渡、長期の使用貸与、老朽化等による除却及び用途の変更が、これに該当するものとする（財産の減価償却は除く。）。</p> <p>※基本財産を第三者との取引において処分する場合は、基本財産からその他財産に移行した上で行うことが適当と考える。</p> <p>※財産の一部において社会福祉事業の用に供する施設等を設置している基本財産を、当該社会福祉事業以外の目的で市中金融機関に担保提供する場合は、当該担保提供によって当該社会福祉事業の経営の持続性や安定性が損なわれることがないように、社会福祉事業の用に供している部分について、分筆登記や区分所有の登記を行った後に、当該社会福祉事業の用に供していない部分を、基本財産からその他財産に移行した上で、市中金融機関に対し担保提供することが適当と考える。</p> <p>基本財産である施設等を、老朽民間社会福祉施設整備費の補助を得て改築する場合は、当該承認は要しない。</p> <p>基本財産として施設等の不動産を取得するに際し、その取得に要する資金を金融機関から借り受けるにあたり、当該取得に係る不動産を担保提供する場合には、所轄庁の承認が必要となるが、以下の場合については、その承認を省略でき</p>	<p>法人審査要領第二-(10)</p> <p>法人審査要領第二-(11)</p> <p>ガイドラインⅢ-2-(3) (注)</p> <p>会計基準留意事項 27</p> <p>法人審査基準第二-2-(1)-ア</p> <p>法人審査基準第五-(2)</p> <p>所轄庁見解⑤</p> <p>所轄庁助言④</p> <p>所轄庁助言⑤</p> <p>法人審査要領第二-(5)</p> <p>定款例第 28 条</p>

本文	根拠
<p>る旨を定款に記載することができる。</p> <p>①独立行政法人福祉医療機構から借り入れる場合</p> <p>②市中金融機関から資金を調達する場合において、当該施設整備等に係る事業計画について、当該社会福祉法人が所在する地方公共団体から、当該計画が適当である旨の意見書が所轄庁に提出された場合</p> <p>事業の全部を廃止又は譲渡する場合にあっては、定款に記載した当該基本財産に係る社会福祉事業に関する規定も、削除することを要する。</p>	<p>ガイドラインⅡ-1</p>
<p>(7) 残余財産の取り扱い</p> <p>社会福祉法人を解散した場合における残余財産は、合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）及び破産手続き開始の決定による解散の場合以外は、所轄庁に対する清算終了の届出と同じくして、解散する社会福祉法人の定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。</p>	<p>法第47条第1項</p>
<p>なお、残余財産の帰属すべき者に関して定款に規定する場合は、その者は、社会福祉法人その他の社会福祉事業を行う者の中から選定しなければならない。</p>	<p>法第31条第6項</p>
<p>※法人審査基準に記載する定款例では、残余財産は、評議員会の決議を経て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人の中から選出されたものに帰属すると規定している。</p>	<p>定款例第37条</p>
<p>帰属すべき者に残余財産を帰属させた後に、なおかつ財産の残余がある場合は、当該財産は、国庫に帰属する。</p>	<p>法第47条第2項</p>
<p>(8) 財産の処分に係る所管庁の承認</p> <p>国庫補助金を得て整備した施設等の処分（売却、譲渡、使用貸与、除却又は用途変更、担保提供）を行う場合は、所管庁による処分の承認を得なければならない場合があるので注意を要する。（承認を得ずに施設等の処分を行った場合は、補助金の返還を求められることがある。）</p>	<p>所轄庁助言⑥</p>
<p>また、国庫補助金等積立金に計上される民間の補助事業者の資金を受け入れて整備した施設等を処分する場合も、当該施設等の処分について、国庫補助金の場合と同様に、交付した団体の承認を得なければならないことがあるので、注意を要する。</p>	<p>所轄庁助言⑦</p>

本文	根拠
<p>14 会計処理について</p> <p>(1) 社会福祉法人と企業における会計処理の相違点について</p> <p>社会福祉法人の会計処理（以下「法人会計」という。）は、一般の企業における会計処理（以下「企業会計」という。）と、以下の点で異なるところがあるので、この点に十分留意した上で、会計処理を行う必要があると考える。</p> <p>①企業会計においては、決算主義に基づき、損益計算書と貸借対照表により事業活動に係る収支や資産を管理しているが、法人会計においては、決算主義と予算主義の双方に基づいて会計処理を行うため、事業活動計算書（企業会計では損益計算書という。）と貸借対照表に加え、予算主義の観点から、資金収支計算書も作成して事業活動に係る収支等を管理することになるので、資金の移動を伴う取引については、事業活動計算書と資金収支計算書の2つの勘定において、二重に仕訳を行うことになる。</p> <p>②企業会計においては、国等からの補助金等の公的資金を受け入れて固定資産を取得した場合は、固定資産の取得額から、国等からの補助金等（以下「国庫補助金等」という。）公的資金の受入額を控除した額を、固定資産の評価額として貸借対照表に計上する（これを圧縮記帳という。）ことがある。</p> <p>これに対し、法人会計においては、国庫補助金等の公的資金を受け入れて固定資産を取得した場合はすべてにおいて、固定資産の取得額と同額を、固定資産の評価額として貸借対照表に計上し、施設整備のために受け入れた国庫補助金等については、受け入れた額を、施設整備に係る収益として事業活動計算書に計上した後に、純資産の部に「国庫補助金等特別積立金」として積立を行う。</p> <p>※ここにいう「国庫補助金等」には、施設整備や備品購入のために受け入れた以下に掲げる資金も含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車競技法等の法律に基づいた民間公益事業による助成金等</li> <li>・共同募金会から受け取る受益者指定寄附金以外の配分金</li> <li>・施設整備資金の借入時に、償還にあたって補助等が約されている場合の当該補助金等</li> </ul> <p>このため、法人会計において固定資産を償却するときは、当該償却額のうち補助金等を受け入れた額に相当する部分については、「国庫補助金等特別積立金」を取り崩して、償却財源として充当することになる。</p> <p>なお、非償却資産である土地に対する国庫補助金等積立金については、原則として取崩しという事態は生じず、将来にわたって「国庫補助金等特別積立金」として純資産の部に計上することになる。</p> <p>③法人会計においては、利益剰余金を貸借対照表の純資産の部に積立金（国庫補助金等特別積立金を除く。）として計上した場合は、その同額について、貸借対照表の固定資産の部に積立資産として計上することを要し、積立金を取り崩して資金を社会福祉法人外へ支出する場合は、積立資産についても、同額を取り崩した上で、現金又は預金に振り替えて支出する会計処理を要する。</p> <p>この積立金を専用の預金口座（定期預金等）で管理する場合は、遅くとも決算理事会終了後2ヶ月を超えないうちに、預金口座を開設することを要する。</p> <p>なお、積立金の勘定科目の名称と、積立資産の勘定科目の名称については、同一若しくはその相関性が明らかな名称を使用する必要がある。</p> <p>また、社会福祉法人の判断により、積立金を積み立てなくても、積立資産を固定資産の部に積み立てることができる。</p>	<p>所轄庁助言①</p> <p>法第45条の27第2項 会計基準第2条</p> <p>所轄庁見解①</p> <p>会計基準第6条第2項 会計基準運用取扱10</p> <p>会計基準留意事項15-(1)</p> <p>会計基準運用取扱9</p> <p>会計基準留意事項15-(2)-1</p> <p>会計基準運用取扱6及び19</p> <p>会計基準留意事項19-(2)</p> <p>会計基準運用取扱19</p> <p>会計基準留意事項19-(1)</p>

本文	根拠
<p>※積立金や積立財産の積立又は取崩については、定款や経理規程に定めることにより理事会の承認や、営む事業によっては事前に所管庁の承認を要する場合がありますので注意を要する。</p> <p>④法人会計の純資産の部に計上する「基本金」は、第三者からの寄附金に限定されることから、企業会計のように自己財源により「基本金」の積み増しを行うことはできない。</p> <p>また、社会福祉法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金の組み入れの対象となった基本財産又はその他の財産を廃棄若しくは売却した場合には、当該事業を実施するに当たり組み入れられた基本金の一部又は全部について、取り崩すことを要する。</p> <p>なお、基本金を取り崩す場合には、事前に所轄庁に協議し、その内容について審査を受けなければ、これを取り崩すことはできない。</p> <p>⑤法人会計においては、社会福祉施設の用に供する財産並びに社会福祉法人の運営にとって重要な資産を「基本財産」として、それ以外の資産を「その他財産」として、貸借対照表の固定資産の部に計上することを要する。</p> <p>⑥社会福祉法人における内部の資金移動については、営む事業によっては厳しい制約が課せられていることから、法人会計においては、社会福祉事業会計、公益事業会計及び収益事業会計の3つの会計区分と、それぞれの会計区分の下に、事業内容に応じて拠点区分を設けて会計処理を行う必要があり、事業活動計算書及び貸借対照表上の内部取引についても、会計区分間での資金移動を伴う会計処理を行う必要がある。</p> <p>⑦企業会計は、収益への課税を意識した会計処理であるのに対し、法人会計は、社会福祉法人が受け入れた補助金等の公的資金を適正に管理するための会計処理であることから、法人会計においては、企業会計とは異なる観点から、会計処理を求められるところがある。</p>	<p>所轄庁助言②</p> <p>会計基準第6条第1項</p> <p>会計基準運用取扱12</p> <p>会計基準留意事項14-(3)</p> <p>法人審査基準第2-2-(1)-I</p> <p>法第26条第2項 会計基準第10条</p> <p>会計基準運用取扱4</p> <p>所轄庁見解②</p>
<p>(2) 事業計画と予算について</p> <p>社会福祉法人において行う事業については、事業を行う年度の前年度末までに、理事長が、当該事業を行う年度の事業計画書と法人及び拠点区分ごとの資金収支予算書を作成し、前年度末までに開催する理事会において、その承認を得なければならない。</p> <p>※資金収支計算書をもって資金収支予算書としても差し支えないものとする。</p> <p>※所轄庁から、租税特別措置法第40条の対象団体の証明を受けた社会福祉法人の場合は、理事会の承認に加えて、評議員会の承認も必要となる。従って、当該評議員会は、次の会計年度が始まるまでに開催する必要がある。</p> <p>事業年度の中で予算との乖離等が見込まれる場合（社会福祉法人の運営に支障がなく、軽微な場合を除く。）は、補正予算を編成する必要があり、その手続きは当初予算に準じて行うことを要する。</p> <p>ただし、事業年度末に近づいた段階で予算との乖離が生じた場合は、社会福祉法人の運営に重大な支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、補正予算を編成せずに取引を行っても差し支えない。</p> <p>※年度の中途において度々補正予算を編成することは、社会福祉法人の経営の安定を図る観点からは厳に慎むべきであり、これを避けるために、半期又は四半期において中間決算を行い、その結果に基づいて補正予算を編成することが望ましい。</p>	<p>会計基準運用取扱2 会計基準留意事項2-(1)及び(2)</p> <p>法第45条の13第4項</p> <p>所轄庁見解③</p> <p>所轄庁見解④</p> <p>会計基準留意事項2-(2)</p> <p>会計基準留意事項2-(2)</p> <p>所轄庁助言③</p>
<p>(3) 会計処理の基準</p> <p>①会計原則</p> <p>ア 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純</p>	<p>会計基準第2条</p>

本文	根拠
<p>資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示すること</p> <p>イ 計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づき作成すること</p> <p>ウ 採用する会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりに変更しないこと</p> <p>エ 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、簡易な方法によることができること（重要性の原則）</p> <p>※重要性の原則は、財産目録の表示に関しても適用する。</p> <p>※重要性の原則を適用する場合は、「重要性の乏しいもの」として会計処理を行ったことについての説明責任は社会福祉法人にあるので、当該判断の基準を、法人の営む事業規模等を勘案した上で、具体的に経理規程若しくは経理規程細則に定めておくことが望ましい。</p> <p>【重要性の原則の適用例】</p> <p>(ア) 棚卸資産として管理する消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その購入時に費用として処理する方法を採用すること</p> <p>(イ) 保険料、賃借料、受取利息及び配当金、借入金利息、法人税等に係る前払金、未払金、未収金、前受金等の未経過分のうち、重要性の乏しいもの、毎会計年度経常的に発生しその発生額が少額なものについては、前払金、未払金、未収金、前受金等として計上しないこと</p> <p>(ウ) 引当金（賞与引当金、退職給付引当金等）のうち、重要性の乏しいものを引当金として計上しないこと</p> <p>(エ) 満期保有目的の債券（有価証券等）について、取得価額と債権金額との差額に重要性が乏しい場合に、償却原価法を適用しないこと</p> <p>(オ) ファイナンス・リース取引において、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合に、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこと</p> <p>(カ) 就労継続支援事業における生産活動など、法人税法上の収益事業に該当する事業の収益の額に重要性が乏しい場合は、税効果会計を適用せず、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないこと</p> <p>②金額の表示及び表示単位</p> <p>計算関係書類等に記載する金額は、原則として総額をもって1円単位で表示しなければならない。</p> <p>(4) 会計区分について</p> <p>社会福祉法人の会計処理においては、以下に掲げる会計区分を設けなければならない。</p> <p>①事業区分</p> <p>社会福祉事業、公益事業及び収益事業の別に事業区分を設けなければならない。</p> <p>②拠点区分</p> <p>社会福祉事業、公益事業及び収益事業の事業区分ごとに、一体として運営している施設、事業所又は事務所を、1つの単位とする拠点区分を設けなければならない。</p> <p>※ここにいう「一体的として運営」とは、1つの社会福祉事業を核として、それぞれの施設又は事業所が独立していながらも、当該社会福祉事業と</p>	<p>会計基準運用取扱1 所轄庁助言④</p> <p>会計基準運用取扱1</p> <p>会計基準第2条の2 会計基準第2条の3</p> <p>会計基準第10条</p> <p>法第26条第2項 会計基準第10条第1項</p> <p>会計基準第10条第1項 会計基準運用取扱2 会計基準留意事項4-(1) 所轄庁見解⑤</p>

本文	根拠
<p>の間で、共通収益及び共通経費が発生する関係性を有した上で、連携を図りながら一体的に運営することをいうものとする。</p> <p>社会福祉事業と一体的に公益事業を実施している場合は、当該社会福祉事業と当該公益事業については、一つの拠点区分を設けて会計処理を行うことができる。</p> <p>※ここにいう「社会福祉事業と（公益事業を）一体的に実施」の定義は、定款への記載を省略する場合と同一のものとする。</p> <p>※この場合には、社会福祉事業区分と公益事業区分を設けた上で、それぞれに同一の名称の拠点区分を設けて、計算書類を作成することになるので注意を要する。</p> <p>※社会福祉事業と一体的に実施している小規模な公益事業については、次に掲げる要件を満たす場合には、一体的に実施している社会福祉事業の拠点区分に含めて、当該公益事業に係る会計処理を行うことができるものとする。</p> <p>ア 社会福祉事業との間で共通経費が発生しているが、収入及び支出の金額が少額な場合</p> <p>イ 社会福祉事業との間で共通経費が発生しているが、その負担に係る経費の按分が困難な場合</p> <p>※上記のアに掲げる場合には、原則として、一体的に実施する社会福祉事業の拠点区分の中に、当該公益事業に係るサービス区分を設けて会計処理を行う必要がある。</p> <p>※上記のアに掲げる場合であっても、事業の用に供する専用の不動産の保有する場合は、公益事業区分を設けて会計処理を行うことが適当と考える。</p> <p>※上記イに掲げる場合には、収入については、社会福祉事業の拠点区分のその他収益に収入の内容が分かるように勘定科目名を付して、会計処理を行うものとする。</p> <p>※この会計処理を行う場合は、事前に所轄庁に協議をすることが望ましい。</p> <p>拠点区分を設けるにあたっては、以下の事項に留意しなければならない。</p> <p>ア 法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業等の会計管理の実態を勘案して、拠点区分を決定する。</p> <p>イ 次に掲げる施設については、それぞれの施設ごと（同一の種類施設を複数経営する場合も、それぞれの施設ごと）に、独立した拠点区分とする。</p> <p>(ア) 生活保護法第 38 条第 1 項に定める保護施設</p> <p>(イ) 身体障害者福祉法第 5 条第 1 項に定める社会参加支援施設</p> <p>(ウ) 老人福祉法第 20 条の 4 に定める養護老人ホーム</p> <p>(エ) 老人福祉法第 20 条の 5 に定める特別養護老人ホーム</p> <p>(オ) 老人福祉法第 20 条の 6 に定める軽費老人ホーム</p> <p>(カ) 老人福祉法第 29 条第 1 項に定める有料老人ホーム</p> <p>(キ) 売春防止法第 36 条に定める婦人保護施設</p> <p>(ク) 児童福祉法第 7 条第 1 項に定める児童福祉施設</p> <p>(ケ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 39 条第 1 項に定める母子福祉施設</p> <p>(コ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 11 項に定める障害者支援施設</p>	<p>会計基準留意事項 4-(3)</p> <p>所轄庁見解⑥</p> <p>所轄庁助言⑤</p> <p>所轄庁見解⑦</p> <p>厚生労働省見解①</p> <p>所轄庁助言⑥</p> <p>所轄庁見解⑧</p> <p>所轄庁助言⑦</p> <p>会計基準運用取扱 2</p> <p>会計基準留意事項 4-(2)-7</p>



本文	根拠
<p>(サ) 生計困難者のために無料又は低額な料金で施設を利用させる介護保険法第8条第8項第28項に定める介護老人保健施設</p> <p>(シ) 生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に定める病院及び診療所(入所施設に付属する医務室を除く。)</p> <p>なお、(ア)から(シ)に掲げる施設において、(ア)から(シ)に掲げる施設を経営する事業以外の社会福祉事業及び公益事業を、一体的に実施している場合には、当該社会福祉事業及び公益事業に係る会計処理を、当該施設を単位とする拠点区分に含めて行うことができる。</p> <p>※ここにいう「施設において、(ア)から(シ)に掲げる施設を経営する事業以外の社会福祉事業及び公益事業を、一体的に実施」の定義は、定款への記載を省略する場合と同一のものとする。</p> <p>ウ アの(ア)から(シ)に掲げる施設を経営する事業以外の社会福祉事業及び公益事業については、社会福祉事業区分及び公益事業会計区分を設けた上で、原則として、事業所又は事務所を単位に拠点区分を設けることを要する。</p> <p>なお、同一の事業所又は事務所において複数の事業を行う場合は、同一の拠点区分として会計を処理することができる。</p> <p>エ 障害福祉サービスにあっては、指定障害福祉サービス事業所若しくは多機能型事業所として取り扱われる複数の事業所又は指定障害者支援施設等(指定施設基準に規定する指定障害者支援施設等をいう。)として取り扱われる複数の施設の会計処理を行うに当たっては、これらの事業所又は施設等が同一の敷地又は近接する敷地に所在していても、同一の拠点区分とすることができる。</p> <p>また、これらの事業所又は施設等でない場合であっても、会計が一元的に管理されている同一の事業区分に属する複数の事業所又は施設については、同一の拠点区分とすることができる。</p> <p>オ 新たに施設を設ける場合は、当該施設を拠点区分とすることができる。</p>	<p>所轄庁見解⑨</p> <p>会計基準留意事項4-(2)-イ</p> <p>会計基準留意事項4-(2)-ウ</p> <p>会計基準留意事項4-(2)-エ</p> <p>会計基準留意事項4-(2)-エ</p>
<p>③サービス区分</p> <p>拠点区分には、社会福祉法人が実施する事業の内容に応じて、サービス区分を設けなければならない。</p> <p>サービス区分を設けるに当たっては、以下の事項に留意しなければならない。</p> <p>ア 拠点区分において実施する複数の事業について、法令等の要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要とされているものについては、サービス区分を設けることを要する。</p> <p>サービス区分の設定としては、</p> <p>(ア) 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分</p> <p>(イ) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分</p> <p>(ウ) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準における会計の区分</p> <p>が考えられるが、これ以外の事業については、社会福祉法人の定款に定める事業ごとに区分することを要する。</p> <p>なお、特定の補助金等の用途を明確にするために、定款に定める事業</p>	<p>会計基準第10条第2項</p> <p>会計基準運用取扱3</p> <p>会計基準留意事項5-(2)-ア</p> <p>会計基準留意事項5-(2)-ア</p>

本文	根拠
<p>をさらに細分化して、サービス区分の下に区分を設けることもできる。</p> <p>※国又は地方公共団体から、実施する事業に対し措置委託費を受け入れた場合は、当該措置委託費については、サービス区分若しくはサービス区分の下に区分を設けて会計処理を行うことが適当と考える。</p> <p>イ 以下に掲げる場合には、同一のサービス区分として会計を処理することができる。</p> <p>(ア) 介護保険事業のうち、次に掲げるような事業の組み合わせにおいて、事業を一体的に実施していることにより、発生する費用についてそれぞれの事業ごとに区分することが困難な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定訪問介護と第1号訪問事業</li> <li>・指定通所介護と第1号通所事業</li> <li>・指定地域密着型通所介護と第1号通所事業</li> <li>・指定介護予防支援と第1号介護予防ケアマネジメント事業</li> <li>・指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護</li> <li>・指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>・指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護</li> <li>・指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護</li> <li>・指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護・福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与</li> <li>・福祉用具販売と介護予防福祉用具販売</li> <li>・指定介護老人福祉施設といわゆる空きベッド活用方式により当該施設で実施する指定短期入所生活介護事業</li> </ul> <p>(イ) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「保育所等」という。）を経営する事業と地域子ども・子育て支援事業を一体的に実施する場合</p> <p>なお、保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業、その他特定の補助金等により行われる事業については、当該補助金等の適正な執行を確保する観点から、同一のサービス区分とした場合においても、合理的な基準に基づいて各事業費の算出を行うものとし、一度選択した基準は、原則継続的に使用するものとする。</p> <p>また、各事業費の算出に当たっての基準、内訳は、所轄庁や補助を行う自治体の求めに応じて提出できるよう書類により整理しておくものとする。</p> <p>④本部会計</p> <p>本部会計については、社会福祉法人の自主的な判断で、拠点区分又はサービス区分として設けることができる。</p> <p>(5) 会計処理における留意事項について</p> <p>①社会福祉法人は、会計を処理するにあたって、会計帳簿（仕訳日記帳及び総勘定元帳）を拠点区分ごとに、書面又は電磁的記録により作成し、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、当該会計帳簿並びにその事業に関し重要な資料（執行伺書、設計書、契約書等）を保存しなければならない。</p>	<p>所轄庁助言⑧</p> <p>会計基準留意事項5-(2)-イ</p> <p>会計基準留意事項5-(2)-イ(イ)</p> <p>会計基準留意事項6</p> <p>法第45条の24第1項、第2項 会計基準第3条 会計基準留意事項2-(3)</p>

本文	根拠
<p>②理事長は、会計処理を行うに当たって、会計責任者を任命する必要がある。  ※内部牽制機能を確保する観点からは、理事長が会計責任者を兼務することは適当ではない。</p> <p>③資金の管理を行う上で、預貯金通帳と当該通帳の印鑑の保管を、同一の者や同一の場所で行うことは適当ではないので、通帳の管理者と印鑑の管理者を別々に定めるとともに、保管場所も別に定めるものとする。</p> <p>④取引に係る収入及び支出については、電子システム等の電磁的方法により管理を行っている場合であっても、社会福祉法人としての意思決定が適正に行われたか否かを明らかにできるように、電子システム上で決裁するか、又は収入及び支出に係る書面（会計伝票等）を作成し、これに決裁権限を持つ者が決裁をするかの、いずれかの方法で行うものとする。</p> <p>⑤資金収支計算書にいう「支払資金」とは、現金又は預貯金の移動を伴う取引に係る流動資産及び流動負債（この流動資産及び流動負債には、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられたもの、及び引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）をいい、「支払資金残高」とは、当該流動資産と流動負債の差額をいう。</p> <p>⑥社会福祉法人としての法律行為を行う権限及び社会福祉法人の代表権は、社会福祉法第45条の17第1項の規定により理事長しか有していないため、理事長以外の者の名において、福祉サービスの利用に当たって利用契約を利用者との間で締結することや、金融機関との間で金融取引契約に基づく預金口座を開設することなどはできないので注意を要する。</p>	<p>会計基準留意事項1-(2)  所轄庁見解⑩</p> <p>所轄庁見解⑪</p> <p>所轄庁見解⑫</p> <p>会計基準第13条  会計基準運用取扱5</p> <p>所轄庁助言⑨</p>
<p>(6) 共通経費の配分について</p> <p>資金収支計算書における収入及び支出並びに事業活動計算書における収益及び費用について、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通するものがあるときは、合理的な基準に基づいてそれぞれの区分に配分することを要する。</p> <p>なお、支出及び費用について合理的な配分基準を設けた場合は、当該基準を適用することが不合理になったと認められる場合を除き、会計処理にあたって継続的に使用する必要がある。</p> <p>※当該基準については、経理規程若しくは経理規程細則に記載しておくことが適当と考える。</p> <p>※会計区分間での共通の収益（収入）又は費用（支出）について、一つの会計区分において、一括してこれらの会計処理を行った場合に、当該会計区分が受け入れた資金の配分や支出した資金の回収を、他の会計区分から行う際に、これらの資金移動を、当該会計区分と他の会計区分間での繰入又は繰出で行うと、他の会計区分においては収益（収入）又は費用（支出）が発生しないこととなり、会計処理の明瞭性を損なうおそれがあることなどから適当ではない。</p> <p>この場合には、他の会計区分に係る対外的な資金移動について、当該会計区分に於いて、仮受け又は仮払い（預り金又は立替払い）として会計処理を行った上で、その清算を他の会計区分に求め、求められた他の会計区分においては、これを収益（収入）又は費用（支出）として会計処理を行った上で、当該会計区分に対し資金の受け払いを行うことが考えられる。</p>	<p>会計基準第14条第2項及び第20条第2項</p> <p>会計基準運用取扱7</p> <p>所轄庁助言⑩</p> <p>所轄庁見解⑬</p>
<p>(7) 会計区分（事業、拠点、サービス）間の取引等の処理について</p> <p>事業区分、拠点区分及びサービス区分間の取引については、仕分けを行った上で以下により相殺消去を行うことを要する。</p> <p>①事業区分間における内部事業取引残高については、資金収支内訳表及び事業</p>	<p>会計基準第11条</p> <p>会計基準運用取扱4</p>

本文	根拠
<p>活動内訳表において、内部貸借取引残高については、貸借対照表内訳表において相殺消去を行うこと</p> <p>※ここにいう「内部事業取引」とは、外部との取引と同様に、会計区分間における収益（収入）、費用（支出）として処理した取引をいい、「内部貸借取引」とは、同じく会計区分間における資金の貸借や固定資産の譲渡等の取引をいうものとする。</p> <p>②拠点区分間における内部事業取引残高については、事業区分資金収支内訳表及び事業区分事業活動内訳表において、内部貸借取引残高については、事業区分貸借対照表内訳表において相殺消去を行うこと</p> <p>③サービス区分間における内部事業取引残高については、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書において、相殺消去を行うこと</p> <p>(8) リース会計について</p> <p>リース取引には、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引がある。</p> <p>ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において、当該契約を解除できないリース取引又はこれに準じるリース取引であって、リース取引に係る資産の借手が経済的利益を享受でき、当該資産の維持管理等に要する費用を全て負担することになる取引をいい、これ以外のリース取引をオペレーティング・リース取引という。</p> <p>ファイナンス・リース取引については、原則として、売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うことを要する。</p> <p>オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引（具体的には、リース契約による金額を、営業活動に係る費用である使用料又は賃借料として支払うことになる。）に準じて会計処理を行うことを要する。</p> <p>※土地、建物等の不動産のリース取引（契約上、賃貸借となっているものも含む。）、やソフトウェアの利用に係る取引についても、ファイナンス・リース取引又はオペレーティング・リース取引のいずれに該当するかについて判定することが適当と考える。</p> <p>土地については、リース契約に所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合等を除き、オペレーティング・リース取引とみなす。</p> <p>ファイナンス・リース取引と判定した場合は、その取引の総額をリース資産とし、原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括して貸借対照表に計上する。</p> <p>ファイナンス・リース契約であって、1件当たりのリース期間を通じてのリース料総額が300万円以下のリース取引や、リース期間が1年以内のリース取引については、リース資産として計上することを省略することができる。</p> <p>リース資産の取得価額及びリース債務の計上額については、原則として、リース取引総額から、合理的に見積もった利息相当額を控除した額とする。</p> <p>リース料に含まれる維持管理費相当額、又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を、リース料総額から控除することができる。</p> <p>利息相当額をリース期間中の各期に配分する方法は、原則として、利息法（各期の支払利息相当額を、リース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法）によるものとする。</p> <p>なお、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、上記に関わらず利息相当額の各期への配分については、次のいずれかの方法によることができる。</p>	<p>所轄庁見解④</p> <p>会計基準運用取扱 4</p> <p>会計基準運用取扱 4</p> <p>会計基準運用取扱 8-1</p> <p>会計基準運用取扱 8-1-(1)</p> <p>会計基準運用取扱 8-1-(2)</p> <p>会計基準運用取扱 8-1-(4)</p> <p>所轄庁助言⑩</p> <p>会計基準留意事項 20-7</p> <p>会計基準運用取扱 8-1-(3)</p> <p>会計基準留意事項 20-(1)</p> <p>会計基準運用取扱 8-1-(5)</p> <p>会計基準留意事項 20-(1)</p> <p>会計基準運用取扱 8-2</p> <p>会計基準留意事項 20-(2)</p>

本文	根拠
<p>①リース料総額から利息相当分の合理的な見積額を控除しない方法（この場合には、リース資産及びリース債務は、計算書類にリース料総額で計上し、これに係る支払利息は費用として計上せず、減価償却費のみを費用として計上する。）</p>	
<p>②利息相当額の総額を定額法により各期に配分する方法  ※「リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合」とは、当該リース資産に係る未経過リース料の期末残高の、法人全体の有形固定資産及び固定資産の当期末残高を合計した額に占める割合が10%未満である場合とする。  所有権移転ファイナンス・リース資産の減価償却の方法は、有形固定資産に準じ、所有権移転を伴わないファイナンス・リース資産については、原則として、リース期間を耐用年数として、残存価格がなくなるまで償却するものとする。</p>	<p>会計基準留意事項 20-7  厚生労働省見解②</p>
<p>(9) 退職給付会計について  社会福祉法人は、使用する者に対し、退職時に、一時金としての給付金（以下「退職給付金」という。）を支給する旨を就業規則等で定めた場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用（退職給与引当費用）に計上し、負債として認識すべき残高を、退職給与引当金として貸借対照表の固定負債の部に計上することになるが、その会計処理を行うに当たっては、以下の点に留意する必要がある。</p>	<p>会計基準運用取扱 18-(4)</p>
<p>①期末要支給額による算定退職給付の対象となる職員数が300人未満の社会福祉法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない社会福祉法人や、原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる社会福祉法人においては、退職給付金に係る債務について期末要支給額により算定することができる。</p>	<p>会計基準留意事項 21-(1)</p>
<p>②独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度を利用した場合の会計処理  独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度については、当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理する。</p>	<p>会計基準留意事項 21-(2)</p>
<p>③都道府県等の実施する退職共済制度を利用した場合の会計処理  ア 共済契約者である社会福祉法人  退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上する。  なお、簡便法として、期末退職金要支給額（約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額）を退職給付引当金とし、同額の退職給付引当資産を計上する方法や、社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法を用いることができるものとする。  イ 退職共済事業実施者である社会福祉法人  退職共済事業実施者である社会福祉法人が、共済契約者である社会福祉法人及び加入者から受領した掛金は資産に計上し、同額を負債として認識する。資産は、経理規程に規定する資産の評価の方法に従って評価する。負債は、資産の増減額と同額を負債に加減し、会計基準省令第5条の債務額とする。</p>	<p>会計基準留意事項 21-(3)</p>

本文	根拠
<p>なお、当該資産及び負債を会計処理するに当たっては、拠点区分又はサービス区分を適切に設定して処理を行うものとする。</p> <p>※退職給付引当金を固定負債に計上した場合は、これに相当する支払資金については、流動資産としてではなく、適当な勘定科目（退職給付引当積立金等）を設けた上で、固定資産として管理することが適当と考える。</p> <p>また、役員に対し在任期間中の職務執行の対価として、退職慰労金を支給することを役員等の報酬支給規程により定めた場合は、その支給額が規程等により適切に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用（役員退職慰労引当繰入費用）に計上し、負債として認識すべき残高を、役員退職慰労引当金として貸借対照表の固定負債の部に計上する。</p> <p>※当該引当金に相当する支払資金については、退職給付引当金の場合と同様に、適当な勘定科目（役員退職慰労引当積立金等）を設けた上で、固定資産として管理することが適当と考える。</p>	<p>所轄庁助言⑫</p> <p>会計基準運用取扱 18-(4)</p> <p>所轄庁助言⑬</p>

本文	根拠
<p>15 計算関係書類等の作成等について</p> <p>(1) 計算関係書類等の作成等（別紙2計算書類及び計算書類附属明細書一覧参照）業務を執行する理事（一般的には理事長及び業務執行理事）は、毎会計年度終了後3月以内に、以下に掲げる書類（見出し及び以下において「計算関係書類等」という。）を作成し、監事又は会計監査人の監査を受けなければならない。</p> <p>①計算関係書類</p> <p>ア 計算書類</p> <p>（i）貸借対照表（別紙2⑨～⑫）</p> <p>（ii）資金収支計算書（別紙2①～④）</p> <p>（iii）事業活動計算書（別紙2⑤～⑧）</p> <p>イ 計算書類の附属明細書（別紙2⑮～⑳）</p> <p>②事業報告</p> <p>事業報告には以下に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>ア 社会福祉法人の状況に関する重要な事項（計算関係書類の内容となる事項を除く。）</p> <p>イ 内部管理体制の整備に関する理事会決議等がなされていればその内容及び運用状況</p> <p>③事業報告の附属明細書</p> <p>附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項がある場合に作成することを要する。</p> <p>計算関係書類等は、書面に加え電磁的記録をもって作成することができる。</p> <p>計算書類の作成後10年間は、当該計算書類及びその附属明細書を保存しておくなければならない。</p> <p>※事業報告とその附属明細書の保存については、法令等に定めはないが、計算関係書類と同様に、作成後10年間は保存しておくことが適当と考える。</p> <p>(2) 計算書類及びその附属明細書の作成の省略等</p> <p>計算書類及びその附属明細書については、以下に掲げる場合には、その作成を省略することができる。</p> <p>①事業区分が社会福祉事業のみの場合</p> <p>ア 貸借対照表内訳表</p> <p>イ 資金収支内訳表</p> <p>ウ 事業活動内訳表</p> <p>②事業区分が分かれていても、拠点区分が1つしかない場合</p> <p>ア 貸借対照表内訳表</p> <p>イ 事業区分貸借対照表内訳表</p> <p>ウ 資金収支内訳表</p> <p>エ 事業区分資金収支内訳表</p> <p>オ 事業活動内訳表</p> <p>カ 事業区分事業活動内訳表</p> <p>③事業区分において拠点区分が1つしかない場合</p> <p>ア 事業区分貸借対照表内訳表</p> <p>イ 事業区分資金収支内訳表</p> <p>ウ 事業区分事業活動内訳表</p> <p>計算書類の省略を行った場合には、計算書類に対する注記（法人全体用）に、その旨を記載することを要する。</p> <p>以下に掲げる計算書類の附属明細書については、法人単位で作成し、附属明細書の中で拠点区分ごとの内訳を示すものとする。</p>	<p>法第45条の27第2項 法第45条の28</p> <p>規則第2条の25第2項</p> <p>規則第2条の25第3項</p> <p>法第45条の27第3項 法第45条の27第4項</p> <p>所轄庁助言①</p> <p>会計基準第7条の2第2項</p> <p>会計基準第7条の2第2項第1号</p> <p>会計基準第7条の2第2項第2号</p> <p>会計基準第7条の2第2項第3号</p> <p>会計基準運用取扱別紙1-5</p> <p>会計基準第30条第1項 会計基準運用取扱26-(1)</p>

本文	根拠
<p>①借入金明細書  ②寄附金収益明細書  ③補助金事業当収益明細書  ④事業区分及び拠点区分間繰入金明細書  ⑤事業区分及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書  ⑥基本金明細書  ⑦国庫補助金等特別積立金明細書</p> <p>以下に掲げる計算書類の附属明細書については、拠点区分単位で作成し、法人単位での作成は要しない。</p> <p>①基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）明細書  ②引当金明細書  ③拠点区分資金収支明細書  ④拠点区分事業活動明細書  ⑤積立金・積立資産明細書  ⑥サービス区分間繰入金明細書  ⑦サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書</p> <p>このほかにも、計算書類の附属明細書の省略については、別紙2計算書類及び計算書類附属明細書一覧の欄外に記載したところにより行うことができる。</p> <p>上記により、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書の作成を省略したときは、計算書類に対する注記（拠点区分用）に、その旨を記載することを要する。</p> <p>(3) 計算書類に使用する勘定科目について</p> <p>次に掲げる計算書類については、会計基準に定める勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目については省略することができる。ただし勘定科目の追加又は修正を行うことはできない。</p> <p>①法人単位資金収支計算書  ②資金収支内訳表  ③事業区分資金収支内訳表  ④法人単位事業活動計算書  ⑤事業活動内訳表  ⑥事業区分事業活動内訳書</p> <p>次に掲げる拠点区分に係る収支計算書については、勘定科目の小区分までの記載を要するが、必要のない勘定科目については省略することができる。</p> <p>①拠点区分資金収支計算書  ②拠点区分事業活動計算書</p> <p>次に掲げる貸借対照表については、勘定科目の中区分までの記載を要するが、必要のない勘定科目については省略することができる。</p> <p>①法人単位貸借対照表  ②貸借対照表内訳表  ③事業区分貸借対照表内訳表  ④拠点区分貸借対照表</p> <p>次に掲げる計算書類の明細書については、勘定科目の小区分までの記載を要するが、必要のない勘定科目については省略することができる。</p> <p>①拠点区分資金収支明細書  ②拠点区分事業活動明細書</p> <p>勘定科目の小区分については、必要があれば適当な科目を追加することができるが、中区分の勘定科目については、やむを得ない場合を除き追加することはで</p>	<p>会計基準第30条第1項  会計基準運用取扱26-(2)-7</p> <p>会計基準第30条第3項</p> <p>会計基準運用取扱26-(2)-ウ</p> <p>会計基準留意事項25-(1)</p> <p>会計基準留意事項25-(1)</p> <p>会計基準留意事項25-(1)</p> <p>会計基準留意事項25-(1)</p> <p>会計基準留意事項25-(1)</p>



本文	根拠
<p>きない。</p> <p>小区分をさらに区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けることができる。</p> <p>会計基準に定める勘定科目であっても、勘定科目に該当する取引が制度上認められていない事業種別では、当該勘定科目を使用することはできない。</p> <p>水道光熱費（支出）、燃料費（支出）、賃借料（支出）、保険料（支出）の勘定科目については、原則として、勘定科目の事業費（支出）のみに計上することができる。ただし、措置費、保育所の委託費の弾力運用が認められない場合には、事務費（支出）、事業費（支出）の双方に計上することを要する。</p> <p>(4) 計算書類に対する注記について</p> <p>計算書類には、社会福祉法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>①会計年度の末日において、当該社会福祉法人が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下この号において「継続事業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項</p> <p>②資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針</p> <p>③重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額</p> <p>重要な会計方針とは、計算書類を作成する上で当該社会福祉法人の財政事情及び活動の状況を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに計算書類への表示方法をいうものとする。ただし、代替的な複数の会計処理が認められていない場合は、注記への記載を省略できる。</p> <p>④当該社会福祉法人で採用する退職給付制度</p> <p>⑤当該社会福祉法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分</p> <p>⑥基本財産の増減の内容及び金額</p> <p>⑦基本財産又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額</p> <p>⑧担保に供している資産に関する事項</p> <p>⑨固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高</p> <p>⑩債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高</p> <p>⑪満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益</p> <p>⑫関連当事者との取引の内容に関する事項</p> <p>関連当事者とは以下に掲げる者をいう。</p> <p>ア 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者</p> <p>イ 前号に掲げる者の近親者（一般的には3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。）</p> <p>「特別の関係にある者」とは、以下に掲げる者とする。</p> <p>(ア) 当該役員又は評議員と婚姻届は行っていないが、事実上婚姻関係にある者</p> <p>(イ) 当該役員又は評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p>	<p>会計基準留意事項 25-(1)</p> <p>会計基準留意事項 25-(1)</p> <p>会計基準留意事項 13-(2)</p> <p>会計基準第 29 条第 1 項</p> <p>会計基準運用取扱 21</p> <p>会計基準第 29 条第 2 項</p> <p>会計基準留意事項 26-(1)-7</p> <p>会計基準留意事項 26-(1)-7</p>

本文	根拠
<p>(ウ) (ア) 又は (イ) の親族で、これらの者と生計を一にしている者</p> <p>ウ ア、イに掲げる者が議決権の過半数を有している法人（他の社会福祉法人を含む。）</p> <p>エ 支配法人（当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人（社会福祉法人を含む。）をいう。カにおいて同じ。）</p> <p>オ 被支配法人（当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人（社会福祉法人を含む。）をいう。）</p> <p>カ 当該社会福祉法人与同一の支配法人をもつ法人（他の社会福祉法人を含む。）</p> <p>関連当事者との取引として記載を要する取引の範囲は、以下のとおりである。</p> <p>ア 関連当事者として掲げる者のうちのアからウに該当する者との間における事業活動計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、年間1,000万円を超える取引</p> <p>イ 関連当事者のうちの支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との間におけるサービス活動収益とサービス活動外収益の合計額の100分の10を超えるサービス活動収益又はサービス活動外収益の各項目に係る取引</p> <p>ウ 関連当事者のうちの支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との間におけるサービス活動費用とサービス活動外費用の合計額の100分の10を超えるサービス活動費用又はサービス活動外費用の各項目に係る取引</p> <p>エ 関連当事者のうちの支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との間における特別収益又は特別費用の各項目に属する科目ごとに1,000万円を超える収益又は費用の取引（取引の総額及び取引の総額と損益が相違する場合は損益を併せて記載）</p> <p>各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が当期活動増減差額の100分の10以下となる場合には、記載は要しない。</p> <p>オ 関連当事者と間における貸借対照表項目に属する科目の残高については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引</p> <p>※事業活動計算書項目に係る取引とは、「収益」及び「費用」に係る取引をいい、貸借対照表項目に係る取引とは、資産の取得又は処分、資金の貸借、有価証券の購入、預金口座への預け入れなど、貸借対照表上のみで生じる取引のことをいうものとする。</p> <p>関連当事者との取引については、次に掲げる事項を、原則として関連当事者ごとに記載する必要がある。</p> <p>ア 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計年度末における資産総額及び事業の内容</p> <p>なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該社会福祉法人の役員、評議員又はそれらの近親者の所有割合</p> <p>イ 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業</p> <p>ウ 当該社会福祉法人与関連当事者との関係</p> <p>エ 取引の内容</p> <p>オ 取引の種類別の取引金額</p>	<p>会計基準留意事項 26-(1)-イ</p> <p>会計基準留意事項 26-(1)-ウ</p> <p>会計基準留意事項 26-(1)-エ</p> <p>会計基準留意事項 26-(1)-オ</p> <p>会計基準留意事項 26-(2)</p> <p>所轄庁見解①</p> <p>会計基準運用取扱 22-1</p>

本文	根拠
<p>カ 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>キ 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高</p> <p>ク 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>ただし、関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、上記のアからクの事項の記載は要しない。</p> <p>ア 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取り、その他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>イ 役員又は評議員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い</p>	<p>会計基準運用取扱 22-2</p>
<p>⑬重要な偶発債務</p> <p>⑭重要な後発事象</p> <p>後発事象とは、当該会計年度末日後に発生した事象で、翌会計年度以後の社会福祉法人の財政及び活動の状況に影響を及ぼすものをいうので、計算書類作成日までに発生したものは記載することを要する。</p> <p>重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。</p> <p>ア 火災、出水等による重大な損害の発生</p> <p>イ 施設の開設又は閉鎖、施設の譲渡又は譲受け</p> <p>ウ 重要な係争事件の発生又は解決</p> <p>エ 重要な徴収不能額の発生</p> <p>なお、後発事象の発生により、当該会計年度の決算における会計上の判断ないし見積りを修正する必要がある場合には、当該会計年度の計算書類に反映させなければならない。</p>	<p>会計基準運用取扱 23</p>
<p>合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合には、注記に次の項目を記載することを要する。</p> <p>ア 合併の注記</p> <p>①合併の概要</p> <p>合併直前における合併消滅法人の名称及び事業の内容、合併を行った主な理由、合併日及び合併の種類（吸収合併又は新設合併）並びに吸収合併の場合の合併後の合併存続法人の名称</p> <p>②採用した会計処理</p> <p>③計算書類に含まれている合併消滅法人から承継した事業の業績の期間</p> <p>④承継した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳</p> <p>⑤消滅法人において、会計年度の始まりの日から合併日直前までに、役員及び評議員に支払った又は支払うこととなった金銭の額とその内容</p> <p>イ 事業の譲渡の注記</p> <p>①事業の譲渡の概要</p> <p>事業の譲渡の相手先の名称及び譲渡した事業の内容、事業の譲渡を行った主な理由、事業の譲渡を行った日</p> <p>②採用した会計処理</p> <p>③計算書類に含まれている譲渡した事業の業績の期間</p> <p>④譲渡した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳</p> <p>ウ 事業の譲受けの注記</p>	<p>会計基準運用取扱 21</p>

本文	根拠
<p>①事業の譲受けの概要  事業の譲受けの相手先の名称及び譲受けた事業の内容、事業の譲受けを行った主な理由、事業の譲受けを行った日</p> <p>②採用した会計処理</p> <p>③計算書類に含まれている譲受けた事業の業績の期間</p> <p>④譲受けた事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳</p> <p>⑮その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項</p> <p>リース取引がある場合には、以下に掲げる事項を記載することを要する。</p> <p>ア ファイナンス・リース取引がある場合は、リース資産の内容及び償却の方法</p> <p>イ オペレーション・リース取引のうち、解約不能な取引に係るリース料がある場合における未経過リース料のうち、貸借対照表作成日後1年以内の期間にあるものと、1年を超えるリース期間に区分した金額</p> <p>ただし、1件当たりリース料総額が300万円以下の少額のリース資産や、リース期間が1年以内のリース取引については、注記への記載を省略できる。</p> <p>計算書類には、拠点区分についても、その区分ごとに上記の②から⑮まで、並びに⑭及び⑮に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が1つの法人については、拠点区分ごとに記載すべき注記の記載を省略することができる。</p> <p>社会福祉法人全体又は拠点区分の計算書類に対する注記に記載すべき事項のうち、該当する項目がない場合であっても、次に掲げる事項以外は、その項目に関する記載を省略することはできない。この場合には該当事項に「該当なし」と注記することを要する。</p> <p>①継続事業の前提に重要な疑義や事業継続に重要な不確実性が認められる場合の継続事業の前提に関する事項</p> <p>②重要な会計方針を変更した場合の、その内容、変更の理由及び当該変更による影響額</p> <p>③固定資産について、減価償却を直接控除した残額のみを計算書類に記載した場合の当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高</p> <p>④債権について、債権額から徴収不能引当金を直接控除した残額のみを計算書類に記載した場合の当該債権の取得時の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高</p> <p>(5) 財産目録等の作成等</p> <p>業務を執行する理事（一般的には理事長及び業務執行理事）は、毎会計年度終了後3月以内に、以下に掲げる書類を作成しなければならない。</p> <p>①財産目録（法人全体を表示するもの）</p> <p>②役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載したもの）</p> <p>③報酬等の支給基準を記載した書類</p> <p>④現況報告書</p> <p>これらの書類は、書面に加え電磁的記録をもって作成することができる。</p> <p>なお、財産目録については、会計監査人設置法人にあっては、会計監査人の監査を受けなければならない。</p>	<p>会計基準運用取扱 8-3</p> <p>会計基準留意事項 20-(1)</p> <p>会計基準第 29 条第 4 項</p> <p>会計基準留意事項 25-(2)</p> <p>法第 45 条の 34</p> <p>規則第 2 条の 41</p> <p>法第 45 条の 34 第 2 項</p> <p>法第 45 条の 19 第 2 項</p>

本文	根拠
<p>(6) 計算関係書類等及び財産目録の理事会並びに評議員会での承認等  計算関係書類等及び財産目録については、監事等の監査を受けた後に、理事会の承認を得なければならない。  理事（一般的には理事長）は、定時評議員会の招集通知を評議員に対して行うときは、監査を受けた計算書類、事業報告、監査報告（会計監査を行った場合は会計監査報告）及び財産目録を提供しなければならない。  理事（一般的には理事長）は、理事会の承認を受けた計算書類及び財産目録を、定時評議員会に提出又は提供し、当該定時評議員会において承認を得なければならない。  同時に、理事（一般的には理事長及び業務執行理事）は、監査を受けた事業報告の内容について、当該評議員会に報告しなければならない。  ※計算書類及び事業報告のそれぞれの附属明細書については、定時評議員会での承認及び当該評議員会への報告は要しないものとする。</p> <p>(7) 会計監査人設置法人の特則  会計監査人設置法人においては、以下に掲げる要件の全てを満たせば、計算書類及び財産目録について定時評議員会の承認を要しないが、計算書類の内容については、理事（一般的には理事長）は、定時評議員会に報告しなければならない。  ①計算書類について会計監査報告に無限定適正意見が付されていること  ②会計監査報告に、会計監査人の監査方法又は結果について、適当でない旨の意見が付されていないこと  ③計算書類について監事の監査が行われたものとみなされたものでないこと</p>	<p>法第 45 条の 28 第 3 項  規則第 2 条の 40 第 1 項  法第 45 条の 30 第 1 項  規則第 2 条の 38</p> <p>法第 45 条の 30 第 2 項  規則第 2 条の 40 第 1 項</p> <p>法第 45 条の 30 第 3 項</p> <p>所轄庁見解②</p> <p>法第 45 条の 31  規則第 2 条の 39</p>

本文	根拠
<p>16 社会福祉充実計画の作成等（島根県社会福祉充実計画事務処理要領参照）</p> <p>社会福祉法人は、毎会計年度において、以下に掲げる①の額が②に掲げる額を超えるときは、当該超える額（以下「社会福祉充実残額」という。）を財源として、当該会計年度の前会計年度の末日（以下「基準日」という。）までに行っていた社会福祉事業若しくは公益事業（以下「既存事業」という。）の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（以下「新規事業」という。）の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、これを所轄庁に提出しその承認を得なければならない。</p> <p>①当該会計年度の前会計年度の末日において、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額</p> <p>②基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として、以下に掲げるところにより算定した額</p> <p>ア 社会福祉事業、公益事業及び収益事業の実施に必要な財産</p> <p>イ 上記の財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産</p> <p>ウ 社会福祉充実計画を実施する会計年度において、アに掲げる事業を実施するために最低限度必要となる運転資金</p> <p>※アに規定する財産の算定に当たっては、基準日において貸借対照表の負債の部に計上した額から、アに規定する財産を控除しなければならない。</p> <p>当該社会福祉充実計画の申請は、所轄庁に対する計算書類等の届出と同時に行わなければならない。</p> <p>当該社会福祉充実計画には、以下に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>①既存事業（社会福祉充実残額を充当して行うものに限る。）又は社会福祉充実残額を財源として行う新規事業（以下「社会福祉充実事業」という。）の規模及び内容</p> <p>②社会福祉充実事業を行う区域（以下「事業区域」という。）</p> <p>③社会福祉充実事業の実施に要する費用の額（以下「事業費」という。）</p> <p>④社会福祉充実残額</p> <p>⑤社会福祉充実計画の実施期間</p> <p>⑥当該社会福祉法人の名称、主たる事務所の所在地並びに電話番号等の連絡先</p> <p>⑦社会福祉充実事業に関する資金計画</p> <p>⑧その他必要な事項</p> <p>当該社会福祉充実計画を作成する社会福祉法人は、上記①に記載する事業の実施について検討し、その結果についても、当該社会福祉充実計画に記載しなければならない。</p> <p>また、社会福祉法人は、当該社会福祉充実計画を作成するにあたっては、当該事業の事業費及び社会福祉充実残額について、財務に関する専門家（監査法人、公認会計士、税理士法人及び税理士）の意見を聴かななければならない。</p> <p>なお、新たに社会福祉充実残額を財源として行う公益事業（以下「地域公益事業」という。）を社会福祉充実事業として計画に記載する場合には、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民等の意見を聴取し、その結果も当該社会福祉充実計画に記載しなければならない。</p> <p>社会福祉法人は、実施した社会福祉充実計画を、計画終了後 10 年間保存しなければならない。</p> <p>社会福祉法人が、承認を受けた社会福祉充実計画を変更しようとするときは、あらかじめ所轄庁の承認を得なければならないが、以下に掲げる事項以外については、所轄庁への届出で足りる。</p>	<p>法第 55 条の 2 第 1 項</p> <p>法第 55 条の 2 第 1 項第 1 号</p> <p>法第 55 条の 2 第 1 項第 2 号 規則第 6 条の 14 第 1 項</p> <p>規則第 6 条の 14 第 2 項</p> <p>法第 55 条の 2 第 2 項</p> <p>法第 55 条の 2 第 3 項</p> <p>法第 55 条の 2 第 1 項第 1 号</p> <p>法第 55 条の 2 第 1 項第 2 号</p> <p>法第 55 条の 2 第 1 項第 3 号</p> <p>法第 55 条の 2 第 1 項第 4 号</p> <p>法第 55 条の 2 第 1 項第 5 号</p> <p>規則第 6 条の 15 第 1 号</p> <p>規則第 6 条の 15 第 2 号</p> <p>規則第 6 条の 15 第 5 号</p> <p>法第 55 条の 2 第 4 項</p> <p>規則第 6 条の 15 第 3 号</p> <p>法第 55 条の 2 第 5 項</p> <p>法第 55 条の 2 第 6 項 規則第 6 条の 15 第 4 号</p> <p>充実計画事務処理基準 12-(3)</p> <p>法第 55 条の 3 第 2 項</p>

本文	根拠
①社会福祉充実事業の種類 ②社会福祉充実事業の事業区域の変更 ③社会福祉充実計画の実施期間の変更 ④社会福祉充実計画の重要な変更 社会福祉法人が、社会福祉充実計画を実施期間の途中で終了する場合は、所轄庁の承認を要する。	法第55条の4

本文	根拠
<p>17 法人の情報開示等について</p> <p>(1) 定款の備え置き及び閲覧等</p> <p>社会福祉法人は、認可を受けた定款を、主たる事務所及び従たる事務所に常に備え置かなければならない。</p> <p>何人も、社会福祉法人の業務時間内であれば、定款に関し以下に掲げる請求を行うことができる。この場合、当該社会福祉法人は、正当な理由がない限りその請求を拒むことはできない。</p> <p>①定款が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧</p> <p>②定款が電磁的記録により作成されているときは、当該電磁的記録をメール等の電気通信手段による閲覧か電磁的記録自体の受信又は磁気ディスク等に記録しての交付</p> <p>さらに、評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内であれば、以下の請求を社会福祉法人に対し行うことができる。</p> <p>①書面で作成された定款の謄本又は抄本の交付</p> <p>②電磁的記録により作成された定款の電子媒体を利用した提供又はその事項を記録した書面の交付</p> <p>なお、社会福祉法人が電磁的記録により定款を作成した場合は、従たる事務所への定款の備え置きを省略することができる。</p> <p>(2) 評議員会議事録の備え置き及び閲覧</p> <p>社会福祉法人は、評議員会の議事録（みなし決議又はみなし報告があった場合において作成されたものを含む。以下同じ。）を、評議員会の日（みなし決議又はみなし報告の場合は、みなし決議又はみなし報告があったとみなされた日）から主たる事務所に10年間、従たる事務所にあつては、当該議事録の写しを5年間、備え置かなければならない。</p> <p>ただし、社会福祉法人が議事録を電磁的記録により作成し、当該議事録を従たる事務所でもなくても閲覧に対応できる措置を執っていれば、従たる事務所への議事録の写しの備え置きを省略することができる。</p> <p>評議員会において、みなし決議を行った場合は、適正な手続きにより行ったことを挙証できるように、同意の意思表示に係る書面又は電磁的記録を、主たる事務所に、みなし決議を行った日から10年間備え置かなければならない。</p> <p>※最後に提出された同意書の受付日をもって、みなし決議のあった日として取り扱うものとする。</p> <p>なお、みなし報告を行った場合の評議員の同意の書面又は電磁的記録は、これを事務所へ備え置くことは要しない。</p> <p>評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内であれば、以下の請求を社会福祉法人に対し行うことができる。</p> <p>①議事録が書面で作成されているときは、当該書面又はその写しの閲覧又は謄写</p> <p>②議事録が電磁的記録により作成されているときは、当該電磁的記録をメール等の電気通信手段による閲覧か電磁的記録自体の受信又は磁気ディスク等に記録しての交付</p> <p>(3) 理事会議事録等の備え置き及び閲覧</p> <p>理事会の議事録は、理事会の日から主たる事務所に10年間備え置かなければならない。</p> <p>なお、理事会においてみなし決議又はみなし報告があった場合に作成される議事録についても、みなし決議又はみなし報告があったとみなされる日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。</p>	<p>法第24条第1項</p> <p>法第34条の2第1項</p> <p>法第34条の2第3項</p> <p>法第34条の2第2項</p> <p>法第34条の2第4項</p> <p>法第45条の11第2項</p> <p>（規則第2条の15第4項）</p> <p>法第45条の11第3項</p> <p>一般法人法第194条第2項</p> <p>所轄庁見解①</p> <p>ガイドラインI-3-(2)-3〈着眼点〉（注3）</p> <p>法第45条の11第4項</p> <p>法第45条の15第1項</p>



本文	根拠
<p>また、みなし決議を行った際に役員から徴した同意の意思表示を記した書面又は電磁的記録についても、議事録とともに備え置かなければならない。</p> <p>※評議員会でみなし決議を行った場合と同様に、最後に提出された同意書の受付日をもって、みなし決議のあった日として取り扱うものとする。</p> <p>※みなし報告を行った場合の役員の同意の書面又は電磁的記録は、これを事務所に備え置くことは要しないものとする。</p> <p>社会福祉法人の業務時間内であれば、評議員は何時でも、債権者にあつては、役員の責任を追及するときに限って裁判所の許可を得たときに、以下の請求を当該社会福祉法人に対し行うことができる。</p> <p>①議事録等が書面で作成されているときは、当該書面又はその写しの閲覧又は謄写</p> <p>②議事録等が電磁的記録により作成されているときは、当該電磁的記録をメール等の電気通信手段による閲覧か電磁的記録自体の受信又は磁気ディスク等に記録しての交付</p> <p>(4) 会計帳簿の閲覧等</p> <p>評議員は、社会福祉法人の業務時間内であれば、何時でも当該社会福祉法人が作成した会計帳簿について、以下の請求を当該社会福祉法人に対し行うことができる。</p> <p>①会計帳簿が書面で作成されているときは、当該書面又はその写しの閲覧又は謄写</p> <p>②会計帳簿が電磁的記録により作成されているときは、当該電磁的記録をメール等の電気通信手段による閲覧か電磁的記録自体の受信又は磁気ディスク等に記録しての交付（会計監査報告を含む）の電子媒体を利用した提供又はその事項を記録した書面の交付</p> <p>(5) 計算関係書類等の備え置き及び閲覧等</p> <p>各会計年度における計算関係書類、事業報告及びその附属明細書、並びに監査報告（会計監査報告を含む。）は、定時評議員会を開催する日の2週間前の日（みなし決議があった場合は、当該決議に係る提案があった日）から主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間備え置かなければならない。</p> <p>ただし、計算関係書類、事業報告及びその附属明細書、並びに監査報告（会計監査報告を含む。）を電磁的記録により作成し、当該書類を従たる事務所でなくても閲覧に対応できる措置を執っていれば、従たる事務所への議事録の写しの備え置きを省略することができる。</p> <p>何人も、社会福祉法人の業務時間内であれば以下に掲げる請求を行うことができる。この場合、当該社会福祉法人は、正当な理由がない限りは、その請求を拒むことはできない。</p> <p>①計算関係書類、事業報告及びその附属明細書、並びに監査報告（会計監査報告を含む）が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧</p> <p>②計算関係書類、事業報告及びその附属明細書、並びに監査報告（会計監査報告を含む）が電磁的記録により作成されているときは、当該電磁的記録をメール等の電気通信手段による閲覧か電磁的記録自体の受信又は磁気ディスク等に記録しての交付</p> <p>さらに、評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内であれば、以下の請求を当該社会福祉法人に対し行うことができる。</p> <p>①書面で作成された計算関係書類、事業報告及びその附属明細書、並びに監査報告（会計監査報告を含む）の謄本又は抄本の交付</p> <p>②電磁的記録により作成された計算関係書類、事業報告及びその附属明細書、</p>	<p>所轄庁見解②</p> <p>所轄庁見解③</p> <p>法第45条の15第2項 法第45条の15第3項</p> <p>法第45条の25</p> <p>法第45条の32第1項 法第45条の32第2項</p> <p>法第45条の32第4項</p> <p>法第45条の32第3項</p>

本文	根拠
<p>並びに監査報告</p> <p>(6) 財産目録等の備え置き及び閲覧等  社会福祉法人は、財産目録、役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載したもの）、報酬等の支給基準を記した書面及び現況報告書（以下「財産目録等」という。）を、作成をした日から主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間備え置かなければならない。  何人も、社会福祉法人の業務時間内であれば以下に掲げる請求することができる。この場合、当該社会福祉法人は、正当な理由がない限りは、その請求を拒むことはできない。  ①財産目録等が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧  ②財産目録等が電磁的記録により作成されているときは、当該電磁的記録をメール等の電気通信手段による閲覧か電磁的記録自体の受信又は磁気ディスク等に記録しての交付  ただし、役員等名簿については、評議員以外の者からの請求であれば、個人の住所に係る事項については除外して、閲覧等に供することができる。  なお、社会福祉法人が財産目録等を電磁的記録により作成し、当該書類を従たる事務所でも閲覧に対応できる措置を執っていれば、従たる事務所への財産目録等の写しの備え置きを省略することができる。</p> <p>(7) 閲覧等に要する経費の徴収  社会福祉法人は、評議員以外の者から、定款、計算書類等の謄本等の交付を請求された場合は、その交付に係る経費を、請求をした者に負担させることができる。  ※交付に係る経費を請求者に求める場合は、その手続き等について、経理規程等に定めておく必要がある。</p> <p>(8) 計算書類等の所轄庁への届出  社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、以下に掲げる書類（以下「届出書類等」という。）について、必要な理事会及び評議員会の承認を得た上で、所轄庁に届け出なければならない。  ①計算書類及びその附属明細書  ②事業報告及びその附属明細書  ③監査報告（会計監査報告を含む。）  ④財産目録  ⑤役員等名簿  ⑥報酬等の支給基準を記した書面  ⑦現況報告書  ⑧事業計画書（定款で作成することを定めた場合のみ）  所轄庁への届出は、次に掲げるいずれかの方法で行わなければならない。  ①届出書類等が、書面でもって作成されている場合は、その記載された事項、又は電磁的記録をもって作成されている場合はその記録された事項を、書面にして2通提出  ②届出書類等が全て電磁的記録をもって作成されている場合、電磁的方法により提出  ③届出書類等を独立行政法人福祉医療機構が所管する財務諸表等電子開示システム（以下「電子開示システム」という。）に記録</p> <p>(9) 計算書類等の公表  社会福祉法人は、定款、理事等の報酬等の支給基準を記した書面、計算書類、役員等名簿（住所等の個人情報を除く。）及び現況報告書を、インターネットを利</p>	<p>法第45条の34第1項</p> <p>法第45条の34第3項</p> <p>法第45条の34第4項</p> <p>法第45条の34第5項</p> <p>法第34条の2第1項</p> <p>所轄庁見解④</p> <p>法第59条  法第45条の28第3項  法第45条の30第1項  規則第2条の40第1項  法第45条の31（但し書）</p> <p>規則第9条</p> <p>法第59条の2第1項第3号  規則第10条第1項</p>

本文	根拠
<p>用して公表しなければならない。</p> <p>※現況報告書に理事の報酬等の総額を記載する場合には、理事が、職員として法人から支給を受ける給与手当も含めて記載する必要がある。(ただし、給与手当の支給を受ける理事が1人の場合は、当該給与手当の額は記載金額から除くことができるものとする。)</p> <p>社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成し、所轄庁の承認を得た場合にも、当該計画をインターネットを利用して公表しなければならない。</p> <p>以下に掲げるものについては、社会福祉法人が電子開示システムに記録した場合は、当該事項については公表したとみなす。</p> <p>①定款 ②理事等の報酬等の支給基準 ③計算書類 ④役員等名簿（住所等の個人情報を除く。） ⑤現況報告書（その他留意事項に限る。） ⑥社会福祉充実計画</p> <p>また、定款及び理事等の報酬等（退職慰労金を含む。）の支給基準については、記載内容を評議員会の承認を得て変更した場合も、社会福祉法人は、その都度速やかに公表しなければならない。</p> <p>※役員等名簿についても、対外的に社会福祉法人業務における責任の所在を明らかにする観点から、定款、理事等の報酬等の支給基準と同様に、社会福祉法人は、役員等の変更があった都度、役員等名簿を公表することが適当と考える。</p>	<p>厚生労働省見解①</p> <p>充実計画事務処理基準 12</p> <p>規則第 10 条第 2 項 充実計画事務処理基準 12</p> <p>法第 59 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号</p> <p>所轄庁助言①</p>

本文	根拠
<p>18 罰則等について</p> <p>(1) 特別背任罪の適用</p> <p>以下に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を与える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉法人に財産上の損害を与えたときは、7年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処され、又はこれを併科される。</p> <p>①評議員、理事及び監事</p> <p>②所轄庁から一時選任された評議員、理事、監事及び理事長の代行者</p> <p>※理事が、理事会の承認を得ないで、社会福祉法人との間における競業取引又は社会福祉法人との利益相反取引(直接取引及び間接取引)を行った場合や、本人並びに第三者に特別の利益供与を与えたことにより、社会福祉法人に財産上の損害が生じたと認められた場合は、当該罰則の適用となる恐れがあるので、これらの取引等を行う場合は、適正な手続きを経て行う必要がある。</p> <p>なお、当該罰則は未遂の場合にも適用される。</p> <p>※特別の利益供与を与えてはならない社会福祉法人の関係者</p> <p>ア 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員</p> <p>イ アに掲げる者の配偶者又は3親等内の親族</p> <p>ウ ア及びイに掲げる者と、事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>エ アに掲げる者から受ける金銭又は財産によって生計を維持する者</p> <p>オ 当該社会福祉法人の設立者が法人(他の社会福祉法人を含む。以下「設立法人」という。)である場合に、当該設立法人が事業活動を支配する法人(他の社会福祉法人を含む。)又は当該設立法人の事業活動を支配する者として以下に掲げる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設立法人が事業活動を支配する法人(他の社会福祉法人を含む。) <ul style="list-style-type: none"> <li>当該設立法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人(他の社会福祉法人を含む。以下「子法人」という。)</li> </ul> </li> <li>・設立法人の事業活動を支配する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>一の者が当該設立法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者</li> </ul> </li> </ul> <p>※「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、以下に掲げる場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合</li> <li>2 評議員の総数に対する以下に掲げる者の数の割合が100分の50を超える場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>①一の法人(他の社会福祉法人を含む。)又はその一若しくは二以上の子法人の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。)又は評議員</li> <li>②一の法人(他の社会福祉法人を含む。)又はその一若しくは二以上の子法人の職員</li> <li>③当該評議員に就任した日前5年以内に①又は②に掲げる者であつた者</li> <li>④一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者</li> <li>⑤当該評議員に就任した日前5年以内に一の者又はその一若</li> </ol> </li> </ol>	<p>法第130条の2第1項</p> <p>法第130条の2第1項第1号 法第130条の2第1項第3号 所轄庁助言①</p> <p>法第130条の2第3項 法第27条</p> <p>政令第13条の2第1号 政令第13条の2第2号 政令第13条の2第3号 政令第13条の2第4号 政令第13条の2第5号</p> <p>規則第1条の3第1項</p> <p>規則第1条の3第2項</p> <p>規則第1条の3第3項</p>

本文	根拠
<p>しくは二以上の子法人によつて当該社会福祉法人の評議員に選任されたことがある者</p> <p>【特別の利益供与に該当する事例】</p> <p>①特定の個人又は団体に対し、その所有する土地、建物その他財産を、無償又は通常よりも低い賃借料で貸し付けること</p> <p>②特定の個人又は団体に対し、無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けること</p> <p>③特定の個人又は団体に対し、その所有する財産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡すること</p> <p>④特定の個人又は団体から通常よりも高い賃借料により、土地、建物その他の財産を賃借すること、又は通常よりも高い利率で金銭を借り入れること</p> <p>⑤特定の個人又は団体が所有する財産を、通常よりも高い対価で譲り受けていること、又は社会福祉法人の事業の用に供すると認められない資産を取得すること</p> <p>⑥特定の個人に対し、過大な給与等を支給すること</p> <p>(2) 受託収賄罪の適用</p> <p>以下に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処される。</p> <p>①評議員、理事及び監事</p> <p>②所轄庁から一時選任された評議員、理事、監事及び理事長の代行者</p> <p>③会計監査人</p> <p>④所轄庁から一時選任された会計監査人の代行者</p> <p>(3) 行政刑罰の適用</p> <p>以下に掲げる事項のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。</p> <p>①所轄庁による公益事業又は収益事業に関する業務停止命令に違反して、当該事業を継続して行った者</p> <p>②社会福祉事業を営む者が、所轄庁へ届け出た事項に変更が生じた場合において、変更の日から1月以内に、その旨を届け出なかったことにより業務の制限又は停止の命令を受けながら、当該命令に違反した者</p> <p>③社会福祉事業の実施について、所轄庁が求めた報告に応じなかったことにより業務の制限又は停止の命令を受けながら、当該命令に違反した者</p> <p>④所轄庁による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したことにより、業務の制限又は停止の命令を受けながら、当該命令に違反した者</p> <p>⑤社会福祉事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたことにより、業務の制限又は停止の命令を受けながら、当該命令に違反した者</p> <p>⑥福祉サービスを利用する者に、利用契約書を書面にして交付しなかったことにより、業務の制限又は停止の命令を受けながら、当該命令に違反した者</p> <p>⑦福祉サービスを提供する事業について、事実と反する誇大広告を行ったことにより、業務の制限又は停止の命令を受けながら、当該命令に違反した者</p> <p>※①から⑦に係る違反を行った場合は、当該行為を行った者が罰せられるほか、当該行為者の属する社会福祉法人も、罰金刑に処せられる。</p> <p>(4) 行政上の秩序罰の適用</p> <p>評議員、理事、監事及び会計監査人並びに所轄庁によりその職務（評議員、理</p>	<p>厚生労働省助言①</p> <p>法第130条の3第1項</p> <p>法第131条</p> <p>法第131条第1号</p> <p>法第131条第2号</p> <p>法第131条第3号</p> <p>法第131条第3号</p> <p>法第131条第3号</p> <p>法第131条第3号</p> <p>法第131条第3号</p> <p>法第131条第3号</p> <p>法第133条</p>

本文	根拠
<p>事、監事、会計監査人及び理事長としての職務)を行う者として一時選任された者は、次のいずれかに該当する行為を行ったときは、20万円以下の過料に処せられる。(その行為につき刑罰に処せられるときは、この限りではない。)</p>	
<p>①以下の登記を怠ったとき</p> <p>ア 社会福祉法人の目的及び事業</p> <p>イ 社会福祉法人の名称</p> <p>ウ 事務所(主たる事務所及び従たる事務所)の所在地</p> <p>エ 理事長の住所及び氏名</p> <p>オ 解散の事由を定めたときは、その事由</p> <p>カ 資産の総額</p>	<p>法第133条第1号</p>
<p>②第三者からの定款等の閲覧請求について、正当な理由がないのにこれを拒み、又は請求に係る書面の謄本等の交付を拒んだとき</p>	<p>法第133条第3号</p>
<p>③定款変更について、所轄庁に対し届出をしなかったとき、又は虚偽の届出を行ったとき</p>	<p>法第133条第4号</p>
<p>④定款、評議員会議事録、理事会議事録、会計帳簿、計算関係書類、財産目録、事業報告及びその附属明細書、監査報告、会計監査報告に記録すべき事項を記録又は記載せず、又は虚偽の事項を記録し又は記載したとき</p>	<p>法第133条第5号</p>
<p>⑤定款、評議員会議事録(写しを含む。)、理事会議事録、計算関係書類(写しを含む。)、財産目録、事業報告及びその附属明細書、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書を主たる事務所又は従たる事務所に備え置かなかつたとき</p>	<p>法第133条第6号</p>
<p>⑥評議員会におけるみなし決議をした際の評議員の同意を記した書面を備え置かなかつたとき</p>	<p>法第133条第6号</p>
<p>⑦所轄庁への報告を行わず、若しくは虚偽の報告をしたとき</p>	<p>法第133条第12号</p>
<p>⑧所轄庁による立ち入り検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき</p>	<p>法第133条第12号</p>
<p>(5) 行政処分</p>	
<p>①社会福祉法人が、所轄庁が行った勧告に係る措置を講じなかつたときは、所轄庁は当該社会福祉法人に対し当該勧告に係る措置を講じるように命じることができる。</p>	<p>法第56条第6項</p>
<p>②社会福祉法人が、所轄庁が発した命令に従わないときは、所轄庁は当該社会福祉法人に対し、期間を定めて当該社会福祉法人の業務の全部又は一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができる。</p>	<p>法第56条第7項</p>
<p>③社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政処分若しくは定款に違反した場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないとき、又は正当の事由がないのに、1年以上にわたつてその事業を行わないときは、所轄庁は当該社会福祉法人の解散を命じることができる。</p>	<p>法第56条第8項</p>
<p>④公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人に、以下に掲げる事項のいずれかに該当する事由があると認めるときは、所轄庁は当該社会福祉法人に対しその事業の停止を命じることができる。</p>	<p>法第57条</p>
<p>ア 定款で定められた事業以外の事業を行うこと</p>	<p>法第57条第1号</p>
<p>イ 当該収益事業から得た収益を、当該社会福祉法人が行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること</p>	<p>法第57条第2号</p>
<p>ウ 当該公益事業又は収益事業の継続が、当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること</p>	<p>法第57条第3号</p>

本文	根拠
<p>19 その他の特記事項について</p> <p>(1) 労務管理  社会福祉事業における人材の確保は、社会福祉法人の運営にとって最大の課題であることから、職員の安定的確保と定着を図る観点からは、労働基準監督署への届出の要否に関わらず、就業規則、給与等支給規程、旅費等支給規程等の労務管理に係る内規を整備し、職員に周知を図る必要がある。</p> <p>(2) 危機管理  災害や火災の発生に際し、利用者並びに職員の安全確保を図る観点から、危機管理に関する規程を整備し訓練等を行うことが重要である。  整備にあたっては、前提となる状況や対応が、防火対策と水防対策（津波対策を含む。）では異なるところが多々あることから、対策を講じるにあたっては、それぞれについて規程等を整備する必要がある。  なお、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難確保計画を作成して市町村へ報告することと、同計画に基づき避難訓練を実施することが、法令で義務づけられている。  また、法令に基づくものではないが、社会福祉施設等における社会福祉事業の継続に必要な事業継続計画（BCP）の作成についても、厚生労働省から求められている。</p> <p>(3) 特別職の設置  社会福祉法人の組織として、評議員、理事、監事、理事長、業務執行理事及び会計監査人とは別に、顧問、参与等の特別の職を設けた場合には、経営責任の所在が曖昧になる恐れがあることから、これらの職を設けるときは、定款に員数、役割、選定方法等を明記する必要がある。  また、これらの者の任用や報酬等の額の決定については、理事長にその権限を委任することなく、理事会において審議決定することが適当である。</p> <p>(4) 計算書類の税務署への提出  年間の事業収入の総額が 8000 万円を超える社会福祉法人は、当該会計年度に係る事業活動計算書又は資金収支計算書を、主たる事務所の所在地の税務署に提出しなければならない。</p> <p>(5) 定款記載事項の登記  定款に記載した以下に掲げる事項については、その変更があった場合は、変更の日から 2 週間以内（下記の⑥の資産総額については、会計年度終了後 3 ヶ月以内）に、登記しなければならない。  ①目的及び業務（公益事業及び収益事業の追加等を行った場合も含む。）  ②事務所（主たる事務所及び従たる事務所）の所在場所  ③法人の名称  ④理事長の氏名、住所及び資格（再任された場合も変更登記は必要である。）  ⑤存続期間又は解散の事由  ⑥資産の総額</p> <p>(6) 技能実習生の受入  社会福祉法人が、海外から技能実習制度に基づき実習生を受け入れる場合や、実習生の受入に係る研修等の事業を実施する場合は、定款の変更や会計処理において、一定の制約が課せられていることから、実習生の受入等を行う場合には、事前に所轄庁に協議することが望ましい。</p>	<p>所轄庁見解①</p> <p>所轄庁見解②</p> <p>所轄庁見解③</p> <p>租税特別措置法第 68 条の 6</p> <p>組合等登記令第 2 条</p> <p>介護職種等技能実習生受入通知</p>

## 【別紙1】

## 理事会及び評議員会の議題項目一覧表

理 事 会				
区分	議 題 項 目	根拠	決議方法	
			普通	特別(注)
決定事項	重要な財産(基本財産を除く)の処分及び譲り受け(寄附金品を含む)	法第45条の13④1	○	—
	多額な借財	法第45条の13④2	○	—
	重要な役割を担う職員の選任及び解任	法第45条の13④3	○	—
	会計監査人の報酬の額	法第45条の19⑥	○	—
	従たる事務所及び重要な組織の設置、変更及び廃止	法第45条の13④4	○	—
	業務の適性を確保するために必要なものとして厚生労働省令に定める体制の整備(注1)	法第45条の13④5	○	—
	新たな事業の経営及び受託	定款	○	—
	定款細則等重要な規程の制定及び改廃	定款	○	—
	施設・事業運営に係る規程等の制定及び改廃	定款	○	—
	業務執行の決定(上記及び理事長又は業務執行理事に委任した事項を除く)	法第45条の13②1	○	—
	理事長及び業務執行理事の選定及び解職	法第45条の13②3	○	—
	評議員選任・解任委員会の委員の選任及び解任	定款	○	—
	役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除	定款	○	—
	役員等との間で締結する補償契約の内容	法第45条の22の2	○	—
	保険事業者との間で締結する役員等賠償責任保険の内容	法第45条の22の2	○	—
	評議員会の招集(開催日時、場所、議題、議案の概要)	法第45条の9⑩	○	—
	寄附の募集	定款	○	—
基本財産としての株式保有	定款	○	—	
承認事項	収支予算及び事業計画	定款	○	—
	収支予算及び事業計画の同意	定款(租特法対応)	—	○
	計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書	法第45条の28③	○	—
	財産目録	規則第2条の40②	○	—
	理事による競業、利益相反取引等	法第45条の16④	○	—
	基本財産の処分又は担保提供	定款	○	—
	基本財産の処分又は担保提供の同意	定款(租特法対応)	—	○
	臨機の措置(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄の同意)	定款	(○)	○
	公益事業の運営に関する事項の同意	定款	(○)	○
	収益事業の運営に関する事項の同意	定款	(○)	○
報告事項	理事長及び業務執行理事による業務の執行状況	法第45条の16③	—	—
	利益相反取引等を行った理事による取引に関する重要な事実	一般法人法第92条②	—	—
	監事による理事の不法行為等	一般法人法第100条	—	—

注1：普通決議の場合は、出席した理事の過半数の同意があれば決議は成立するが、特別決議の場合は、出席した理事ではなく、決議に参加できる理事総数の3分の2(定款で割合を定める場合はその割合)以上の同意が必要となる。

注2：普通決議の蘭中(○)とあるのは法人の判断で、これらに事項に係る決議を普通決議とする旨定款に記載することは可能であるが、租税特別措置法第40条に対応した定款を作成した場合には、必ず特別決議としなければならないので注意を要する。



評 議 員 会				
区分	議 題 項 目	根拠	決議方法	
			普通	特別 (注3)
決定事項	理事及び監事（並びに会計監査人）の選任	法第 43 条①②	○	—
	理事（並びに会計監査人）の解任	法第 45 条の 4①②	○	—
	理事の報酬等の額（定款に定めていない場合）	法第 45 条の 16④	○	—
	監事の報酬等の額（定款に定めていない場合）	法第 45 条の 18③	○	—
	役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除	法第 45 条の 22 の 2 法第 45 条の 9②	—	○
	評議員会の延期又は続行	一般法人法第 192 条	○	—
	清算人の選任	法第 46 条の 6①③	○	—
	清算人の解任（裁判所が選任した者を除く）	法第 46 条の 7①	○	—
	合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡	定款	○	—
	基本財産の処分及び担保提供	定款	○	—
	解散に伴う残余財産の処分	定款	○	—
	監事の解任	法第 45 条の 4① 法第 45 条の 9①	—	○
	定款の変更	法第 45 条の 36① 法第 45 条の 9③	—	○
	法人の解散	法第 46 条①1 法第 45 条の 9④	—	○
承認事項	理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の基準	法第 45 条の 35②	○	—
	計算書類及び財産目録（注2）	法第 45 条の 30②	○	—
	社会福祉充実計画	法第 55 条の 2⑦	○	—
	吸収合併契約（合併消滅法人）	法第 52 条 法第 45 条の 9⑤	—	○
	吸収合併契約（合併存続法人）	法第 54 条の 2① 法第 45 条の 9⑤	—	○
	新設合併契約	法第 54 条の 8 法第 45 条の 9⑤	—	○
	事業計画及び収支予算	定款（租特法対応）	○	—
	臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）	定款（租特法対応）	○	—
	公益事業の運営に関する事項	定款（租特法対応）	○	—
	収益事業の運営に関する事項	定款（租特法対応）	○	—
	役員等の法人に対する損害賠償責任の全額免除	法第 45 条の 22 の 2	—	○ (全員)
報告事項	法令違反等の恐れのある議案に係る監事の調査結果	一般法人法第 102 条	—	—
	監事による会計監査人の解任の理由等	法第 45 条の 5③	—	—
	理事長又は業務執行理事からの事業報告	法第 45 条の 30③	—	—
	計算書類（会計監査人設置法人のみ）	法第 45 条の 31	—	—

注1：収益規模として収益が30億円を超える法人又は負債が60億円を超える法人については、内部管理体制の整備が義務づけられている。

注2：会計監査人設置法人の場合は報告事項となる。

注3：普通決議の場合は、出席した評議員の過半数の同意があれば決議は成立するが、特別決議の場合は、出席した評議員ではなく、決議に参加できる評議員の3分の2（定款で割合を定める場合はその割合）以上又は全員の同意が必要となる。

## 【別紙2】

## 計算書類及び計算書類附属明細書一覧表

番号	区分	書類の名称	根拠省令等	様式名称	承認	
					理事会	評議員会
①	計算	法人単位資金収支計算書	会計基準	第1号第1様式	○	○
②	計算	資金収支内訳表	会計基準	第1号第2様式	○	○
③	計算	事業区分資金収支内訳表	会計基準	第1号第3様式	○	○
④	計算	拠点区分資金収支計算書	会計基準	第1号第4様式	○	○
⑤	計算	法人単位事業活動計算書	会計基準	第2号第1様式	○	○
⑥	計算	事業活動内訳表	会計基準	第2号第2様式	○	○
⑦	計算	事業区分事業活動内訳表	会計基準	第2号第3様式	○	○
⑧	計算	拠点区分事業活動計算書	会計基準	第2号第4様式	○	○
⑨	計算	法人単位貸借対照表	会計基準	第3号第1様式	○	○
⑩	計算	貸借対照表内訳表	会計基準	第3号第2様式	○	○
⑪	計算	事業区分貸借対照表内訳表	会計基準	第3号第3様式	○	○
⑫	計算	拠点区分貸借対照表	会計基準	第3号第4様式	○	○
⑬	計算	計算書類に対する注記（法人全体用）	会計基準運用取扱	別紙1	○	○
⑭	計算	計算書類に対する注記（拠点区分用）	会計基準運用取扱	別紙2	○	○
⑮	明細	借入金明細書	会計基準運用取扱	別紙3（①）	○	—
⑯	明細	寄附金収益明細書	会計基準運用取扱	別紙3（②）	○	—
⑰	明細	補助金事業等収益明細書	会計基準運用取扱	別紙3（③）	○	—
⑱	明細	事業区分及び拠点区分間繰入金明細書	会計基準運用取扱	別紙3（④）	○	—
⑲	明細	事業区分及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書	会計基準運用取扱	別紙3（⑤）	○	—
⑳	明細	基本金明細書	会計基準運用取扱	別紙3（⑥）	○	—
㉑	明細	国庫補助金等特別積立金明細書	会計基準運用取扱	別紙3（⑦）	○	—
㉒	明細	基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書	会計基準運用取扱	別紙3（⑧）	○	—
㉓	明細	引当金明細書	会計基準運用取扱	別紙3（⑨）	○	—
㉔	明細	拠点区分資金収支明細書	会計基準運用取扱	別紙3（⑩）	○	—
㉕	明細	拠点区分事業活動明細書	会計基準運用取扱	別紙3（⑪）	○	—
㉖	明細	積立金・積立資産明細書	会計基準運用取扱	別紙3（⑫）	○	—
㉗	明細	サービス区分間繰入金明細書	会計基準運用取扱	別紙3（⑬）	○	—
㉘	明細	サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書	会計基準運用取扱	別紙3（⑭）	○	—
㉙	明細	就労支援事業別事業活動明細書	会計基準運用取扱	別紙3（⑮）	○	—
㉚	明細	就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）	会計基準運用取扱	別紙3（⑮-2）	○	—
㉛	明細	就労支援事業製造原価明細書	会計基準運用取扱	別紙3（⑯）	○	—
㉜	明細	就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）	会計基準運用取扱	別紙3（⑯-2）	○	—
㉝	明細	就労支援事業販管費明細書	会計基準運用取扱	別紙3（⑰）	○	—
㉞	明細	就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）	会計基準運用取扱	別紙3（⑰-2）	○	—
㉟	明細	就労支援事業明細書	会計基準運用取扱	別紙3（⑱）	○	—
㊱	明細	就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）	会計基準運用取扱	別紙3（⑱-2）	○	—
㊲	明細	授産事業費用明細書	会計基準運用取扱	別紙3（⑲）	○	—

注1 区分の欄が「明細」となっているものについては、該当事由がない場合はその作成を省略できる。

注2 ⑮から㉒に掲げる明細は法人全体で、㉓から㉘に掲げる明細は、拠点区分単位で作成すれば足りるものとする。

注3 介護保険サービス、障害福祉サービス事業を実施する拠点にあっては㉔の拠点区分資金収支計算書を、子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点にあっては、㉕の拠点区分事業活動計算書の作成の省略することができる。

また、上記以外の事業を実施する拠点にあっては、㉔及び㉕のいずれか1つの明細を作成すれば足りるが、各拠点の経営状況を把握する上では、いずれの事業であっても2つの計算書を作成する必要がある。

注4 サービス区分が1つの拠点については、㉔及び㉕の明細のいずれについても、その作成を省略することができる。

【参考1】

社会福祉法人が定める規程等一覧表

区分	規程等の名称	作成例
規 範	定款	社会福祉法定款例：島根県版 法人社協モデル定款（参考）
	定款細則	
	定款細則	定款細則例
	評議員選任・解任委員会運営規程	評議員選任・解任委員会の運営に関する規程例
	評議員会運営規程	社会福祉法人評議員会運営規程例
	理事会運営規程	社会福祉法人理事会運営規程例
	理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準	役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程例 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程例（常勤役員のみ無報酬の場合） 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程例（役員及び評議員のすべてが無報酬の場合）
	理事長委任規程	理事長委任規程例
	事務決裁規程	社会福祉法人事務決裁規程例
	経理規程	社会福祉法人モデル経理規程（参考） 社会福祉協議会モデル経理規程（参考）
	経理規程細則	社会福祉法人モデル経理規程細則（参考）
	監事監査規程	監事監査実施規程例
	庶 務	情報公開・開示規程
文書管理規程		社会福祉法人事務処理規程例
公印等取扱規程		社会福祉法人公印管理規程例
人 事 労 務 管 理	職員任用規程	—
	就業規則	労働基準監督署又は社会保険労務士等の専門家の助言を受けて作成
	就業規則	
	パートタイム職員就業規則	
	給与規程	
	旅費規程	
	育児休業等に関する規則	
	介護休業等に関する規則	
	安全衛生管理規程	
	ハラスメント防止規程	
宿直に関する規程		
私用車借上規程	社会福祉法人私用車借上規程例	
会 計 処 理	契約事務処理規程	社会福祉法人契約事務処理規程例
	口座引落払事務処理規程	社会福祉法人口座引落払事務処理規程例
	インターネットバンキング利用規程	社会福祉法人インターネットバンキング利用規程例
	クレジットカード使用規程	社会福祉法人クレジットカード使用規程例
	債権管理規程	社会福祉法人債権管理規程例
	財産運用規程	社会福祉法人財産管理規程例
	利用者からの預り資産管理規程	社会福祉法人受託財産管理規程例
	内部監査規程	社会福祉法人内部監査規程例
事 業 運 営	個人情報保護規程	社会福祉法人個人情報保護規程例
	特定個人情報（マイナンバー）保護規程	社会福祉法人特定個人情報保護規程例
	苦情解決実施要領	社会福祉法人苦情解決実施要領例

区分	規程等の名称	作成例
事業運営	利用者の権利擁護規程	社会福祉法人利用者の権利擁護規程例
	権利擁護ガイドライン	—
	職員倫理規程	社会福祉法人職員倫理規程例
	「職員倫理規程」に基づく行動指針	—
	防火管理規程（消防計画）	地元の消防署と協議の上作成
	防災計画（土砂災害・原子力発電）	
	リスク管理規程	社会福祉法人リスク管理規程例
	事故対応マニュアル	—
	感染症対応マニュアル	—

【参考2】

会計帳簿の作成に係る補助簿一覧表

区分	勘定科目	補助簿	補助簿作成の要否	
流動資産	現金預金			
	現金	現金出納帳 金種別現金管理表	現金出納帳は、現金について毎日仕訳を行っていれば省略は可 金種別現金管理表は状況に応じ作成	
	(小口現金)	(小口現金出納簿)	作成の省略は不可	
	預金	預金(貯金)出納簿 当座預金残高調整表	預金通帳等で取引内容が確認できれば省略は可	
	有価証券	有価証券管理台帳	要作成	
	未収金	未収金等管理台帳	総勘定元帳で取引が管理できれば省略は可	
	未収補助金			
	受取手形	手形小切手管理台帳	要作成	
	貯蔵品	棚卸資産受払簿	1品当たりの購入価額が低く、かつ総勘定元帳で取引が管理できれば省略は可 ただし、就労支援事業に係るものについては原則要作成	
	医薬品			
	診療・療養費等材料費			
	給食用材料			
	商品・製品			
	仕掛品			
	原材料			
	立替金	立替金等管理台帳	総勘定元帳で取引が管理できれば省略は可	
	仮払金			
	前払金			
	前払費用			
	1年以内回収予定長期貸付金	貸付金管理台帳	総勘定元帳で取引が管理できれば省略は可	
短期貸付金				
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	会計間借入(貸付)金管理台帳	事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書で取引が管理できれば省略は可		
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金				
事業区分間短期貸付金				
拠点区分間短期貸付金				
徴収不能引当金	徴収不能引当金台帳	要作成		
固定資産	基本財産	土地	固定資産管理台帳	作成の省略は不可
		建物		
		定期預金		
		投資有価証券	有価証券管理台帳	要作成
	その他の固定資産	土地	固定資産管理台帳	作成の省略は不可
		建物		
		構築物		
		機械及び装置		
		車両運搬具		
		器具及び備品		
		権利		
		ソフトウェア		
	建設仮勘定	建設仮勘定管理台帳	要作成	

区分	勘定科目	補助簿	適用	
固定資産	その他の固定資産	有形リース資産	リース資産管理台帳	要作成
		無形リース資産		
		投資有価証券	有価証券管理台帳	要作成
		長期貸付金	貸付金管理台帳	総勘定元帳で取引が管理できれば省略は可
		事業区分間長期貸付金	会計間貸付(借入)金管理台帳	事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書で取引が管理できれば省略は可
		拠点区分間長期貸付金		
		退職給付引当資産	引当金管理台帳	引当金明細書で取引が管理できれば省略は可
		役員退職慰労金引当資産		
		長期預り金積立資産	長期預り金台帳	要作成
		長期前払費用	長期前払費用管理台帳	
		(何)積立資産	積立金・積立資産管理台帳	積立金・積立資産明細書で取引が管理できれば省略は可
		差入保証金	保証金台帳	総勘定元帳で取引が管理できれば省略は可
		その他の固定資産	その他の固定資産管理台帳	
流動負債	事業未払金	未払金等管理台帳	総勘定元帳で取引が管理できれば省略は可	
	その他の未払金			
	未払費用			
	支払手形	手形小切手管理台帳	要作成	
	短期運営資金借入金	借入金管理台帳	借入金明細書で取引が管理できれば省略は可	
	役員等短期借入金			
	1年以内返済予定長期設備資金借入金			
	1年以内返済予定長期運営資金借入金			
	1年以内返済予定役員等長期運営資金借入金	会計間借入(貸付)金管理台帳	事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書で取引が管理できれば省略は可	
	1年以内返済予定事業区分間借入金			
	1年以内返済予定拠点区分間借入金			
	事業区分間短期借入金			
	拠点区分間短期借入金	リース資産管理台帳	要作成	
	1年以内返済予定長期リース債務			
	1年以内返済予定長期未払金	長期未払金管理台帳	要作成	
	預り金	預り金管理台帳	要作成	
	職員預り金			
	賞与引当金	引当金管理台帳	引当金明細書で取引が管理できれば省略は可	
	前受金	前受金等管理台帳	総勘定元帳で取引が管理できれば省略は可	
	前受収益			
仮受金				
その他流動負債	その他流動負債管理台帳	総勘定元帳で取引が管理できれば省略は可		
固定負債	設備資金借入金	借入金台帳	借入金明細書で取引が管理できれば省略は可	
	長期運営資金借入金			
	役員等長期借入金			

区分	勘定科目	補助簿	補助簿作成の要否
固定負債	事業区分間長期借入金	会計間借入(貸付)金管理台帳	事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書で取引が管理できれば省略は可
	拠点区分間長期借入金		
	リース債務	リース資産管理台帳	要作成
	長期未払金	長期未払金管理台帳	要作成
	長期預り金	長期預り金台帳	要作成
	退職給与引当金	引当金管理台帳	要作成
	役員退職慰労金引当金		
	その他の固定負債		
純資産	基本金	基本金台帳 寄附金品台帳	基本金台帳については基本金明細書で取引が管理できれば作成の省略は可 寄附金品台帳は要作成
	国庫補助金等特別積立金	国庫補助金等特別積立金台帳	補助金事業等収益明細書で取引が管理できれば作成の省略は可
	その他の積立金	積立金・積立資産管理台帳	積立金・積立資産明細書で取引が管理できれば作成の省略は可
	(何)積立金		
次期繰越活動増減差額			

参照文献：全国社会福祉協議会社会福祉法人モデル経理規程

【参考3】

社会福祉法に基づき社会福祉法人が作成する書類の保存年限等一覧表

書類の名称	備置年数	保存年数	様式	公表	提出
1. 評議員会議事録	10年（5年）	永年	○	▲	—
2. 理事会議事録	10年	永年	○	▲	—
3. 役員等名簿	5年（3年）	永年	○	○	○
4. 評議員選任・解任委員会議事録	—	10年	—	—	—
5. 事業計画	—	3年	—	—	○
6. 資金収支予算書	—	3年	—	—	—
7. 現況報告書	—	5年	○	○	○
8. 事業報告	5年（3年）	5年	—	△	○
9. 事業報告附属明細書	5年（3年）	5年	—	△	○
10. 監査報告	5年（3年）	5年	○	△	○
11. 会計監査報告	5年（3年）	5年	—	△	○
12. 法人単位貸借対照表（3-1）	5年（3年）	10年	○	○	○
13. 貸借対照表内訳表（3-2）	5年（3年）	10年	○	○	○
14. 事業区分貸借対照表内訳表（3-3）	5年（3年）	10年	○	○	○
15. 拠点区分貸借対照表（3-4）	5年（3年）	10年	○	○	○
16. 法人単位資金収支計算書（1-1）	5年（3年）	10年	○	○	○
17. 資金収支内訳表（1-2）	5年（3年）	10年	○	○	○
18. 事業区分資金収支内訳表（1-3）	5年（3年）	10年	○	○	○
19. 拠点区分資金収支計算書（1-4）	5年（3年）	10年	○	○	○
20. 法人単位事業活動計算書（2-1）	5年（3年）	10年	○	○	○
21. 事業活動内訳表（2-2）	5年（3年）	10年	○	○	○
22. 事業区分事業活動内訳表（2-3）	5年（3年）	10年	○	○	○
23. 拠点区分事業活動計算書（2-4）	5年（3年）	10年	○	○	○
24. 借入金明細書（①）	—	10年	○	△	○
25. 寄附金収益明細書（②）	—	10年	○	△	○
26. 補助金事業等収益明細書（③）	—	10年	○	△	○
27. 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書（④）	—	10年	○	△	○
28. 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書（⑤）	—	10年	○	△	○
29. 基本金明細書（⑥）	—	10年	○	△	○
30. 国庫補助金等特別積立金明細書（⑦）	—	10年	○	△	○
31. 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書（⑧）	—	10年	○	△	○
32. 引当金明細書（⑨）	—	10年	○	△	○
33. 拠点区分資金収支明細書（⑩）	—	10年	○	△	○
34. 拠点区分事業活動明細書（⑪）	—	10年	○	△	○
35. 積立金・積立資産明細書（⑫）	—	10年	○	△	○
36. サービス区分間繰入金明細書（⑬）	—	10年	○	△	○
37. サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書（⑭）	—	10年	○	△	○
38. 就労支援事業別事業活動明細書（⑮）	—	10年	○	△	○
39. 就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）（⑮-2）	—	10年	○	△	○
40. 就労支援事業製造原価明細書（⑯）	—	10年	○	△	○
41. 就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）（⑯-2）	—	10年	○	△	○
42. 就労支援事業販管費明細書（⑰）	—	10年	○	△	○
43. 就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）（⑰-2）	—	10年	○	△	○



書類の名称	備置年数	保存年数	様式	公表	提出
44. 就労支援事業明細書 (⑱)	—	10年	○	△	○
45. 就労支援事業明細書 (多機能型事業所等用) (⑱-2)	—	10年	○	△	○
46. 授産事業費用明細書 (⑲)	—	10年	○	△	○
47. 財産目録	5年 (3年)	5年	○	△	○
48. 総勘定元帳	—	10年	—	—	—
49. 仕訳日記帳	—	10年	—	—	—
50. 会計伝票	—	10年	—	—	—
51. 月次試算表	—	10年	—	—	—
52. 予算管理表	—	10年	—	—	—
53. 現金出納帳	—	10年	—	—	—
54. 小口現金出納帳	—	10年	—	—	—
55. 預金 (貯金) 出納帳	—	10年	—	—	—
56. 当座預金残高調整表	—	5年	—	—	—
57. 有価証券台帳 (有価証券、投資有価証券)	—	常用	—	—	—
58. 未収金等管理台帳 (未収金、未収補助金)	—	10年	—	—	—
59. 手形小切手管理台帳	—	10年	—	—	—
60. 棚卸資産受払簿 (貯蔵品、医薬品、診療・医療費等材料費、給食用材料、商品・製品、仕掛品、原材料)	—	10年	—	—	—
61. 立替金等管理台帳 (立替金、仮払金、前払金、前払費用)	—	10年	—	—	—
62. 保証金台帳 (差入保証金、受入保証金)	—	常用	—	—	—
63. 貸付金管理台帳 (短期貸付金、長期貸付金)	—	常用	—	—	—
64. 固定資産管理台帳	—	常用	○	—	—
65. 建設仮勘定管理台帳	—	10年	—	—	—
66. リース資産管理台帳	—	常用	—	—	—
67. 長期預り金台帳	—	常用	—	—	—
68. 長期前払費用台帳	—	常用	—	—	—
69. 物品管理台帳 (10万円未満の備品)	—	常用	—	—	—
70. 未払金等管理台帳 (事業未払金、その他の未払金、未払費用)	—	10年	—	—	—
71. 預り金台帳 (預り金、職員預り金)	—	10年	—	—	—
72. 前受金等管理台帳 (前受金、前受収益、仮払金)	—	10年	—	—	—
73. 借入金台帳 (短期借入金、長期借入金)	—	常用	—	—	—
74. 長期未払金管理台帳	—	常用	—	—	—
75. 長期預り金台帳	—	常用	—	—	—
76. 引当金管理台帳 (賞与引当、退職給付引当、退職慰労引当、徴収不能引当) ※引当資産を含む	—	常用	—	—	—
77. 基本金台帳	—	常用	○	—	—
78. 寄附金品台帳	—	常用	○	—	—
79. 国庫補助金等特別積立金台帳	—	常用	—	—	—
80. 積立金等管理台帳 (積立金、積立財産)	—	常用	—	—	—
81. 会計間繰入 (繰出) 金管理台帳	—	10年	—	—	—
82. 会計間短期貸付 (借入) 金台帳	—	10年	—	—	—
83. 会計間長期貸付 (借入) 金台帳	—	10年	—	—	—

※8～23及び47の書類については、理事会議事録添付資料として議事録に袋とじにして保存される場合は、保存期間は永年となる。

なお、この表に掲げる保存年限以上の保存年限を設定することは特に差し支えないものとする。

※公表の欄中○はインターネット等を利用しての公表書類、△は制限なしでの閲覧公開書類、▲は債権者等の請求に基づく閲覧公開書類を表示している。

【参考4】

社会福祉事業の内容一覧

◇第1種社会福祉事業

施設・事業名	事業内容等
①生活保護法に規定する施設	
救護施設 (生活保護法第38条第2項)	身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設
更生施設 (生活保護法第38条第3項)	身体上または精神上の理由により養護および生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設
宿所提供施設 (生活保護法第38条第6項) (社会福祉法第2条第2項第1号)	住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設
②その他生計困難者を無料または低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設 (社会福祉法第2条第2項第1号)	—
③生計困難者に対し助葬を行う事業 (社会福祉法第2条第2項第1号)	—
④児童福祉法に規定する施設	
乳児院 (児童福祉法第37条)	乳児(保健上その他の理由により特に必要のある場合には、概ね2歳未満の乳児を含む)を入院させて、これを養育することを目的とする施設
母子生活支援施設 (児童福祉法第38条)	配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子およびその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設
児童養護施設 (児童福祉法第41条)	乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設
障害児入所施設 (児童福祉法第42条)	障害児を入所させて、下記の支援を行うことを目的とする施設
福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導および独立自活に必要な知識技能の付与
医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与および治療
児童心理治療施設 (児童福祉法第43条の2)	軽度の情緒障害を有するおおむね12歳未満の児童を、短期間入所させ、または保護者のもとから通わせて、その情緒障害を治すことを目的とする施設
児童自立支援施設 (児童福祉法第44条)	不良行為をなし、またはなすおそれのある児童および家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者のもとから通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設
⑤老人福祉法に規定する施設(老人福祉施設)	
養護老人ホーム (老人福祉法第20条の4)	65歳以上の者であって、環境上の理由および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを、市町村による措置に基づき入所させ、養護することを目的とする施設
特別養護老人ホーム (老人福祉法第20条の5)	介護保険法の規定による介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者または生活保護法の規定による介護老人福祉施設サービスに係る介護扶助に係る者を入所させ、または市町村による措置に基づき、身体上または精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、かつ居宅において常時介護を受けることが困難であり、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められる65歳以上の者を入所させ、養護することを目的とする施設

施設・事業名	事業内容等
軽費老人ホーム (老人福祉法第20条の6)	無料または低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム以外のもの
⑥障害者総合支援法に規定する施設	
障害者支援施設 (障害者総合支援法第5条の11)	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害サービス（生活介護、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援B型）を行う施設
⑦売春防止法に規定する施設	
婦人保護施設 (売春防止法第36条)	要保護女子（性行または環境に照らして売春を行うおそれのある女子）を入所させて保護するための施設
⑧授産施設を営む事業 (社会福祉法第2条第2項第7号) (生活保護法第38条第5項)	身体上若しくは精神上の理由または世帯の事業により就業能力の限られている要保護者に対して、就労または技能の修得のために必要な機会および便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設
⑨生計困難者に対して無利子または低利で資金を融通する事業 (社会福祉法第2条第2項第7号)	

※上記表のうち①、②及び④から⑧までの施設を「社会福祉施設」という。

【第2種社会福祉事業】

施設・事業名	事業内容等
①生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品もしくはこれに要する金銭を与え、または生活に関する相談に応ずる事業 (社会福祉法第2条第3項第1号)	—
②生活困窮者自立支援法に規定する事業	
生活困窮者就労訓練事業 (生活困窮者自立支援法第16条第1項)	雇用による就労を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
③児童福祉法に規定する事業及び施設	
障害児通所支援事業 (児童福祉法第6条の2の2第2項～第4項、第5項)	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を行う事業
障害児相談支援事業 (児童福祉法第6条の2の2第8項、第9項)	障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う事業
児童自立生活援助事業 (児童福祉法第6条の3第1項)	以下に掲げる者に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し、相談その他の援助を行う事業 ①義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であって、里親への委託措置や児童養護施設等への施設入所（以下「措置」という。）を解除された者その他厚生労働省令で定める者 ②高等学校の生徒又は大学生その他の厚生労働省令で定める者であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者のうち、措置解除者等である者
放課後児童健全育成事業 (児童福祉法第6条の3第2項)	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業
子育て短期支援事業 (児童福祉法第6条の3第3項)	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業
乳児家庭全戸訪問事業 (児童福祉法第6条の3第4項)	一の市町村（特別区を含む。以下同じ）の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業
養育支援訪問事業 (児童福祉法第6条の3第5項)	厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業
地域子育て支援拠点事業 (児童福祉法第6条の3第6項)	厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
一時預かり事業	家庭において保育（養護及び教育（幼保連携型認定こども園で行う教育を除

施設・事業名	事業内容等
(児童福祉法第6条の3第7項)	く。)を行うことをいう。以下同じ。)を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
小規模住居型児童養育事業 (児童福祉法第6条の3第8項)	里親への委託措置や児童養護施設等への施設入所に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者(里親を除く。)の住居において養育を行う事業
小規模保育事業 (児童福祉法第6条の3第10項)	①保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が6名以上19名以下に限る。) ②満3歳以上の幼児に係る保育体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを①の施設において保育を行う事業
病児保育事業 (児童福祉法第6条の3第13項)	保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により、家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設において、保育(病児、病後児、体調不良児対応型)を行う事業
子育て援助活動支援事業 (児童福祉法第6条の3第14項)	厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けたいことを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者(個人に限る。以下「援助希望者」という。)との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業 ①児童を一時的に預かり、必要な保護(宿泊を伴って行うものを含む。)を行うこと ②児童が円滑に外出ができるよう、その移動を支援すること
児童福祉施設	
助産施設 (児童福祉法第36条)	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設
保育所(保育所型認定こども園を含む。) (児童福祉法第39条)	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が20名以上のものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)
児童厚生施設 (児童福祉法第40条)	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設
児童家庭支援センター (児童福祉法第44条の2第1項)	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他の援助を行うほか、都道府県または児童相談所長からの委託を受けて指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設
児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 (社会福祉法第2条第3項第2号)	—
④就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合)	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的

施設・事業名	事業内容等
的な提供の推進に関する法律第2条第7項 (児童福祉法第39条の2)	として設置される施設
⑤民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に規定する養子縁組あっせん事業	—
⑥母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する事業及び施設	
母子家庭日常生活支援事業 (母子父子寡婦福祉法第17条第1項)	配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病、その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められる場合において、都道府県または市町村による措置に基づき、その者の居宅における乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもって行う生活および生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業
父子家庭日常生活支援事業 (母子父子寡婦福祉法第31の7条第1項)	配偶者のいない男子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病、その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められる場合において、都道府県または市町村による措置に基づき、その者の居宅における乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもって行う生活および生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業
寡婦日常生活支援事業 (母子父子寡婦福祉法第33条第1項)	寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められる場合において、都道府県または市町村の措置に基づき、その者につき、その者の居宅における食事の世話もしくは専門的知識をもって行う生活および生業に関する助言、指導その他の日常生活等を営むのに必要な便宜を供与する事業
母子・父子福祉施設	
母子・父子福祉センター (母子父子寡婦福祉法第39条第2項)	無料または低額な料金で、母子家庭等に対して各種の相談に応ずるとともに、生活指導および生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設
母子・父子休養ホーム (母子父子寡婦福祉法第39条第3項)	無料または低額な料金で、母子家庭等に対してレクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする施設
⑦老人福祉法に規定する事業	
老人居宅介護等事業 (老人福祉法第5条の2第2項)	ア 市町村による措置に係る者 イ 介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者又は同法の規定による第1号訪問事業であって厚生労働省令で定めるものを利用する者 ウ 生活保護法の規定による居宅介護（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護に限る。）又は介護予防・日常生活支援（第1号訪問事業であって厚生労働省令に定めるものによる支援に相当する支援に限る。）に係る介護扶助に係る者 これらの者の居宅において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与する事業又は第1号訪問事業であって厚生労働省令で定めるもの
老人デイサービス事業 (老人福祉法第5条の2第3項)	ア 市町村による措置に係る者 イ 介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予

施設・事業名	事業内容等
	<p>防サービス若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者又は第1号通所事業であって厚生労働省令で定める者を利用する者</p> <p>ウ 生活保護法の規定による居宅介護（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護に限る。）、介護予防（介護予防認知症対応型通所介護に限る。）又は介護予防・日常生活支援（第1号訪問事業であって厚生労働省令に定めるものによる支援に相当する支援に限る。）に係る介護扶助に係る者</p> <p>特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業又は第1号通所事業であって厚生労働省令で定めるもの</p>
<p>老人短期入所事業 （老人福祉法第5条の2第4項）</p>	<p>ア 市町村による措置に係る者</p> <p>イ 介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者</p> <p>ウ 生活保護法の規定による居宅介護（短期入所生活介護に限る。）又は介護予防（介護予防短期入所生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者</p> <p>これらの者を特別養護老人ホームその他厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業</p>
<p>小規模多機能型居宅介護事業 （老人福祉法第5条の2第5項）</p>	<p>ア 市町村による措置に係る者</p> <p>イ 介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者</p> <p>ウ 生活保護法の規定による居宅介護（小規模多機能型居宅介護に限る。）又は介護予防（介護予防小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る介護扶助に係る者</p> <p>これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じてこれらの者の選択に基づき、これらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせて、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排泄、食事等の介護等の介護その他日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業</p>
<p>認知症対応型老人共同生活援助事業 （老人福祉法第5条の2第6項）</p>	<p>ア 市町村による措置に係る者</p> <p>イ 介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者</p> <p>ウ 生活保護法の規定による居宅介護（認知症対応型共同生活介護に限る。）又は介護予防（介護予防認知症対応型共同生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者</p> <p>これらの者が共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業</p>
<p>複合型サービス福祉事業 （老人福祉法第5条の2第7項）</p>	<p>ア 市町村による措置に係る者</p> <p>イ 介護保険法の規定による複合型サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を含むものに限る。）に係る地域密着型介護サービス費又は特例地域密着</p>

施設・事業名	事業内容等
	<p>型介護サービス費の支給に係る者</p> <p>ウ 生活保護法による居宅介護（複合型サービスに限る。）に係る介護扶助に係る者</p>
<p>老人福祉施設</p> <p>老人デイサービスセンター (老人福祉法第20条の2の2)</p> <p>老人短期入所施設 (老人福祉法第20条の3)</p> <p>老人福祉センター (老人福祉法第20条の7)</p> <p>老人介護支援センター (老人福祉法第20条の7の2)</p>	<p>ア 市町村による措置に係る者</p> <p>イ 介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者又は第1号通所事業であって厚生労働省令で定める者を利用する者</p> <p>ウ 生活保護法の規定による居宅介護（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護に限る。）、介護予防（介護予防認知症対応型通所介護に限る。）又は介護予防・日常生活支援（第1号訪問事業であって厚生労働省令で定めるものによる支援に相当する支援に限る。）に係る介護扶助に係る者</p> <p>これらの者を通わせ、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設</p> <p>ア 市町村による措置に係る者</p> <p>イ 介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者</p> <p>ウ 生活保護法の規定による居宅介護（短期入所生活介護に限る。）又は介護予防（介護予防短期入所生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者</p> <p>これらの者を短期入所させ、養護することを目的とする施設</p> <p>無料または低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設</p> <p>地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人またはその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整等の援助を総合的に行うことを目的とする施設</p>
<p>⑧障害者総合支援法に規定する事業</p>	
<p>障害福祉サービス事業 (障害者総合支援法第5条第1項)</p>	<p>居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所・重度障害者等包括支援・施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・自立生活援助及び共同生活援助を行う事業</p>
<p>一般相談支援事業 (障害者総合支援法第5条第18項)</p>	<p>基本相談支援及び地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）のいずれも行う事業</p>
<p>特定相談支援等事業 (障害者総合支援法第5条第18項)</p>	<p>基本相談支援及び計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）のいずれも行う事業</p>
<p>移動支援事業 (障害者総合支援法第5条第26項)</p>	<p>障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業</p>
<p>地域活動支援センター (障害者総合支援法第5条第27項)</p>	<p>障害者等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他厚生労働省令で定める便宜を供与する施設</p>
<p>福祉ホーム</p>	<p>現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利</p>



施設・事業名		事業内容等
	(障害者総合支援法第5条第28項)	用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設
⑨身体障害者福祉法に規定する事業及び施設		
	身体障害者生活訓練等事業 (身体障害者福祉法第4条の2第1項)	身体障害者に対する点字又は手話の訓練その他の身体障害者が日常生活又は社会生活を営むために必要な厚生労働省令で定める訓練その他の援助を提供する事業
	手話通訳事業 (身体障害者福祉法第4条の2第2項)	聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者(聴覚障害者等)につき、手話通訳等に関する便宜を供与する事業
	介助犬訓練事業 (身体障害者福祉法第4条の2第3項)	介助犬の訓練を行うとともに、肢体の不自由な身体障害者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業
	聴導犬訓練事業 (身体障害者福祉法第4条の2第3項)	聴導犬の訓練を行うとともに、聴覚障害のある身体障害者に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業
	身体障害者社会参加支援施設	
	身体障害者福祉センター (身体障害者福祉法第31条)	無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設
	補装具製作施設 (身体障害者福祉法第32条)	無料または低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設
	盲導犬訓練施設 (身体障害者福祉法第33条)	無料または低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う事業
	視聴覚障害者情報提供施設 (身体障害者福祉法第34条)	無料または低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し、又は点訳若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の厚生省令で定める便宜を供与する施設
	身体障害者の更生相談に応ずる事業 (身体障害者福祉法第9条第5項)	—
⑩知的障害者福祉法に規定する事業		
	知的障害者の更生相談に応ずる事業	—
	⑪生活困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業 (社会福祉法第2条第3項第8号)	—
	⑫生活困難者のために、無料又は低額な料金で、診療を行う事業 (社会福祉法第2条第3項第9号)	—
	⑬生活困窮者のために、無料又は低額な料金で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業 (社会福祉法第2条第3項第10号)	—
	⑭隣保事業 (社会福祉法第2条第3項第11号)	隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域の住民生活の改善及び向上を図るための各種事業を行うもの
	⑮福祉サービス利用援助事業 (社会福祉法第2条第3項第12号)	精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(社会福祉事業において提供させるものに限る。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連

施設・事業名	事業内容等
	の援助を一体的に行う事業
⑩社会福祉事業に関する連絡または助成を行う事業 (社会福祉法第2条第3項第13号)	—